

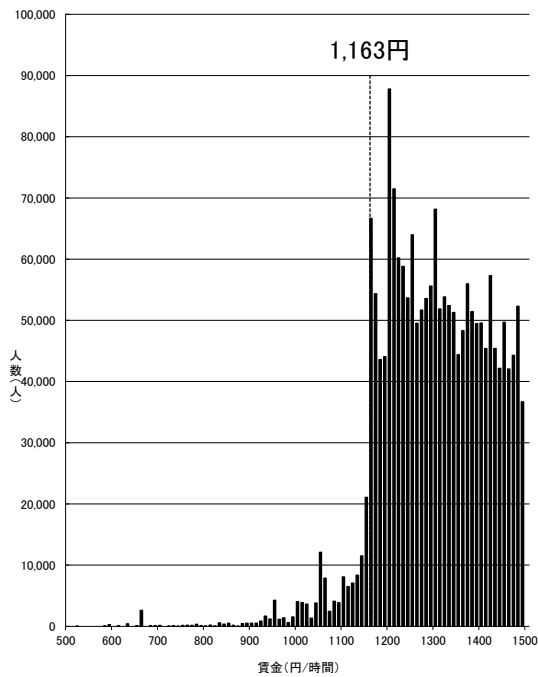
賃金分布に関する資料

(都道府県別、ランク・総合指数順)

- 1 時間当たり賃金分布（一般労働者・短時間労働者計） …… 1
- 2 時間当たり賃金分布（一般労働者） ……………14
- 3 時間当たり賃金分布（短時間労働者） ……………27

時間当たり賃金分布（一般・短時間計）

東京(A)

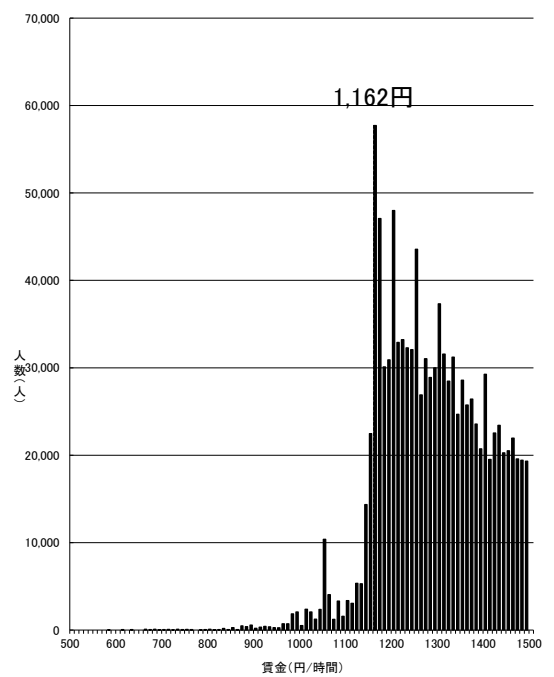


資料出所：厚生労働省「令和7年賃金構造基本統計調査特別集計」

- （注1） グラフ内記載の額は令和6年度最低賃金額である。
 （注2） 500円未満及び 1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
 （注3） 賃金額は、所定内給与額（通勤手当、精皆勤手当、家族手当を含む。）を
 所定内実労働時間数で除したものである。
 （注4） 賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

一般・短時間計

神奈川(A)

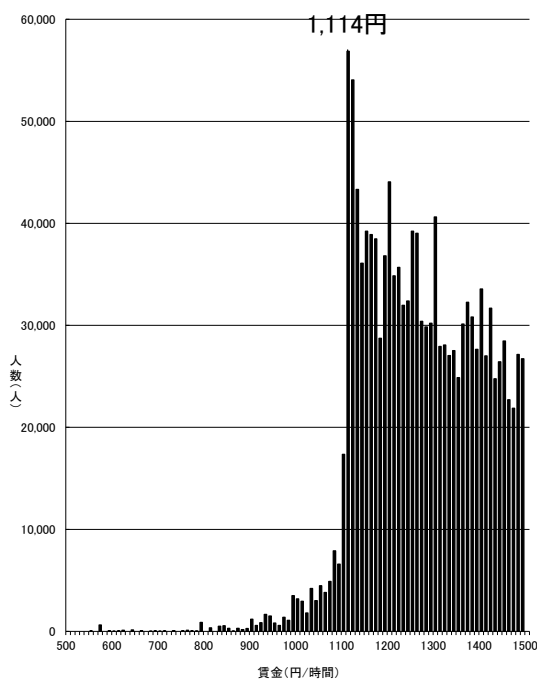


資料出所：厚生労働省「令和7年賃金構造基本統計調査特別集計」

- （注1） グラフ内記載の額は令和6年度最低賃金額である。
 （注2） 500円未満及び 1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
 （注3） 賃金額は、所定内給与額（通勤手当、精皆勤手当、家族手当を含む。）を
 所定内実労働時間数で除したものである。
 （注4） 賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

一般・短時間計

大阪(A)

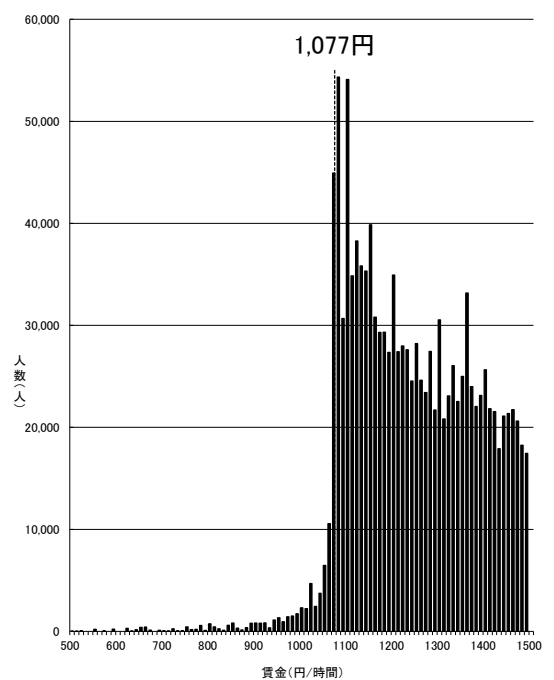


資料出所：厚生労働省「令和7年賃金構造基本統計調査特別集計」

- （注1） グラフ内記載の額は令和6年度最低賃金額である。
 （注2） 500円未満及び 1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
 （注3） 賃金額は、所定内給与額（通勤手当、精皆勤手当、家族手当を含む。）を
 所定内実労働時間数で除したものである。
 （注4） 賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

一般・短時間計

愛知(A)

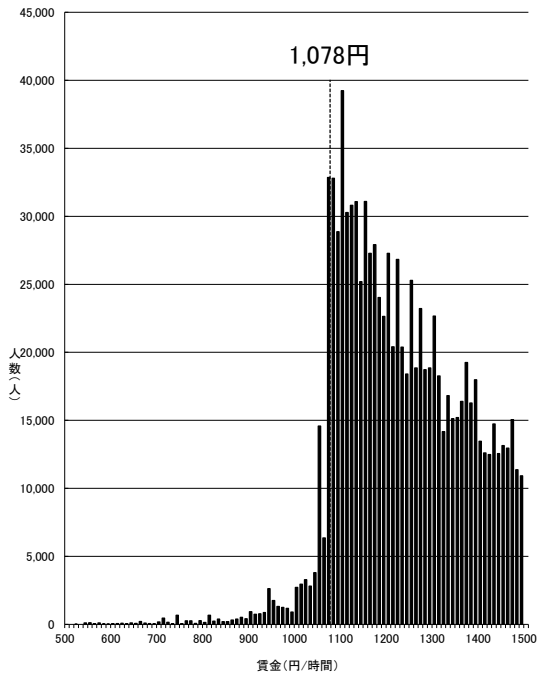


資料出所：厚生労働省「令和7年賃金構造基本統計調査特別集計」

- （注1） グラフ内記載の額は令和6年度最低賃金額である。
 （注2） 500円未満及び 1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
 （注3） 賃金額は、所定内給与額（通勤手当、精皆勤手当、家族手当を含む。）を
 所定内実労働時間数で除したものである。
 （注4） 賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

一般・短時間計

埼玉(A)

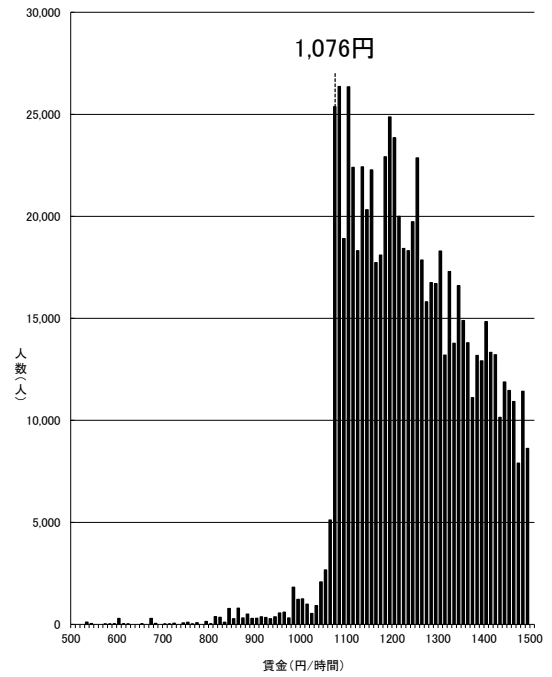


資料出所:厚生労働省「令和7年賃金構造基本統計調査特別集計」

- (注1) グラフ内記載の額は令和6年度最低賃金額である。
 (注2) 500円未満及び1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
 (注3) 賃金額は、所定内給与額(通勤手当、精皆勤手当、家族手当を含む。)を
 所定内実労働時間数で除したものである。
 (注4) 賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

一般・短時間計

千葉(A)

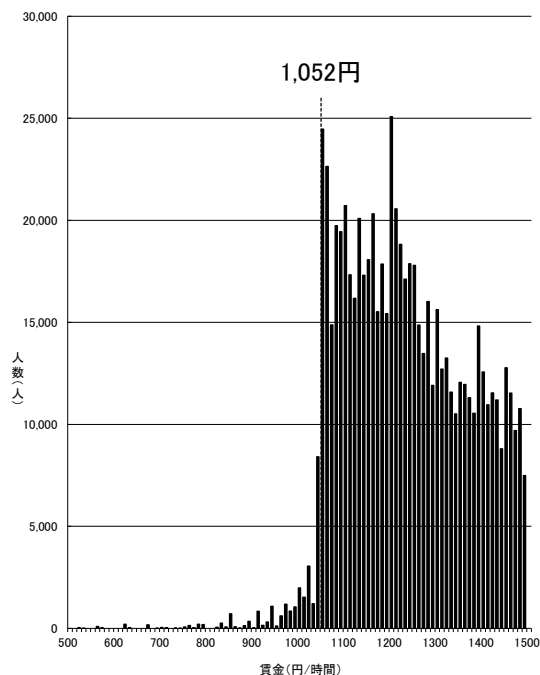


資料出所:厚生労働省「令和7年賃金構造基本統計調査特別集計」

- (注1) グラフ内記載の額は令和6年度最低賃金額である。
 (注2) 500円未満及び1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
 (注3) 賃金額は、所定内給与額(通勤手当、精皆勤手当、家族手当を含む。)を
 所定内実労働時間数で除したものである。
 (注4) 賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

一般・短時間計

兵庫(B)

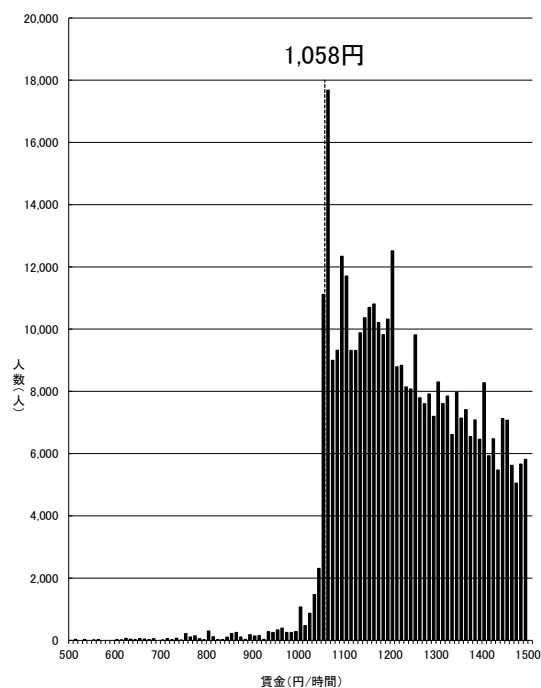


資料出所:厚生労働省「令和7年賃金構造基本統計調査特別集計」

- (注1) グラフ内記載の額は令和6年度最低賃金額である。
 (注2) 500円未満及び1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
 (注3) 賃金額は、所定内給与額(通勤手当、精皆勤手当、家族手当を含む。)を所定内実労働時間数で除したものである。
 (注4) 賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

一般・短時間計

京都(B)

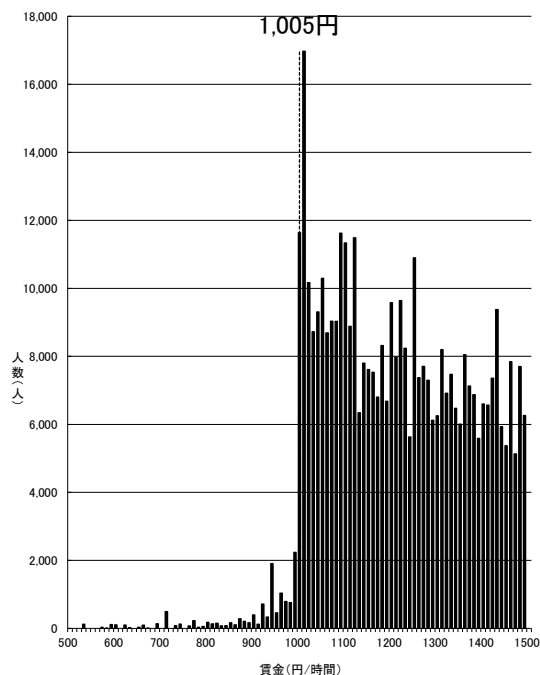


資料出所:厚生労働省「令和7年賃金構造基本統計調査特別集計」

- (注1) グラフ内記載の額は令和6年度最低賃金額である。
 (注2) 500円未満及び1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
 (注3) 賃金額は、所定内給与額(通勤手当、精皆勤手当、家族手当を含む。)を所定内実労働時間数で除したものである。
 (注4) 賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

一般・短時間計

茨城(B)

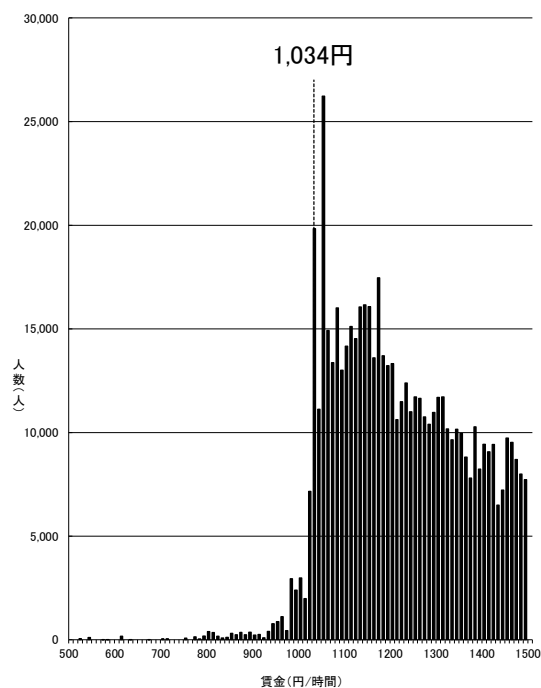


資料出所:厚生労働省「令和7年賃金構造基本統計調査特別集計」

- (注1) グラフ内記載の額は令和6年度最低賃金額である。
 (注2) 500円未満及び1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
 (注3) 賃金額は、所定内給与額(通勤手当、精皆勤手当、家族手当を含む。)を所定内実労働時間数で除したものである。
 (注4) 賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

一般・短時間計

静岡(B)

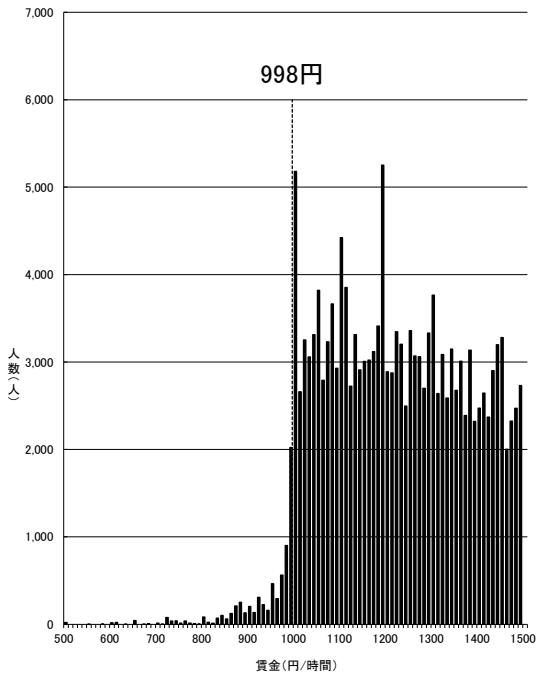


資料出所:厚生労働省「令和7年賃金構造基本統計調査特別集計」

- (注1) グラフ内記載の額は令和6年度最低賃金額である。
 (注2) 500円未満及び1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
 (注3) 賃金額は、所定内給与額(通勤手当、精皆勤手当、家族手当を含む。)を所定内実労働時間数で除したものである。
 (注4) 賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

一般・短時間計

富山(B)

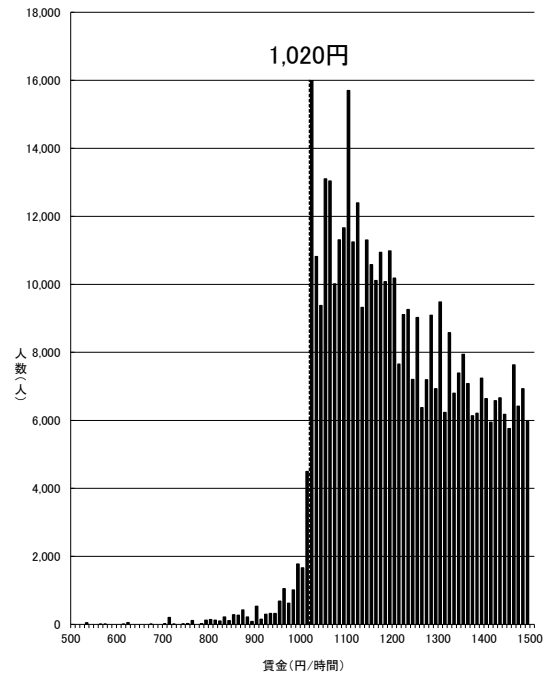


資料出所:厚生労働省「令和7年賃金構造基本統計調査特別集計」

- (注1) グラフ内記載の額は令和6年度最低賃金額である。
 (注2) 500円未満及び1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
 (注3) 賃金額は、所定内給与額(通勤手当、精皆勤手当、家族手当を含む。)を
 所定内実労働時間数で除したものである。
 (注4) 賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

一般・短時間計

広島(B)

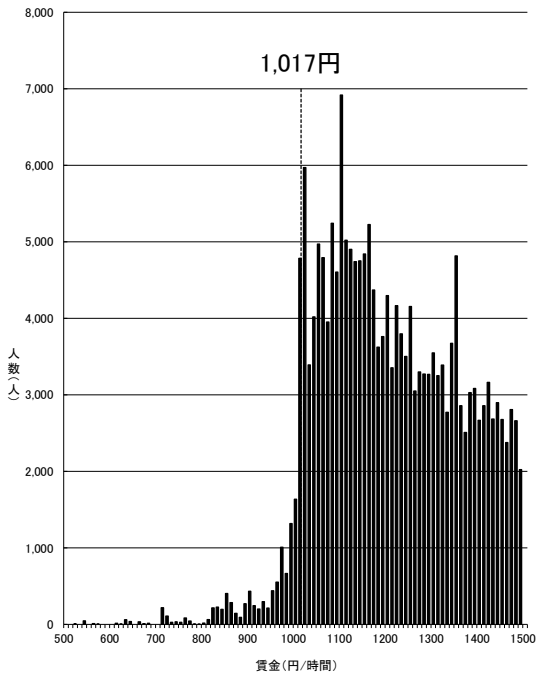


資料出所:厚生労働省「令和7年賃金構造基本統計調査特別集計」

- (注1) グラフ内記載の額は令和6年度最低賃金額である。
 (注2) 500円未満及び1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
 (注3) 賃金額は、所定内給与額(通勤手当、精皆勤手当、家族手当を含む。)を
 所定内実労働時間数で除したものである。
 (注4) 賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

一般・短時間計

滋賀(B)

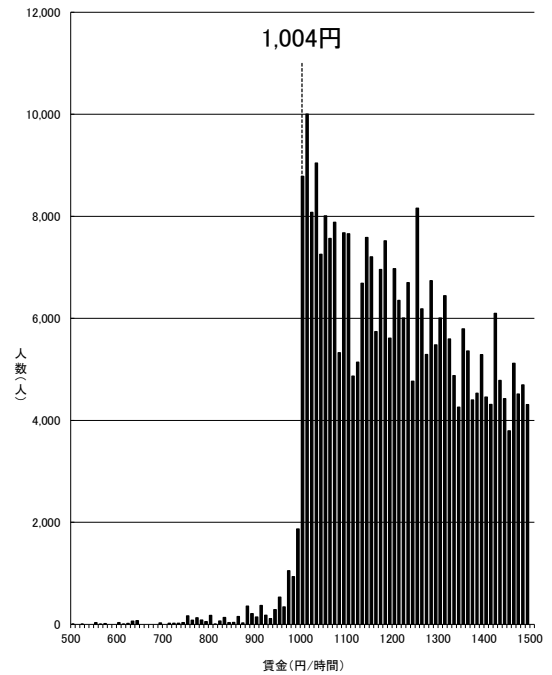


資料出所:厚生労働省「令和7年賃金構造基本統計調査特別集計」

- (注1) グラフ内記載の額は令和6年度最低賃金額である。
 (注2) 500円未満及び1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
 (注3) 賃金額は、所定内給与額(通勤手当、精皆勤手当、家族手当を含む。)を
 所定内実労働時間数で除したものである。
 (注4) 賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

一般・短時間計

栃木(B)

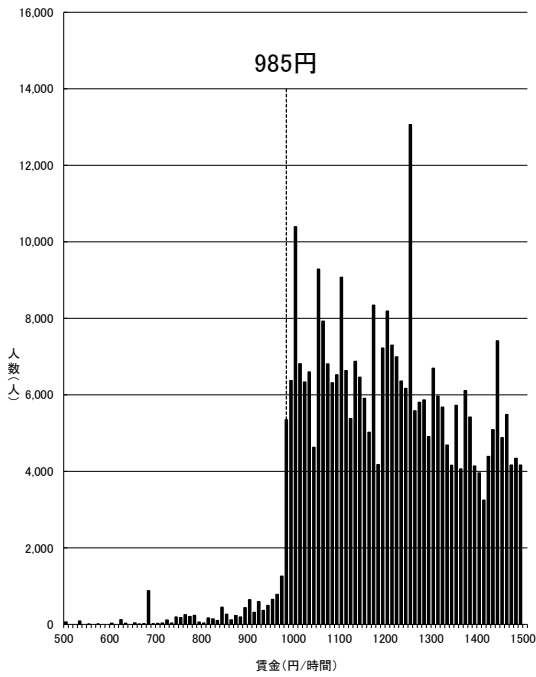


資料出所:厚生労働省「令和7年賃金構造基本統計調査特別集計」

- (注1) グラフ内記載の額は令和6年度最低賃金額である。
 (注2) 500円未満及び1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
 (注3) 賃金額は、所定内給与額(通勤手当、精皆勤手当、家族手当を含む。)を
 所定内実労働時間数で除したものである。
 (注4) 賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

一般・短時間計

群馬(B)

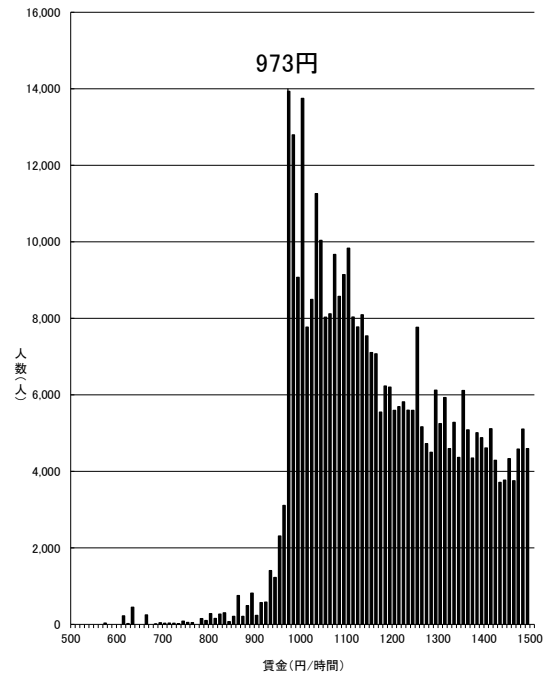


資料出所:厚生労働省「令和7年賃金構造基本統計調査特別集計」

- (注1) グラフ内記載の額は令和6年度最低賃金額である。
 (注2) 500円未満及び1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
 (注3) 賃金額は、所定内給与額(通勤手当、精皆助手当、家族手当を含む。)を所定内実労働時間数で除したものである。
 (注4) 賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

一般・短時間計

宮城(B)

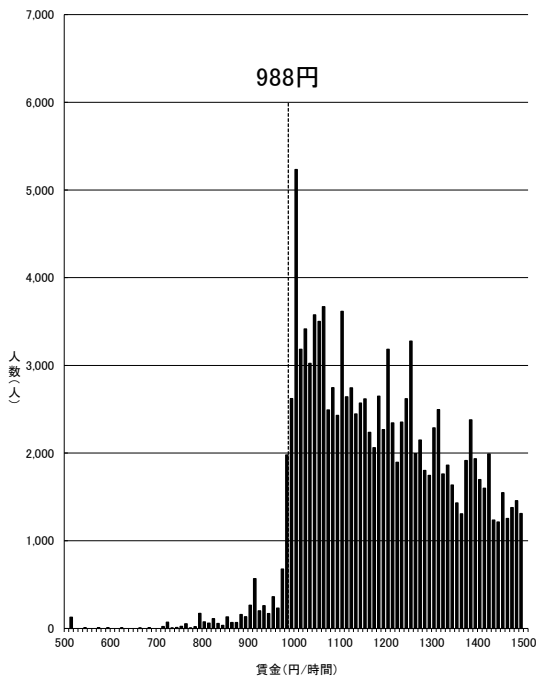


資料出所:厚生労働省「令和7年賃金構造基本統計調査特別集計」

- (注1) グラフ内記載の額は令和6年度最低賃金額である。
 (注2) 500円未満及び1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
 (注3) 賃金額は、所定内給与額(通勤手当、精皆助手当、家族手当を含む。)を所定内実労働時間数で除したものである。
 (注4) 賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

一般・短時間計

山梨(B)

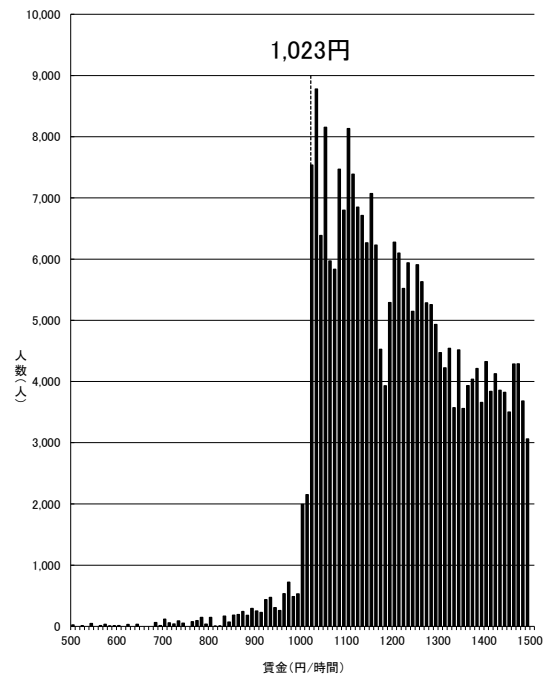


資料出所:厚生労働省「令和7年賃金構造基本統計調査特別集計」

- (注1) グラフ内記載の額は令和6年度最低賃金額である。
 (注2) 500円未満及び1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
 (注3) 賃金額は、所定内給与額(通勤手当、精皆助手当、家族手当を含む。)を所定内実労働時間数で除したものである。
 (注4) 賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

一般・短時間計

三重(B)

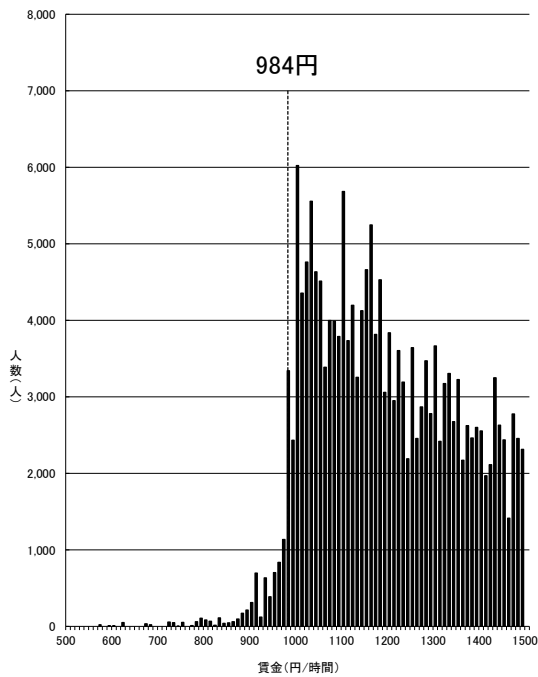


資料出所:厚生労働省「令和7年賃金構造基本統計調査特別集計」

- (注1) グラフ内記載の額は令和6年度最低賃金額である。
 (注2) 500円未満及び1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
 (注3) 賃金額は、所定内給与額(通勤手当、精皆助手当、家族手当を含む。)を所定内実労働時間数で除したものである。
 (注4) 賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

一般・短時間計

石川(B)

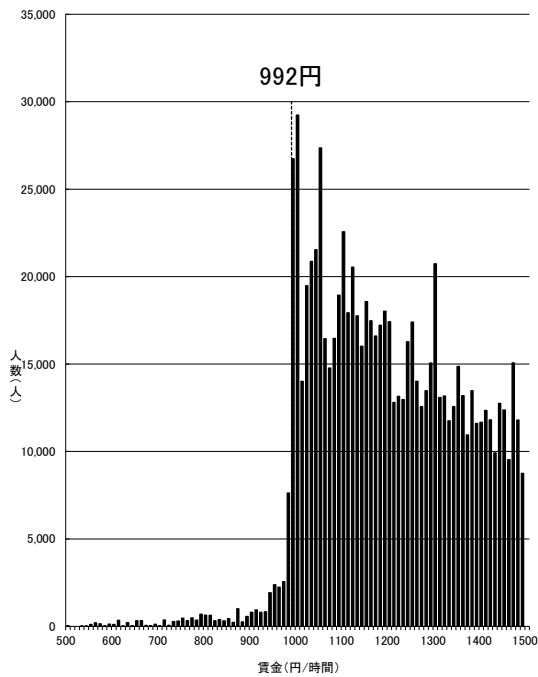


資料出所:厚生労働省「令和7年賃金構造基本統計調査特別集計」

- (注1) グラフ内記載の額は令和6年度最低賃金額である。
(注2) 500円未満及び1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
(注3) 賃金額は、所定内給与額(通勤手当、精皆勤手当、家族手当を含む。)を所定内実労働時間数で除したものである。
(注4) 賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

一般・短時間計

福岡(B)

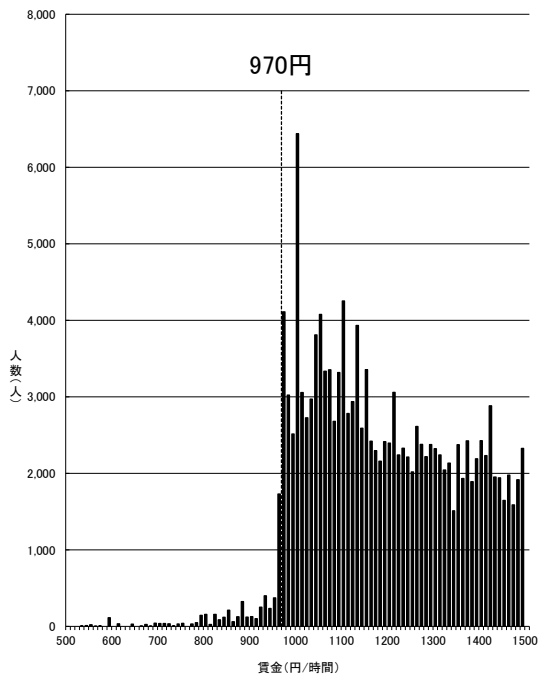


資料出所:厚生労働省「令和7年賃金構造基本統計調査特別集計」

- (注1) グラフ内記載の額は令和6年度最低賃金額である。
(注2) 500円未満及び1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
(注3) 賃金額は、所定内給与額(通勤手当、精皆勤手当、家族手当を含む。)を所定内実労働時間数で除したものである。
(注4) 賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

一般・短時間計

香川(B)

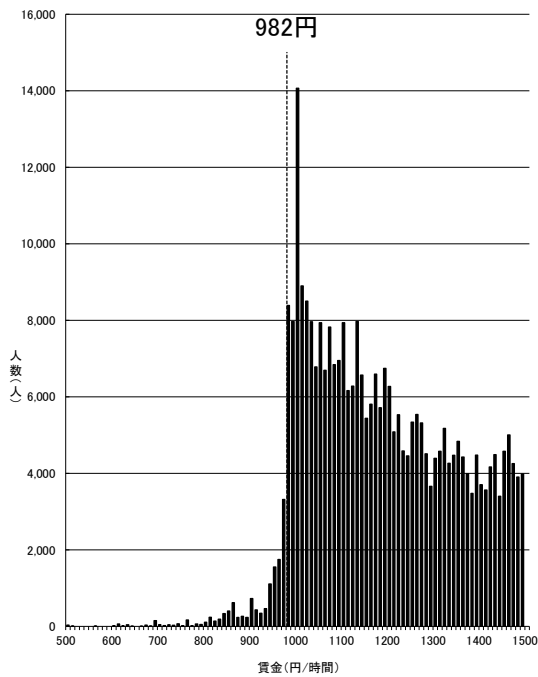


資料出所:厚生労働省「令和7年賃金構造基本統計調査特別集計」

- (注1) グラフ内記載の額は令和6年度最低賃金額である。
(注2) 500円未満及び1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
(注3) 賃金額は、所定内給与額(通勤手当、精皆勤手当、家族手当を含む。)を所定内実労働時間数で除したものである。
(注4) 賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

一般・短時間計

岡山(B)

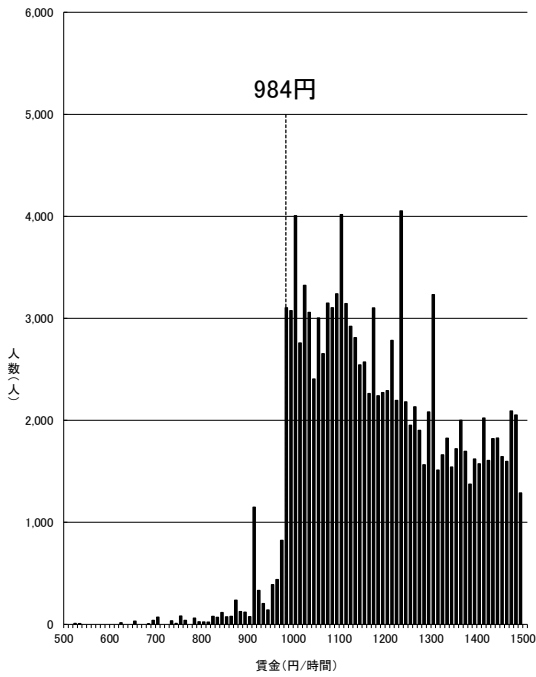


資料出所:厚生労働省「令和7年賃金構造基本統計調査特別集計」

- (注1) グラフ内記載の額は令和6年度最低賃金額である。
(注2) 500円未満及び1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
(注3) 賃金額は、所定内給与額(通勤手当、精皆勤手当、家族手当を含む。)を所定内実労働時間数で除したものである。
(注4) 賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

一般・短時間計

福井(B)

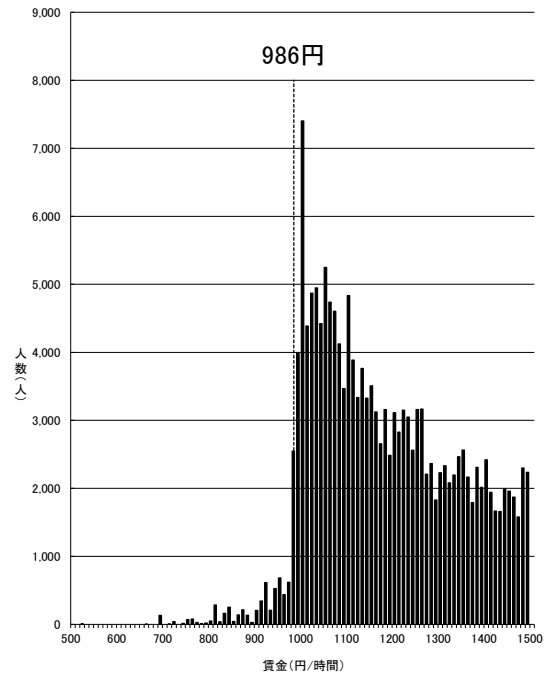


資料出所:厚生労働省「令和7年賃金構造基本統計調査特別集計」

- (注1) グラフ内記載の額は令和6年度最低賃金額である。
 (注2) 500円未満及び1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
 (注3) 賃金額は、所定内給与額(通勤手当、精皆勤手当、家族手当を含む。)を所定内実労働時間数で除したものである。
 (注4) 賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

一般・短時間計

奈良(B)

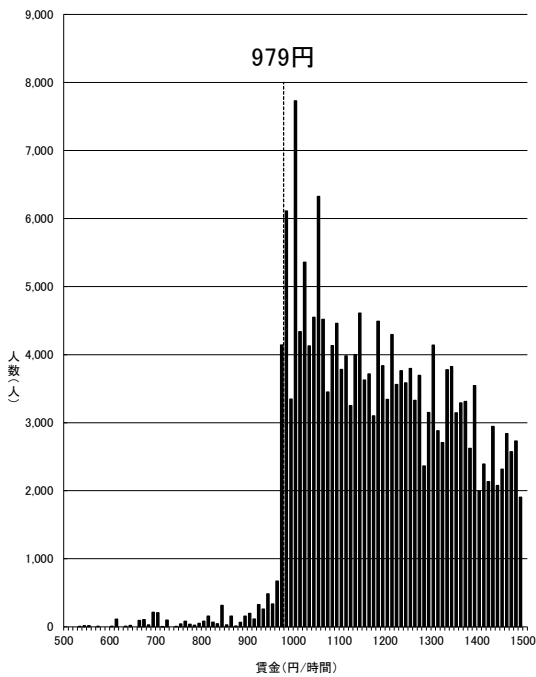


資料出所:厚生労働省「令和7年賃金構造基本統計調査特別集計」

- (注1) グラフ内記載の額は令和6年度最低賃金額である。
 (注2) 500円未満及び1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
 (注3) 賃金額は、所定内給与額(通勤手当、精皆勤手当、家族手当を含む。)を所定内実労働時間数で除したものである。
 (注4) 賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

一般・短時間計

山口(B)

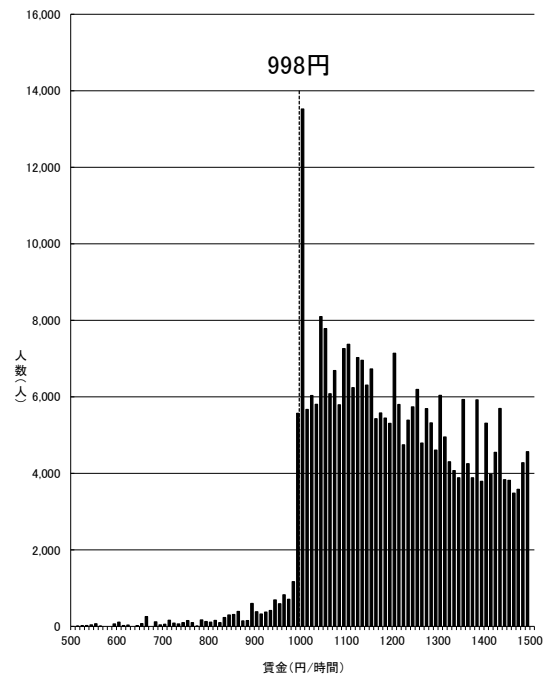


資料出所:厚生労働省「令和7年賃金構造基本統計調査特別集計」

- (注1) グラフ内記載の額は令和6年度最低賃金額である。
 (注2) 500円未満及び1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
 (注3) 賃金額は、所定内給与額(通勤手当、精皆勤手当、家族手当を含む。)を所定内実労働時間数で除したものである。
 (注4) 賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

一般・短時間計

長野(B)

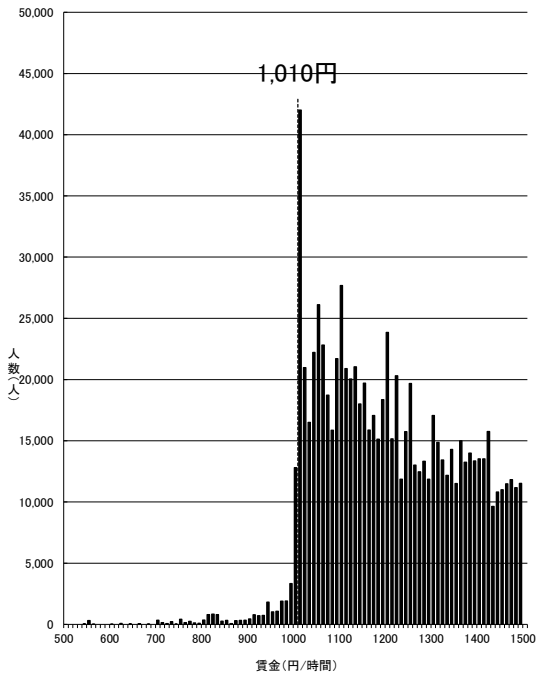


資料出所:厚生労働省「令和7年賃金構造基本統計調査特別集計」

- (注1) グラフ内記載の額は令和6年度最低賃金額である。
 (注2) 500円未満及び1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
 (注3) 賃金額は、所定内給与額(通勤手当、精皆勤手当、家族手当を含む。)を所定内実労働時間数で除したものである。
 (注4) 賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

一般・短時間計

北海道(B)

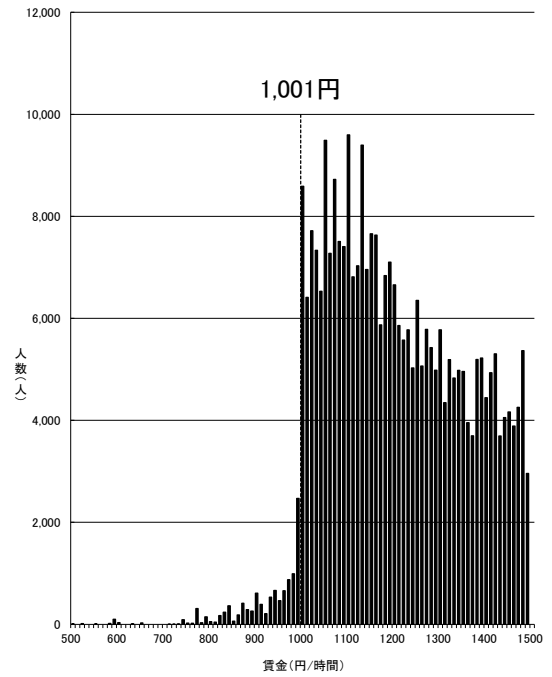


資料出所:厚生労働省「令和7年賃金構造基本統計調査特別集計」

- (注1) グラフ内記載の額は令和6年度最低賃金額である。
 (注2) 500円未満及び1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
 (注3) 賃金額は、所定内給与額(通勤手当、精皆勤手当、家族手当を含む。)を所定内実労働時間数で除したものである。
 (注4) 賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

一般・短時間計

岐阜(B)

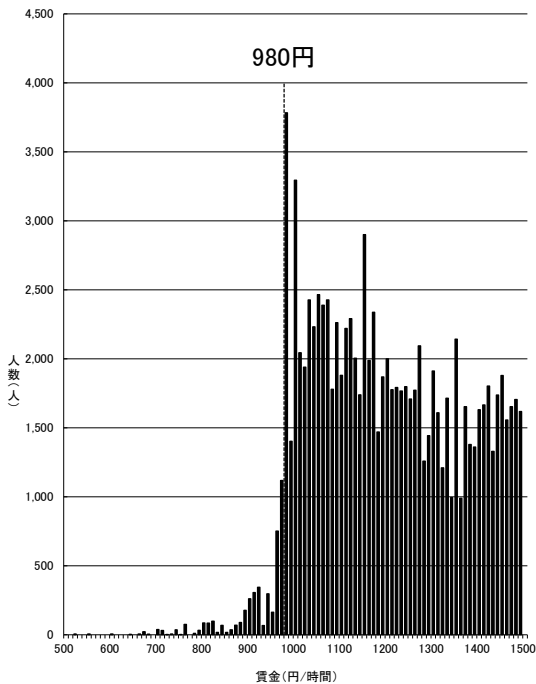


資料出所:厚生労働省「令和7年賃金構造基本統計調査特別集計」

- (注1) グラフ内記載の額は令和6年度最低賃金額である。
 (注2) 500円未満及び1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
 (注3) 賃金額は、所定内給与額(通勤手当、精皆勤手当、家族手当を含む。)を所定内実労働時間数で除したものである。
 (注4) 賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

一般・短時間計

徳島(B)

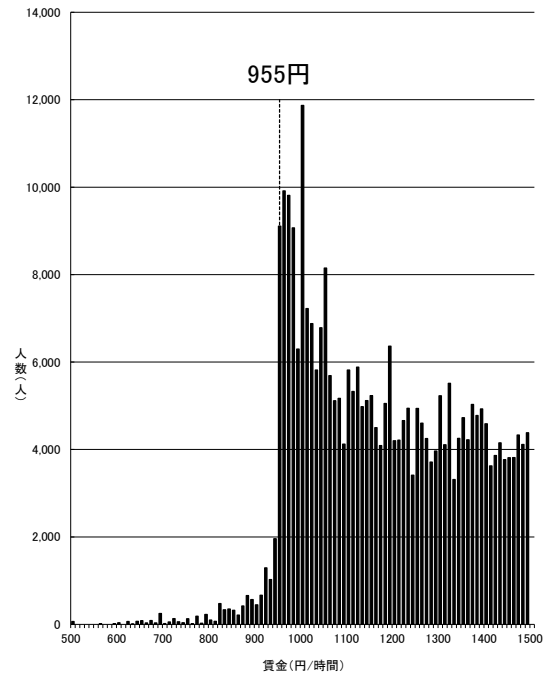


資料出所:厚生労働省「令和7年賃金構造基本統計調査特別集計」

- (注1) グラフ内記載の額は令和6年度最低賃金額である。
 (注2) 500円未満及び1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
 (注3) 賃金額は、所定内給与額(通勤手当、精皆勤手当、家族手当を含む。)を所定内実労働時間数で除したものである。
 (注4) 賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

一般・短時間計

福島(B)

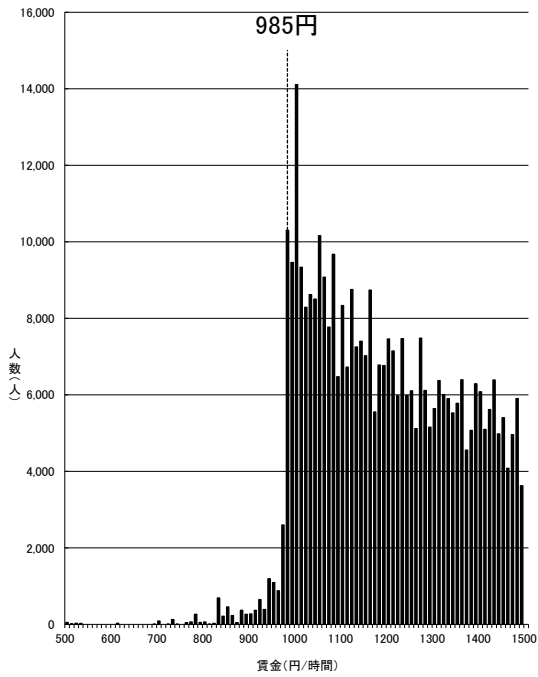


資料出所:厚生労働省「令和7年賃金構造基本統計調査特別集計」

- (注1) グラフ内記載の額は令和6年度最低賃金額である。
 (注2) 500円未満及び1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
 (注3) 賃金額は、所定内給与額(通勤手当、精皆勤手当、家族手当を含む。)を所定内実労働時間数で除したものである。
 (注4) 賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

一般・短時間計

新潟(B)

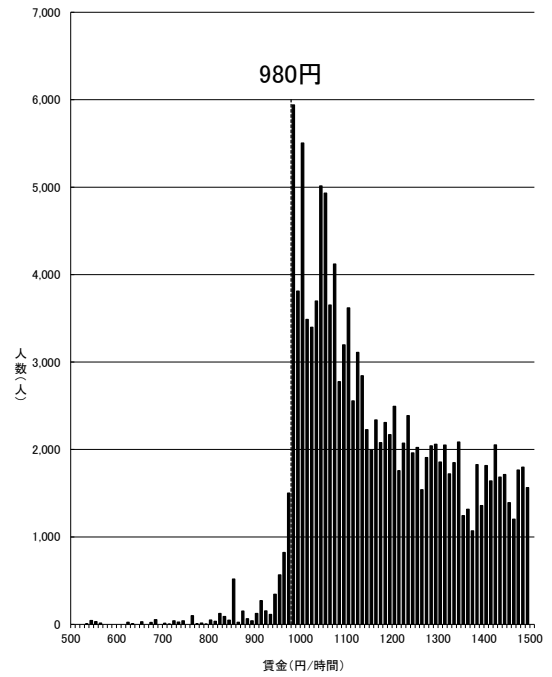


資料出所:厚生労働省「令和7年賃金構造基本統計調査特別集計」

- (注1) グラフ内記載の額は令和6年度最低賃金額である。
 (注2) 500円未満及び1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
 (注3) 賃金額は、所定内給与額(通勤手当、精皆勤手当、家族手当を含む。)を
 所定内実労働時間数で除したものである。
 (注4) 賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

一般・短時間計

和歌山(B)

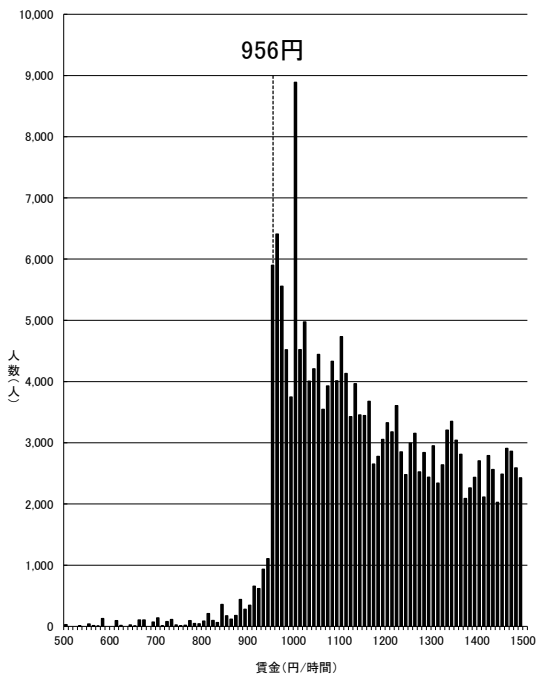


資料出所:厚生労働省「令和7年賃金構造基本統計調査特別集計」

- (注1) グラフ内記載の額は令和6年度最低賃金額である。
 (注2) 500円未満及び1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
 (注3) 賃金額は、所定内給与額(通勤手当、精皆勤手当、家族手当を含む。)を
 所定内実労働時間数で除したものである。
 (注4) 賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

一般・短時間計

愛媛(B)

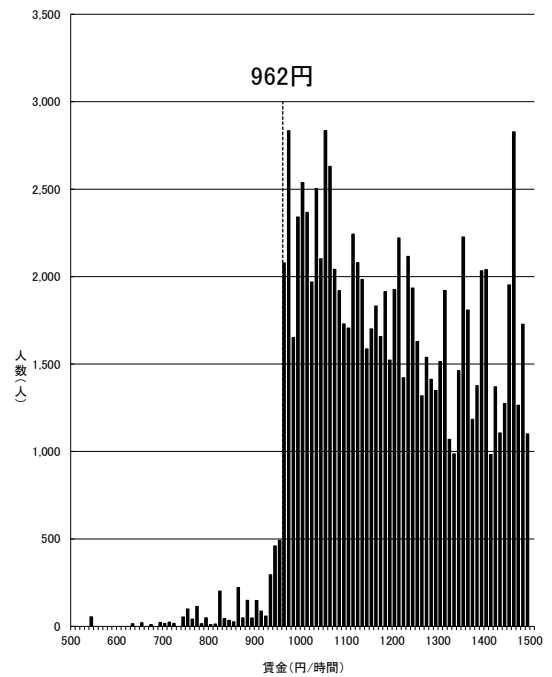


資料出所:厚生労働省「令和7年賃金構造基本統計調査特別集計」

- (注1) グラフ内記載の額は令和6年度最低賃金額である。
 (注2) 500円未満及び1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
 (注3) 賃金額は、所定内給与額(通勤手当、精皆勤手当、家族手当を含む。)を
 所定内実労働時間数で除したものである。
 (注4) 賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

一般・短時間計

島根(B)

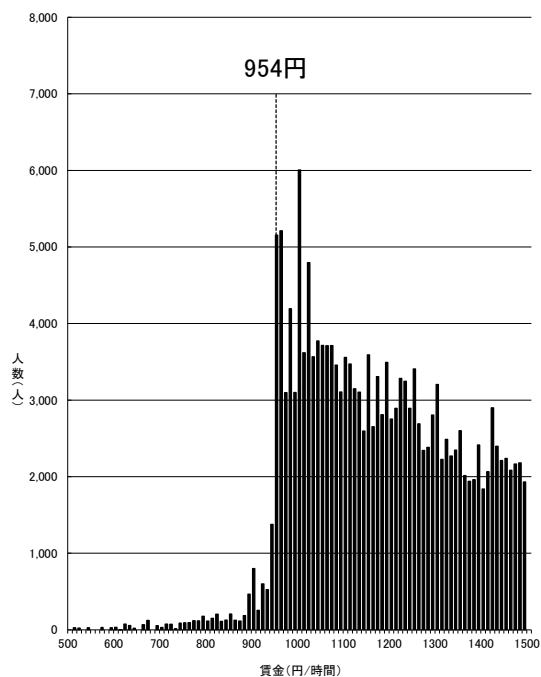


資料出所:厚生労働省「令和7年賃金構造基本統計調査特別集計」

- (注1) グラフ内記載の額は令和6年度最低賃金額である。
 (注2) 500円未満及び1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
 (注3) 賃金額は、所定内給与額(通勤手当、精皆勤手当、家族手当を含む。)を
 所定内実労働時間数で除したものである。
 (注4) 賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

一般・短時間計

大分(C)

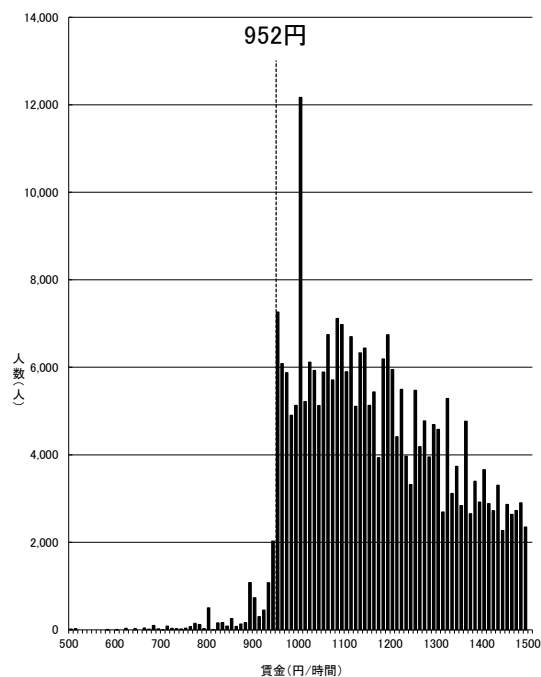


資料出所:厚生労働省「令和7年賃金構造基本統計調査特別集計」

- (注1) グラフ内記載の額は令和6年度最低賃金額である。
 (注2) 500円未満及び1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
 (注3) 賃金額は、所定内給与額(通勤手当、精皆勤手当、家族手当を含む。)を所定内実労働時間数で除したものである。
 (注4) 賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

一般・短時間計

熊本(C)

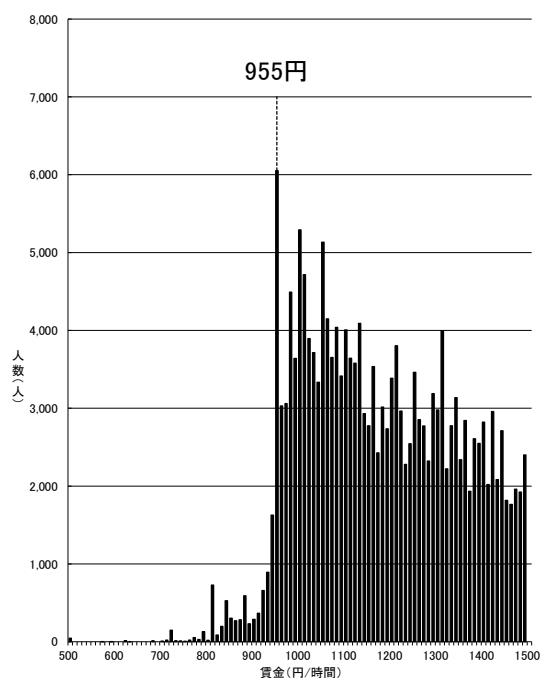


資料出所:厚生労働省「令和7年賃金構造基本統計調査特別集計」

- (注1) グラフ内記載の額は令和6年度最低賃金額である。
 (注2) 500円未満及び1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
 (注3) 賃金額は、所定内給与額(通勤手当、精皆勤手当、家族手当を含む。)を所定内実労働時間数で除したものである。
 (注4) 賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

一般・短時間計

山形(C)

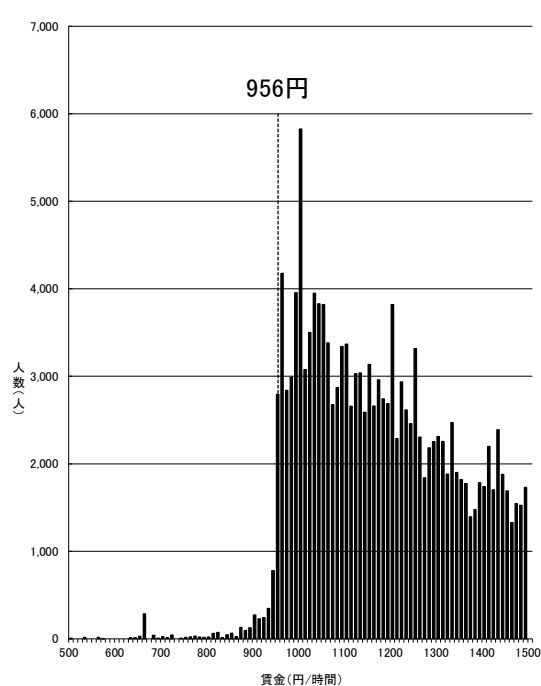


資料出所:厚生労働省「令和7年賃金構造基本統計調査特別集計」

- (注1) グラフ内記載の額は令和6年度最低賃金額である。
 (注2) 500円未満及び1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
 (注3) 賃金額は、所定内給与額(通勤手当、精皆勤手当、家族手当を含む。)を所定内実労働時間数で除したものである。
 (注4) 賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

一般・短時間計

佐賀(C)

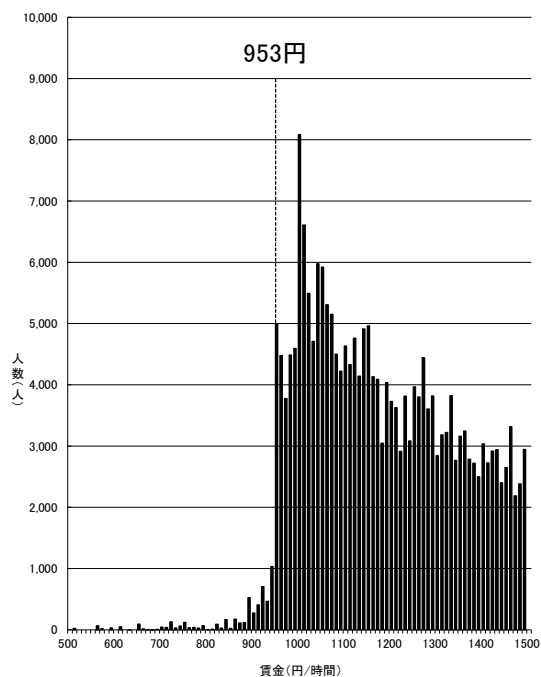


資料出所:厚生労働省「令和7年賃金構造基本統計調査特別集計」

- (注1) グラフ内記載の額は令和6年度最低賃金額である。
 (注2) 500円未満及び1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
 (注3) 賃金額は、所定内給与額(通勤手当、精皆勤手当、家族手当を含む。)を所定内実労働時間数で除したものである。
 (注4) 賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

一般・短時間計

長崎(C)

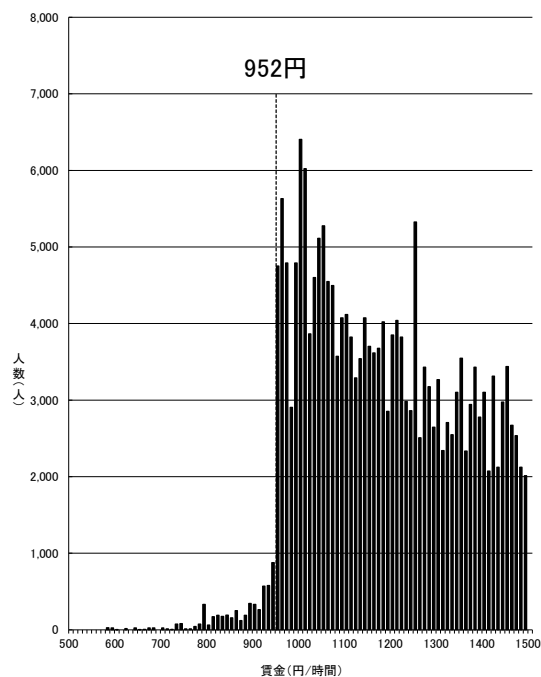


資料出所:厚生労働省「令和7年賃金構造基本統計調査特別集計」

- (注1) グラフ内記載の額は令和6年度最低賃金額である。
 (注2) 500円未満及び1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
 (注3) 賃金額は、所定内給与額(通勤手当、精皆勤手当、家族手当を含む。)を
 所定内実労働時間数で除したものである。
 (注4) 賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

一般・短時間計

岩手(C)

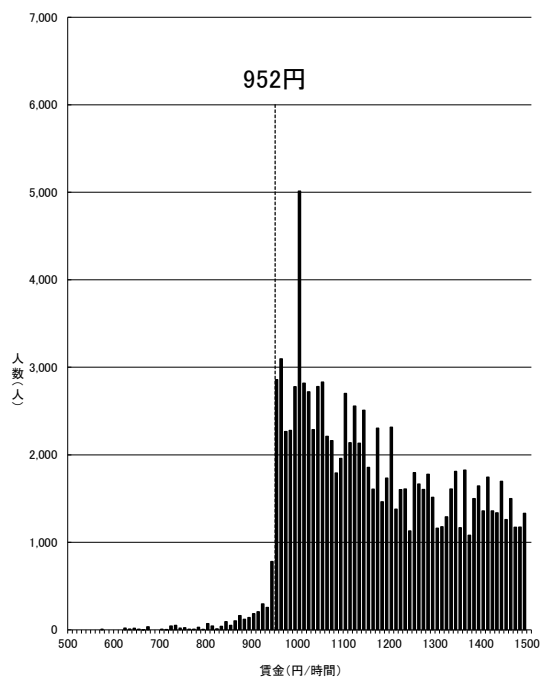


資料出所:厚生労働省「令和7年賃金構造基本統計調査特別集計」

- (注1) グラフ内記載の額は令和6年度最低賃金額である。
 (注2) 500円未満及び1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
 (注3) 賃金額は、所定内給与額(通勤手当、精皆勤手当、家族手当を含む。)を
 所定内実労働時間数で除したものである。
 (注4) 賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

一般・短時間計

高知(C)

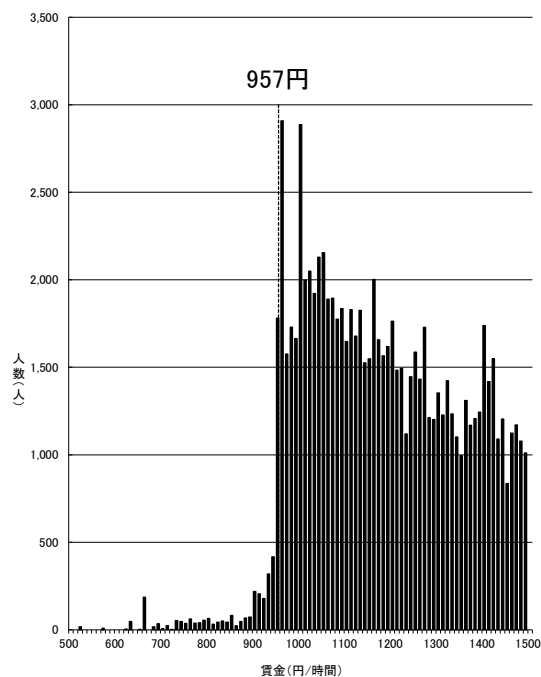


資料出所:厚生労働省「令和7年賃金構造基本統計調査特別集計」

- (注1) グラフ内記載の額は令和6年度最低賃金額である。
 (注2) 500円未満及び1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
 (注3) 賃金額は、所定内給与額(通勤手当、精皆勤手当、家族手当を含む。)を
 所定内実労働時間数で除したものである。
 (注4) 賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

一般・短時間計

鳥取(C)

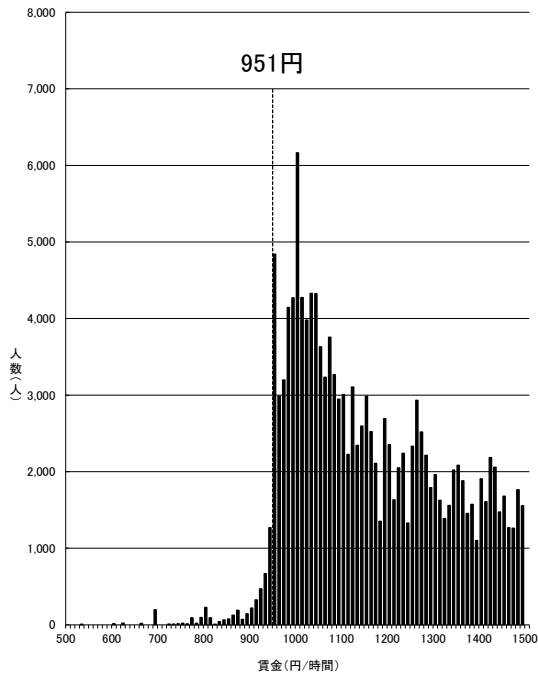


資料出所:厚生労働省「令和7年賃金構造基本統計調査特別集計」

- (注1) グラフ内記載の額は令和6年度最低賃金額である。
 (注2) 500円未満及び1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
 (注3) 賃金額は、所定内給与額(通勤手当、精皆勤手当、家族手当を含む。)を
 所定内実労働時間数で除したものである。
 (注4) 賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

一般・短時間計

秋田(C)

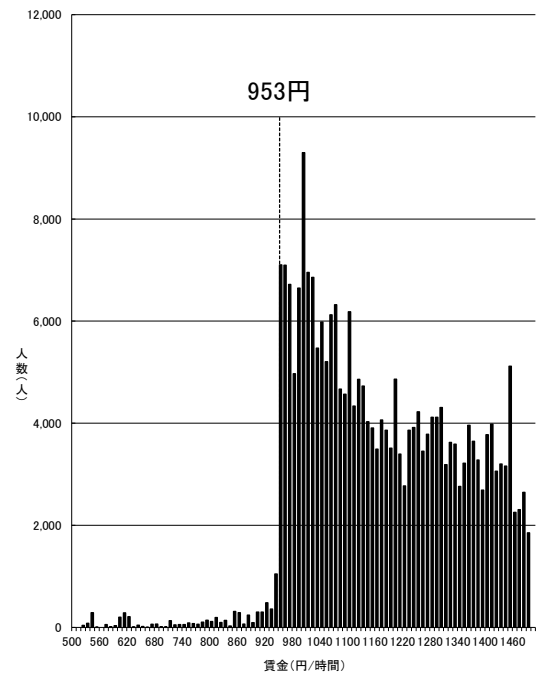


資料出所:厚生労働省「令和7年賃金構造基本統計調査特別集計」

- (注1) グラフ内記載の額は令和6年度最低賃金額である。
 (注2) 500円未満及び1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
 (注3) 賃金額は、所定内給与額(通勤手当、精皆勤手当、家族手当を含む。)を所定内実労働時間数で除したものである。
 (注4) 賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

一般・短時間計

鹿児島(C)

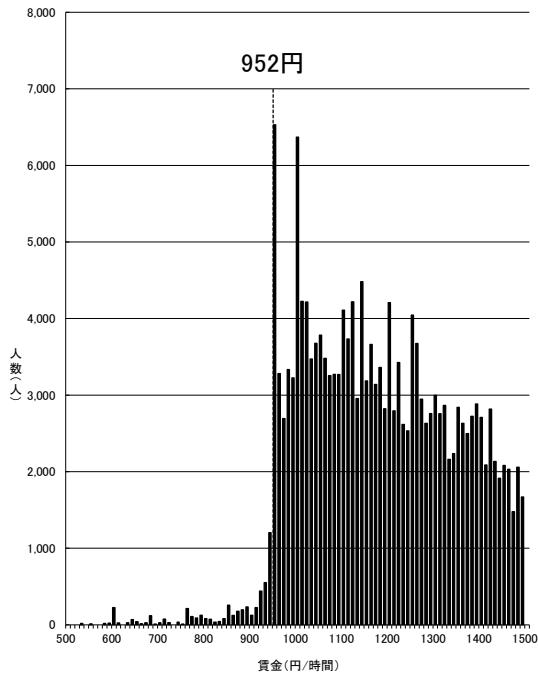


資料出所:厚生労働省「令和7年賃金構造基本統計調査特別集計」

- (注1) グラフ内記載の額は令和6年度最低賃金額である。
 (注2) 500円未満及び1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
 (注3) 賃金額は、所定内給与額(通勤手当、精皆勤手当、家族手当を含む。)を所定内実労働時間数で除したものである。
 (注4) 賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

一般・短時間計

宮崎(C)

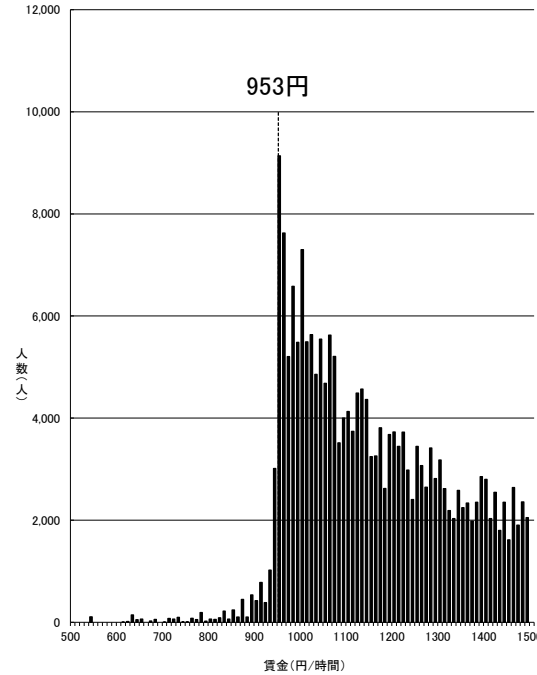


資料出所:厚生労働省「令和7年賃金構造基本統計調査特別集計」

- (注1) グラフ内記載の額は令和6年度最低賃金額である。
 (注2) 500円未満及び1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
 (注3) 賃金額は、所定内給与額(通勤手当、精皆勤手当、家族手当を含む。)を所定内実労働時間数で除したものである。
 (注4) 賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

一般・短時間計

青森(C)

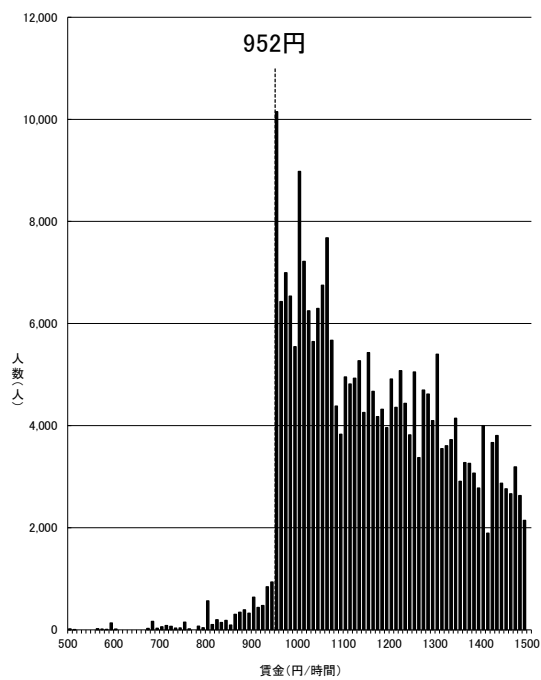


資料出所:厚生労働省「令和7年賃金構造基本統計調査特別集計」

- (注1) グラフ内記載の額は令和6年度最低賃金額である。
 (注2) 500円未満及び1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
 (注3) 賃金額は、所定内給与額(通勤手当、精皆勤手当、家族手当を含む。)を所定内実労働時間数で除したものである。
 (注4) 賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

一般・短時間計

沖縄(C)



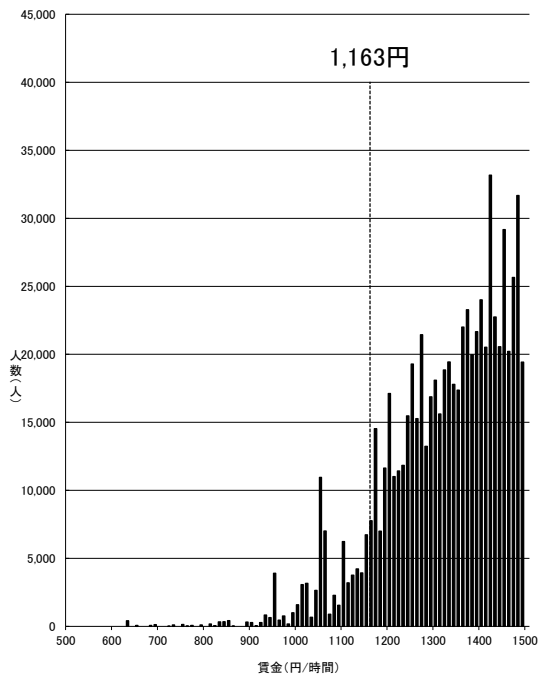
資料出所:厚生労働省「令和7年賃金構造基本統計調査特別集計」

- (注1) グラフ内記載の額は令和6年度最低賃金額である。
 (注2) 500円未満及び1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
 (注3) 賃金額は、所定内給与額(通勤手当、精皆勤手当、家族手当を含む。)を
 所定内実労働時間数で除したものである。
 (注4) 賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

一般・短時間計

時間当たり賃金分布（一般労働者）

東京(A)

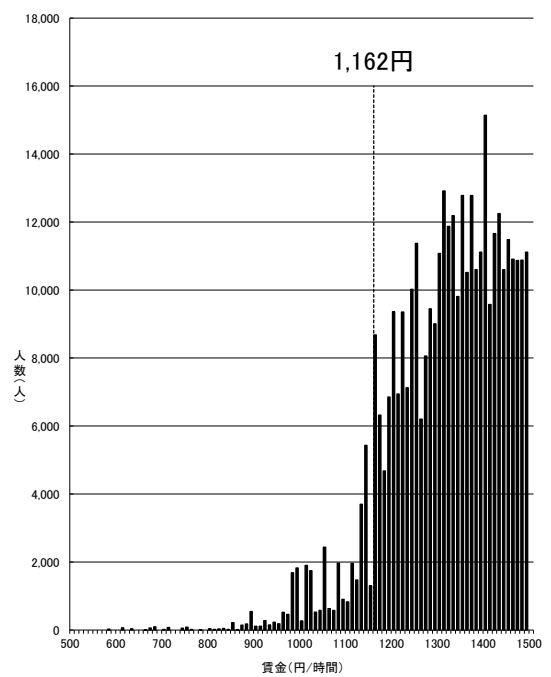


資料出所：厚生労働省「令和7年賃金構造基本統計調査特別集計」

- (注1) グラフ内記載の額は令和6年度最低賃金額である。
 (注2) 500円未満及び1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
 (注3) 賃金額は、所定内給与額(通勤手当、精皆勤手当、家族手当を含む。)を所定内実労働時間数で除したものである。
 (注4) 賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

一般労働者

神奈川(A)

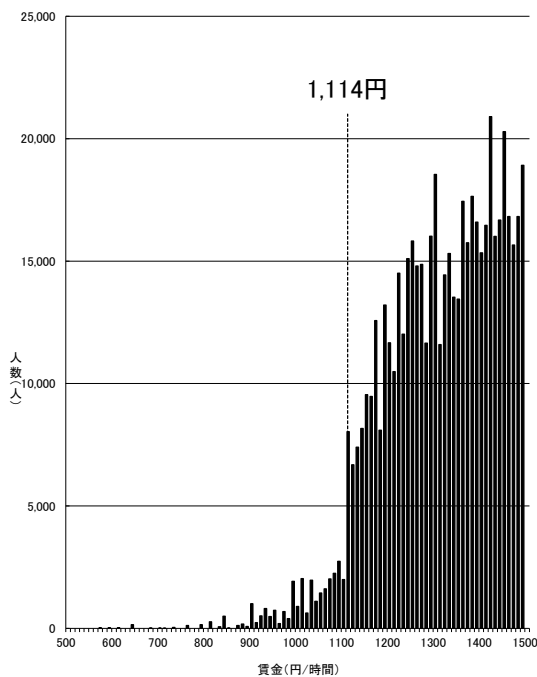


資料出所：厚生労働省「令和7年賃金構造基本統計調査特別集計」

- (注1) グラフ内記載の額は令和6年度最低賃金額である。
 (注2) 500円未満及び1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
 (注3) 賃金額は、所定内給与額(通勤手当、精皆勤手当、家族手当を含む。)を所定内実労働時間数で除したものである。
 (注4) 賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

一般労働者

大阪(A)

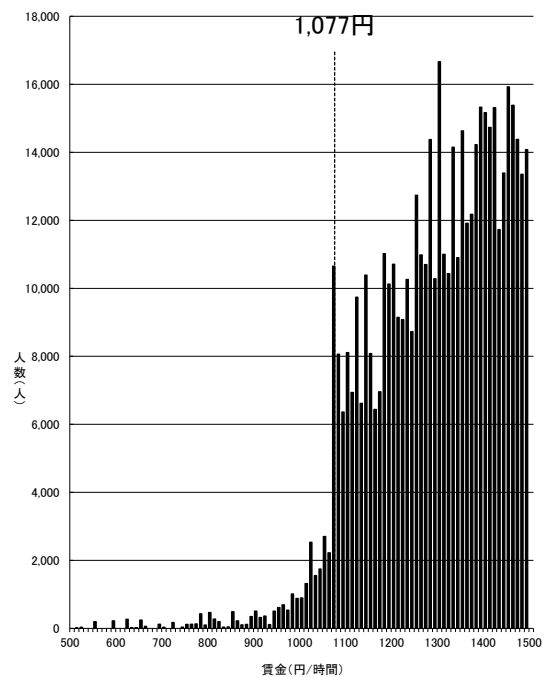


資料出所：厚生労働省「令和7年賃金構造基本統計調査特別集計」

- (注1) グラフ内記載の額は令和6年度最低賃金額である。
 (注2) 500円未満及び1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
 (注3) 賃金額は、所定内給与額(通勤手当、精皆勤手当、家族手当を含む。)を所定内実労働時間数で除したものである。
 (注4) 賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

一般労働者

愛知(A)

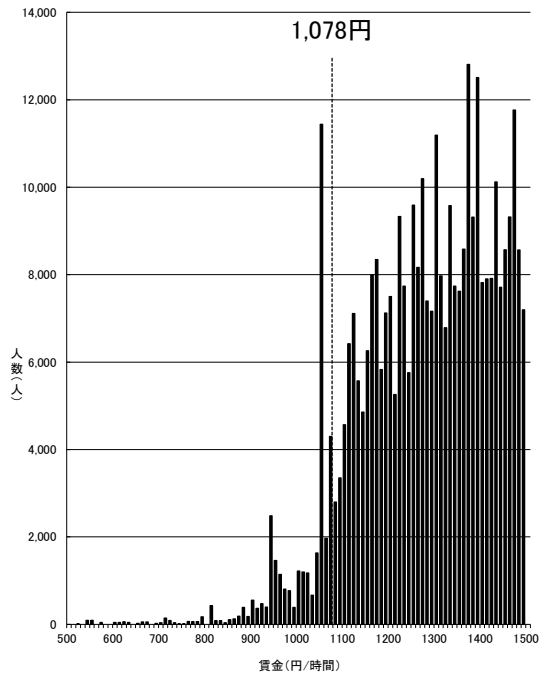


資料出所：厚生労働省「令和7年賃金構造基本統計調査特別集計」

- (注1) グラフ内記載の額は令和6年度最低賃金額である。
 (注2) 500円未満及び1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
 (注3) 賃金額は、所定内給与額(通勤手当、精皆勤手当、家族手当を含む。)を所定内実労働時間数で除したものである。
 (注4) 賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

一般労働者

埼玉(A)

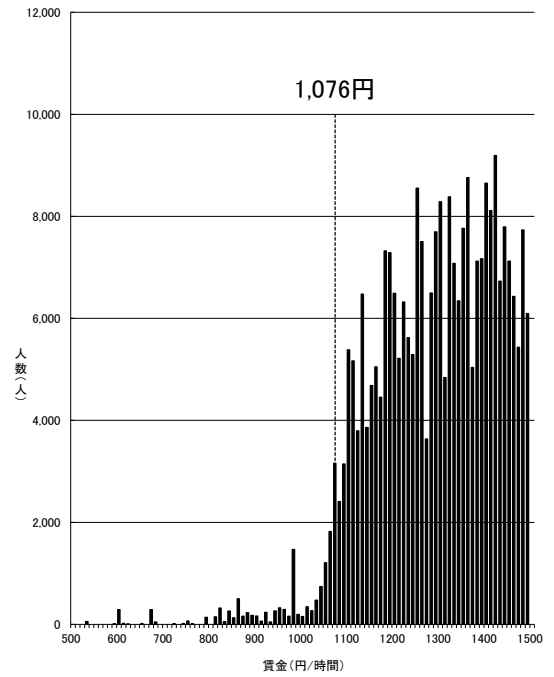


資料出所:厚生労働省「令和7年賃金構造基本統計調査特別集計」

- (注1) グラフ内記載の額は令和6年度最低賃金額である。
 (注2) 500円未満及び1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
 (注3) 賃金額は、所定内給与額(通勤手当、精皆勤手当、家族手当を含む。)を
 所定内実労働時間数で除したものである。
 (注4) 賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

一般労働者

千葉(A)

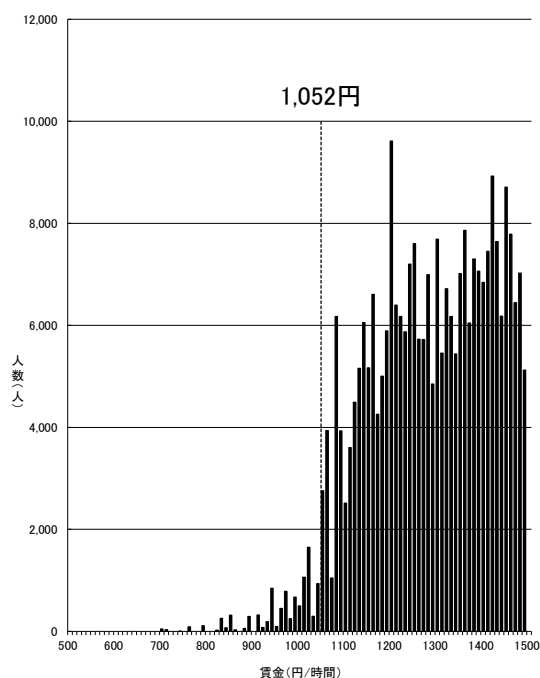


資料出所:厚生労働省「令和7年賃金構造基本統計調査特別集計」

- (注1) グラフ内記載の額は令和6年度最低賃金額である。
 (注2) 500円未満及び1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
 (注3) 賃金額は、所定内給与額(通勤手当、精皆勤手当、家族手当を含む。)を
 所定内実労働時間数で除したものである。
 (注4) 賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

一般労働者

兵庫(B)

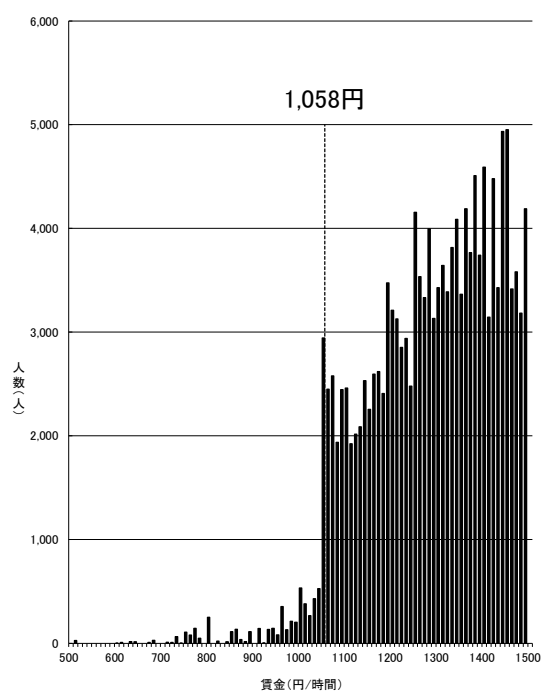


資料出所:厚生労働省「令和7年賃金構造基本統計調査特別集計」

- (注1) グラフ内記載の額は令和6年度最低賃金額である。
 (注2) 500円未満及び1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
 (注3) 賃金額は、所定内給与額(通勤手当、精皆勤手当、家族手当を含む。)を所定内実労働時間数で除したものである。
 (注4) 賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

一般労働者

京都(B)

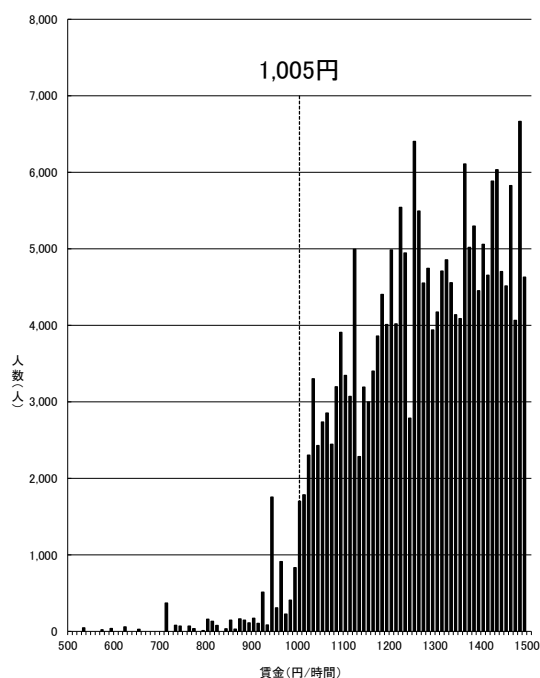


資料出所:厚生労働省「令和7年賃金構造基本統計調査特別集計」

- (注1) グラフ内記載の額は令和6年度最低賃金額である。
 (注2) 500円未満及び1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
 (注3) 賃金額は、所定内給与額(通勤手当、精皆勤手当、家族手当を含む。)を所定内実労働時間数で除したものである。
 (注4) 賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

一般労働者

茨城(B)

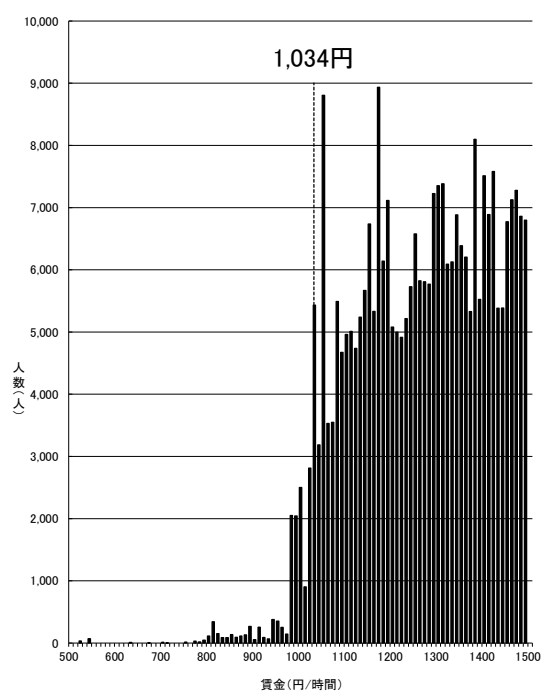


資料出所:厚生労働省「令和7年賃金構造基本統計調査特別集計」

- (注1) グラフ内記載の額は令和6年度最低賃金額である。
 (注2) 500円未満及び1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
 (注3) 賃金額は、所定内給与額(通勤手当、精皆勤手当、家族手当を含む。)を所定内実労働時間数で除したものである。
 (注4) 賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

一般労働者

静岡(B)

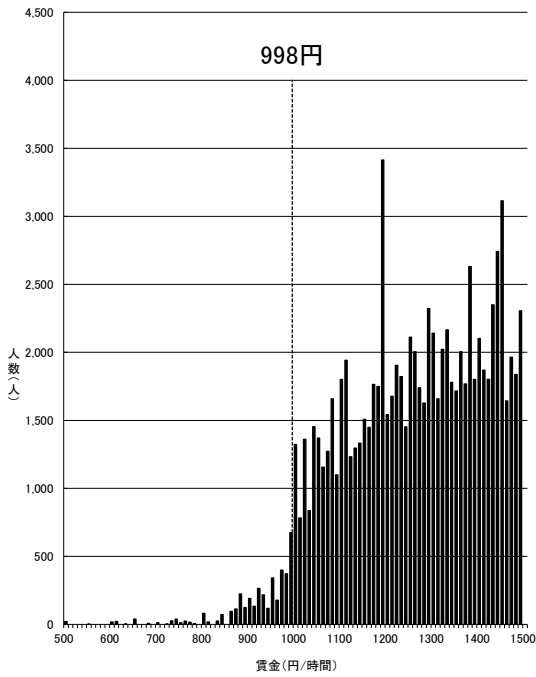


資料出所:厚生労働省「令和7年賃金構造基本統計調査特別集計」

- (注1) グラフ内記載の額は令和6年度最低賃金額である。
 (注2) 500円未満及び1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
 (注3) 賃金額は、所定内給与額(通勤手当、精皆勤手当、家族手当を含む。)を所定内実労働時間数で除したものである。
 (注4) 賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

一般労働者

富山(B)

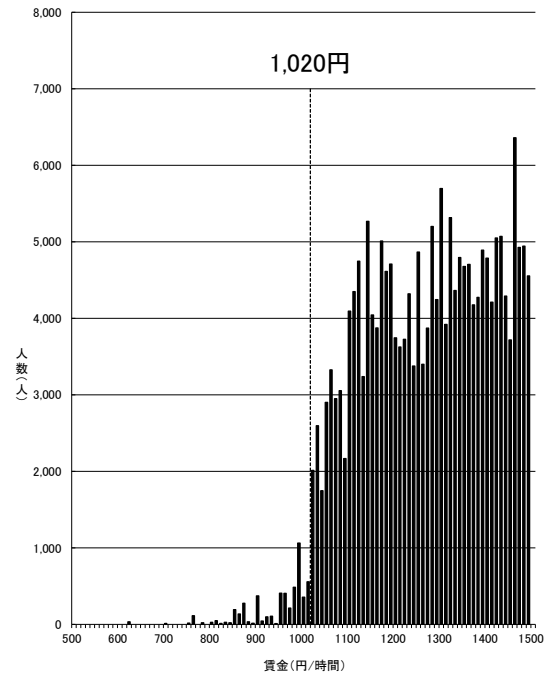


資料出所:厚生労働省「令和7年賃金構造基本統計調査特別集計」

- (注1) グラフ内記載の額は令和6年度最低賃金額である。
 (注2) 500円未満及び1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
 (注3) 賃金額は、所定内給与額(通勤手当、精皆勤手当、家族手当を含む。)を
 所定内実労働時間数で除したものである。
 (注4) 賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

一般労働者

広島(B)

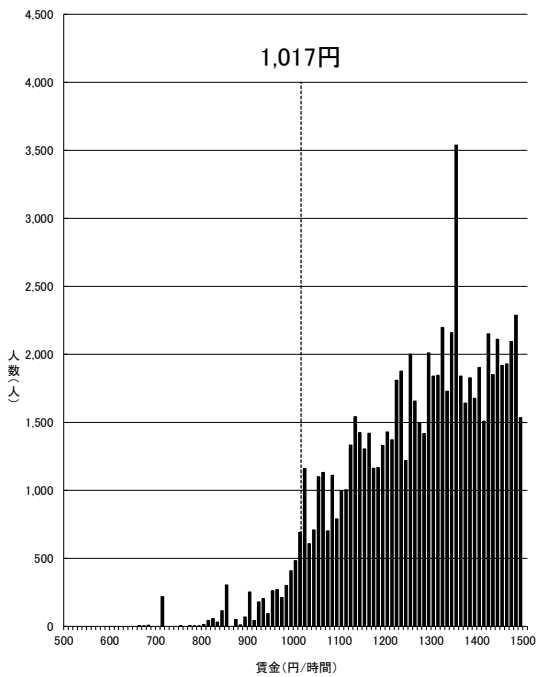


資料出所:厚生労働省「令和7年賃金構造基本統計調査特別集計」

- (注1) グラフ内記載の額は令和6年度最低賃金額である。
 (注2) 500円未満及び1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
 (注3) 賃金額は、所定内給与額(通勤手当、精皆勤手当、家族手当を含む。)を
 所定内実労働時間数で除したものである。
 (注4) 賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

一般労働者

滋賀(B)

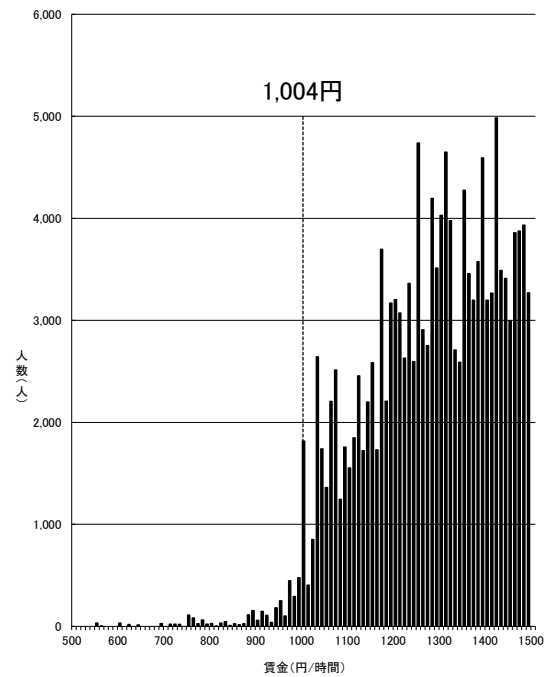


資料出所:厚生労働省「令和7年賃金構造基本統計調査特別集計」

- (注1) グラフ内記載の額は令和6年度最低賃金額である。
 (注2) 500円未満及び1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
 (注3) 賃金額は、所定内給与額(通勤手当、精皆勤手当、家族手当を含む。)を
 所定内実労働時間数で除したものである。
 (注4) 賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

一般労働者

栃木(B)

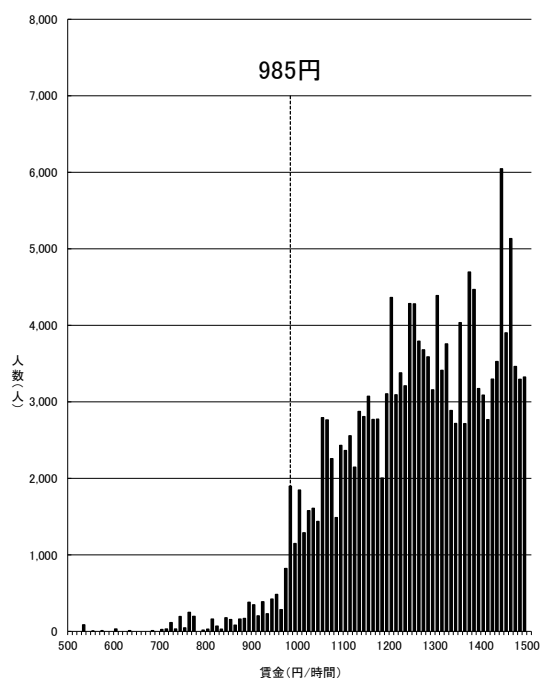


資料出所:厚生労働省「令和7年賃金構造基本統計調査特別集計」

- (注1) グラフ内記載の額は令和6年度最低賃金額である。
 (注2) 500円未満及び1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
 (注3) 賃金額は、所定内給与額(通勤手当、精皆勤手当、家族手当を含む。)を
 所定内実労働時間数で除したものである。
 (注4) 賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

一般労働者

群馬(B)

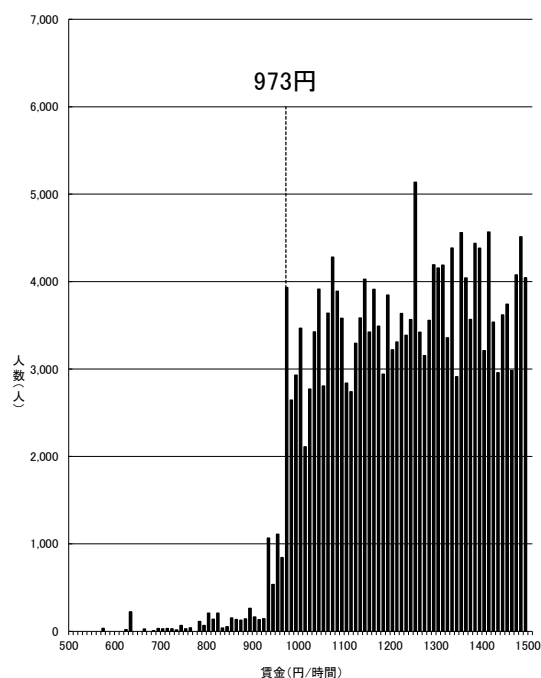


資料出所:厚生労働省「令和7年賃金構造基本統計調査特別集計」

- (注1) グラフ内記載の額は令和6年度最低賃金額である。
 (注2) 500円未満及び1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
 (注3) 賃金額は、所定内給与額(通勤手当、精皆勤手当、家族手当を含む。)を所定内実労働時間数で除したものである。
 (注4) 賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

一般労働者

宮城(B)

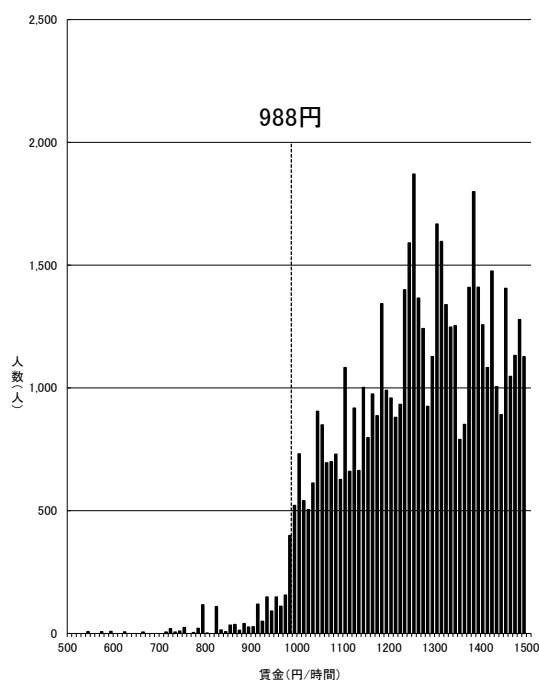


資料出所:厚生労働省「令和7年賃金構造基本統計調査特別集計」

- (注1) グラフ内記載の額は令和6年度最低賃金額である。
 (注2) 500円未満及び1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
 (注3) 賃金額は、所定内給与額(通勤手当、精皆勤手当、家族手当を含む。)を所定内実労働時間数で除したものである。
 (注4) 賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

一般労働者

山梨(B)

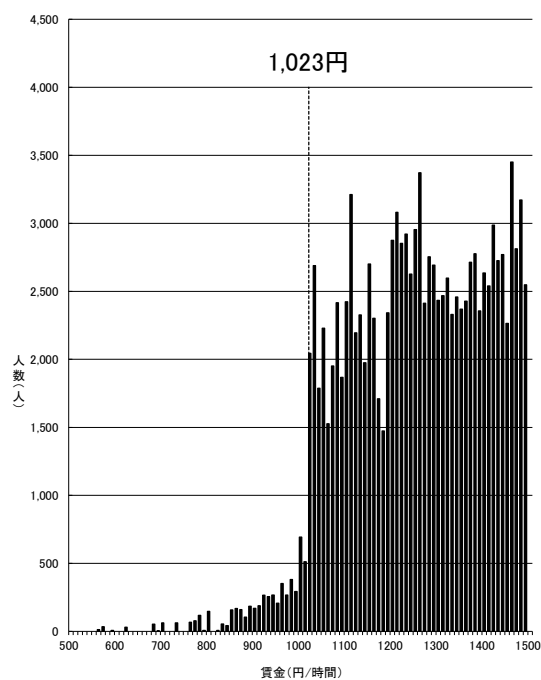


資料出所:厚生労働省「令和7年賃金構造基本統計調査特別集計」

- (注1) グラフ内記載の額は令和6年度最低賃金額である。
 (注2) 500円未満及び1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
 (注3) 賃金額は、所定内給与額(通勤手当、精皆勤手当、家族手当を含む。)を所定内実労働時間数で除したものである。
 (注4) 賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

一般労働者

三重(B)

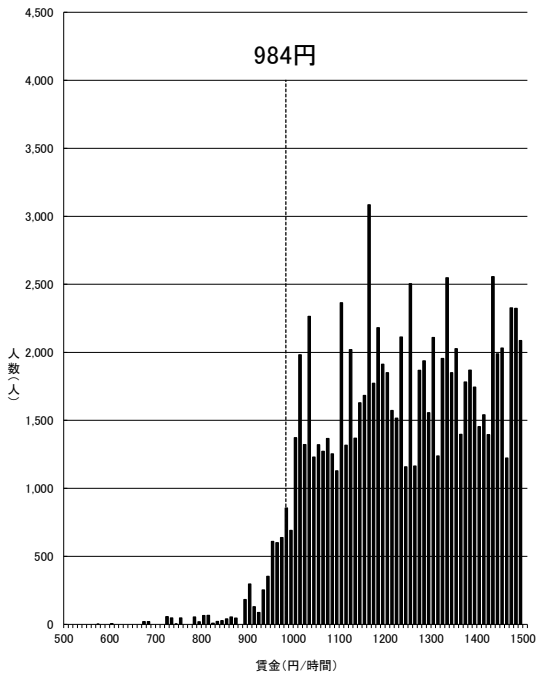


資料出所:厚生労働省「令和7年賃金構造基本統計調査特別集計」

- (注1) グラフ内記載の額は令和6年度最低賃金額である。
 (注2) 500円未満及び1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
 (注3) 賃金額は、所定内給与額(通勤手当、精皆勤手当、家族手当を含む。)を所定内実労働時間数で除したものである。
 (注4) 賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

一般労働者

石川(B)

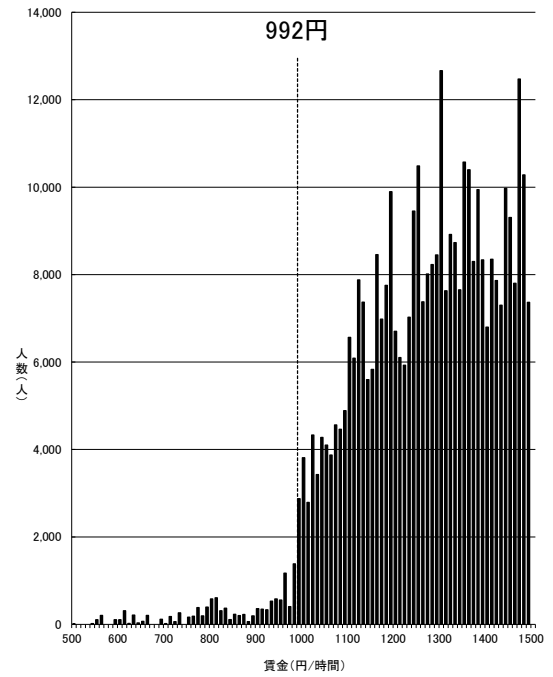


資料出所:厚生労働省「令和7年賃金構造基本統計調査特別集計」

- (注1) グラフ内記載の額は令和6年度最低賃金額である。
 (注2) 500円未満及び1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
 (注3) 賃金額は、所定内給与額(通勤手当、精皆勤手当、家族手当を含む。)を
 所定内実労働時間数で除したものである。
 (注4) 賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

一般労働者

福岡(B)

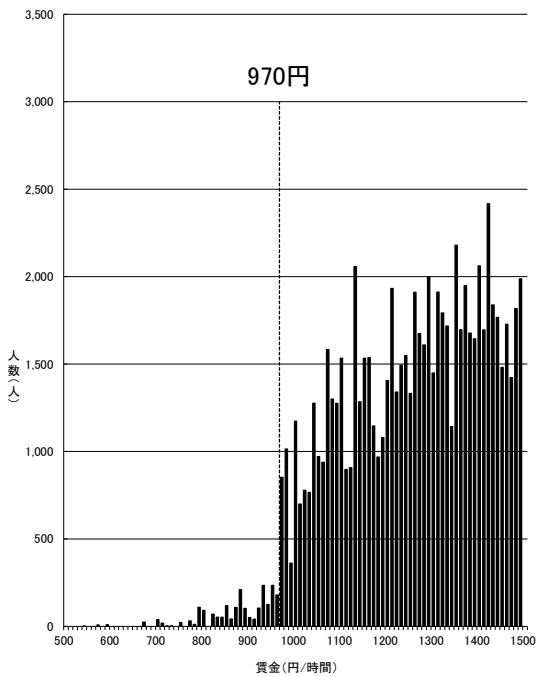


資料出所:厚生労働省「令和7年賃金構造基本統計調査特別集計」

- (注1) グラフ内記載の額は令和6年度最低賃金額である。
 (注2) 500円未満及び1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
 (注3) 賃金額は、所定内給与額(通勤手当、精皆勤手当、家族手当を含む。)を
 所定内実労働時間数で除したものである。
 (注4) 賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

一般労働者

香川(B)

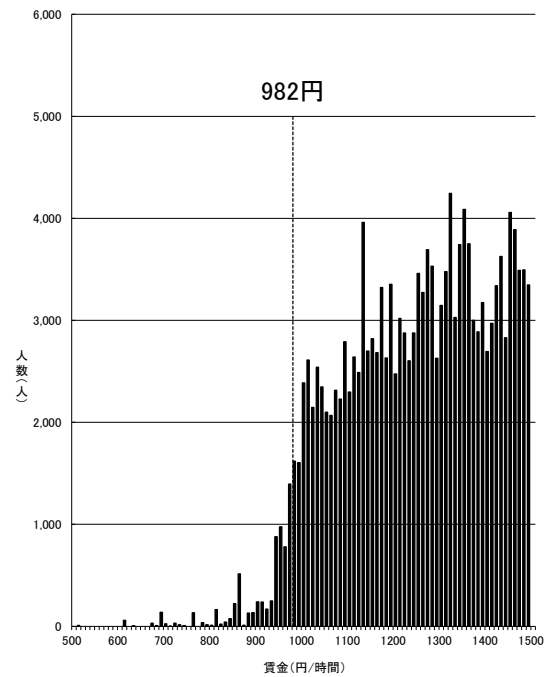


資料出所:厚生労働省「令和7年賃金構造基本統計調査特別集計」

- (注1) グラフ内記載の額は令和6年度最低賃金額である。
 (注2) 500円未満及び1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
 (注3) 賃金額は、所定内給与額(通勤手当、精皆勤手当、家族手当を含む。)を
 所定内実労働時間数で除したものである。
 (注4) 賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

一般労働者

岡山(B)

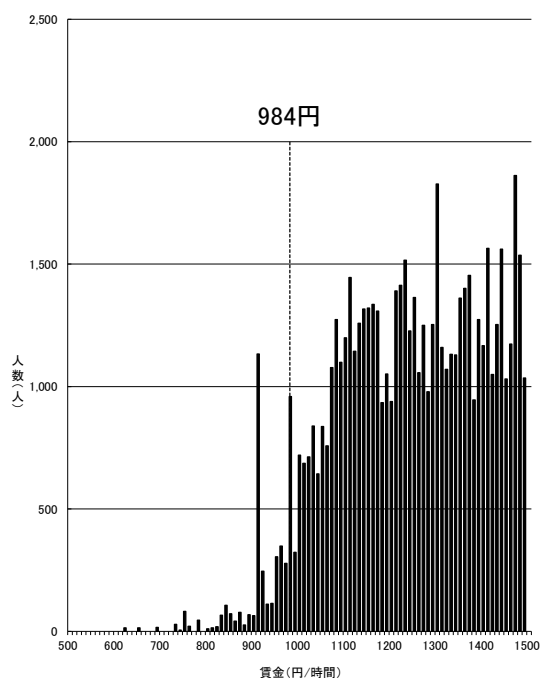


資料出所:厚生労働省「令和7年賃金構造基本統計調査特別集計」

- (注1) グラフ内記載の額は令和6年度最低賃金額である。
 (注2) 500円未満及び1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
 (注3) 賃金額は、所定内給与額(通勤手当、精皆勤手当、家族手当を含む。)を
 所定内実労働時間数で除したものである。
 (注4) 賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

一般労働者

福井(B)

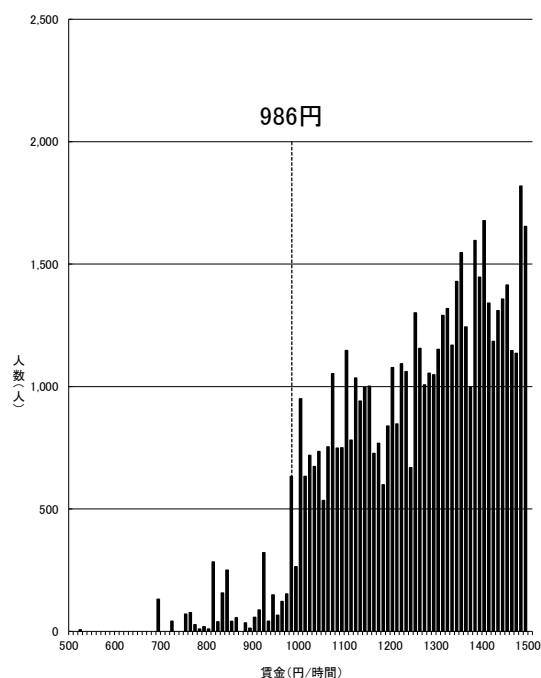


資料出所:厚生労働省「令和7年賃金構造基本統計調査特別集計」

- (注1) グラフ内記載の額は令和6年度最低賃金額である。
 (注2) 500円未満及び1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
 (注3) 賃金額は、所定内給与額(通勤手当、精皆勤手当、家族手当を含む。)を所定内実労働時間数で除したものである。
 (注4) 賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

一般労働者

奈良(B)

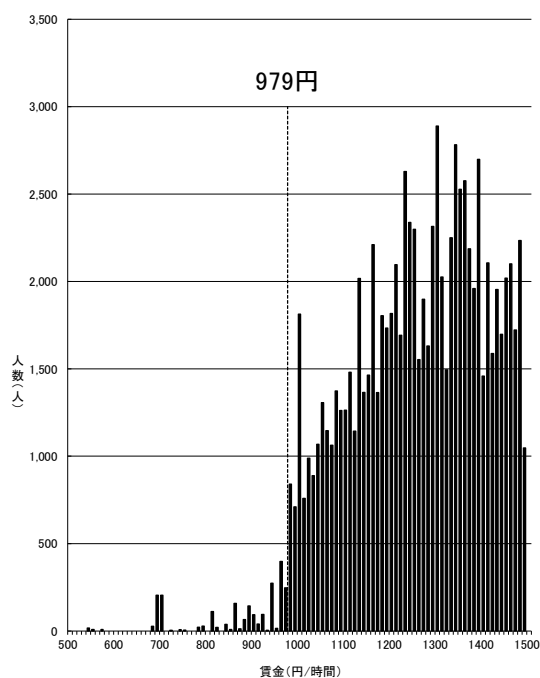


資料出所:厚生労働省「令和7年賃金構造基本統計調査特別集計」

- (注1) グラフ内記載の額は令和6年度最低賃金額である。
 (注2) 500円未満及び1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
 (注3) 賃金額は、所定内給与額(通勤手当、精皆勤手当、家族手当を含む。)を所定内実労働時間数で除したものである。
 (注4) 賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

一般労働者

山口(B)

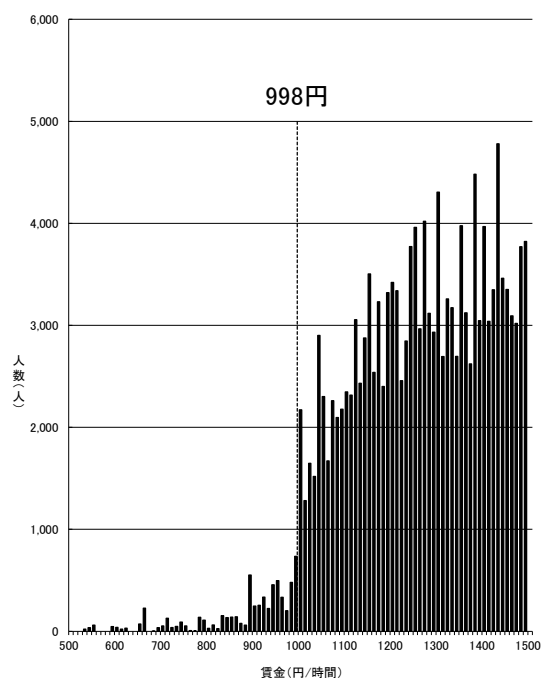


資料出所:厚生労働省「令和7年賃金構造基本統計調査特別集計」

- (注1) グラフ内記載の額は令和6年度最低賃金額である。
 (注2) 500円未満及び1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
 (注3) 賃金額は、所定内給与額(通勤手当、精皆勤手当、家族手当を含む。)を所定内実労働時間数で除したものである。
 (注4) 賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

一般労働者

長野(B)

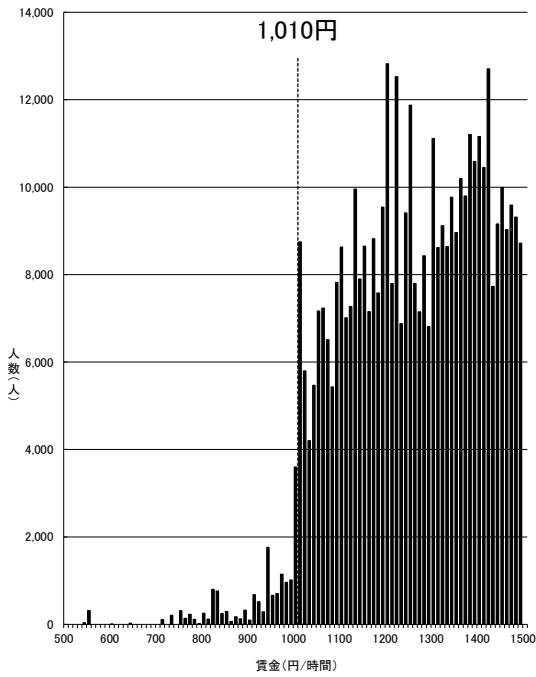


資料出所:厚生労働省「令和7年賃金構造基本統計調査特別集計」

- (注1) グラフ内記載の額は令和6年度最低賃金額である。
 (注2) 500円未満及び1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
 (注3) 賃金額は、所定内給与額(通勤手当、精皆勤手当、家族手当を含む。)を所定内実労働時間数で除したものである。
 (注4) 賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

一般労働者

北海道(B)

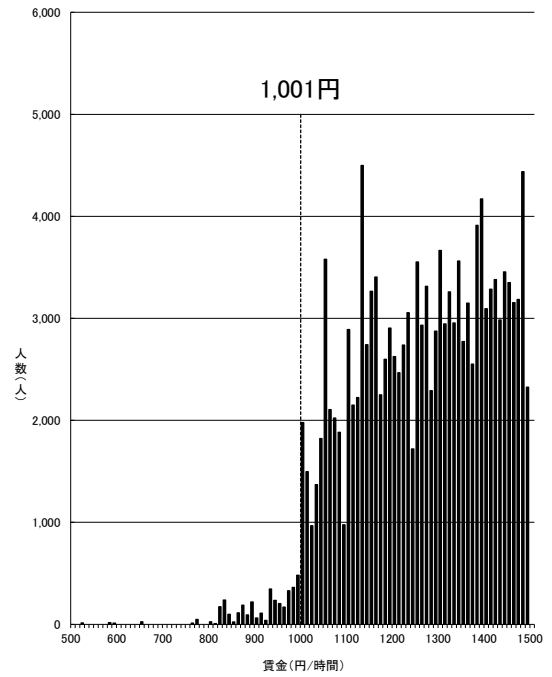


資料出所:厚生労働省「令和7年賃金構造基本統計調査特別集計」

- (注1) グラフ内記載の額は令和6年度最低賃金額である。
 (注2) 500円未満及び1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
 (注3) 賃金額は、所定内給与額(通勤手当、精皆勤手当、家族手当を含む。)を所定内実労働時間数で除したものである。
 (注4) 賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

一般労働者

岐阜(B)

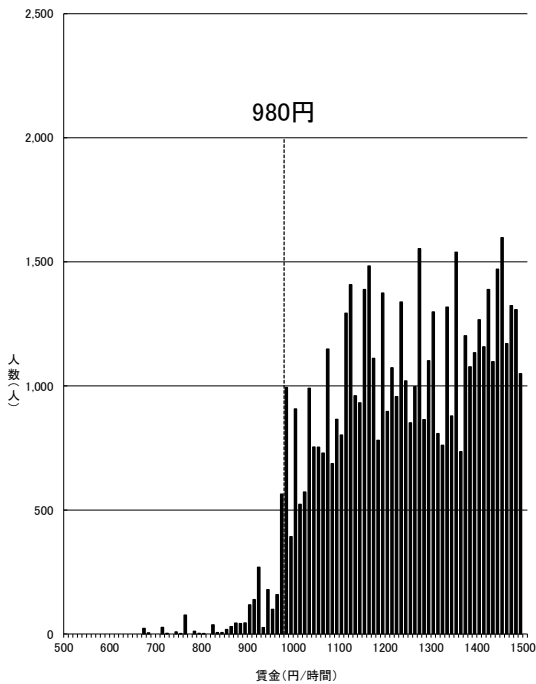


資料出所:厚生労働省「令和7年賃金構造基本統計調査特別集計」

- (注1) グラフ内記載の額は令和6年度最低賃金額である。
 (注2) 500円未満及び1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
 (注3) 賃金額は、所定内給与額(通勤手当、精皆勤手当、家族手当を含む。)を所定内実労働時間数で除したものである。
 (注4) 賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

一般労働者

徳島(B)

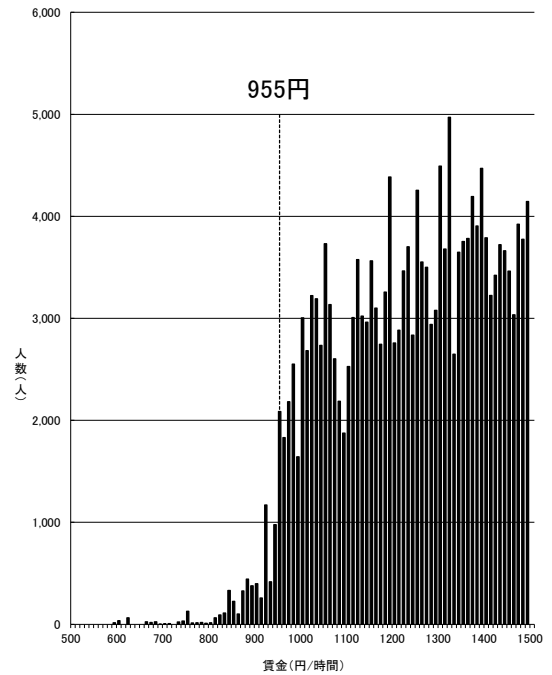


資料出所:厚生労働省「令和7年賃金構造基本統計調査特別集計」

- (注1) グラフ内記載の額は令和6年度最低賃金額である。
 (注2) 500円未満及び1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
 (注3) 賃金額は、所定内給与額(通勤手当、精皆勤手当、家族手当を含む。)を所定内実労働時間数で除したものである。
 (注4) 賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

一般労働者

福島(B)

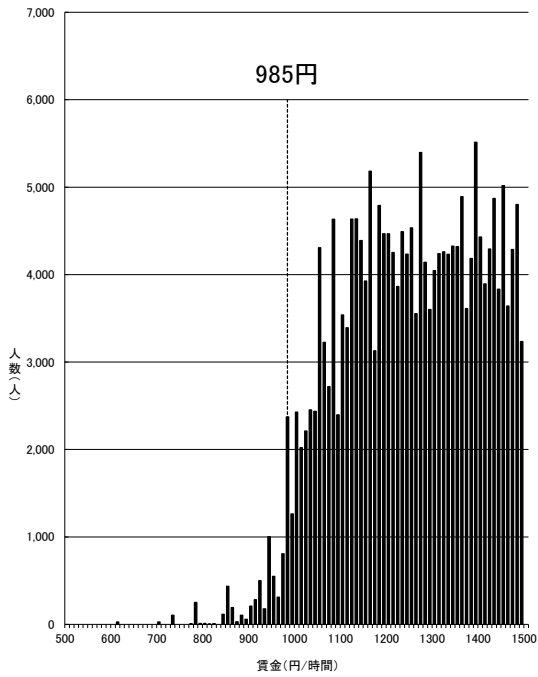


資料出所:厚生労働省「令和7年賃金構造基本統計調査特別集計」

- (注1) グラフ内記載の額は令和6年度最低賃金額である。
 (注2) 500円未満及び1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
 (注3) 賃金額は、所定内給与額(通勤手当、精皆勤手当、家族手当を含む。)を所定内実労働時間数で除したものである。
 (注4) 賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

一般労働者

新潟(B)

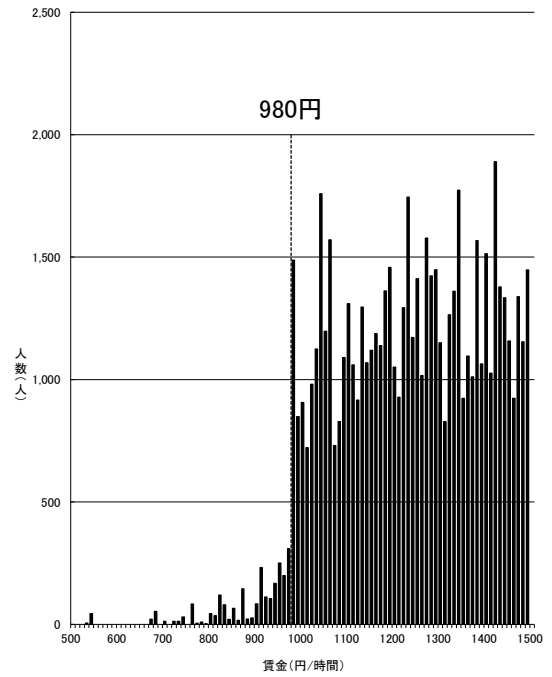


資料出所:厚生労働省「令和7年賃金構造基本統計調査特別集計」

- (注1) グラフ内記載の額は令和6年度最低賃金額である。
 (注2) 500円未満及び1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
 (注3) 賃金額は、所定内給与額(通勤手当、精皆勤手当、家族手当を含む。)を
 所定内実労働時間数で除したものである。
 (注4) 賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

一般労働者

和歌山(B)

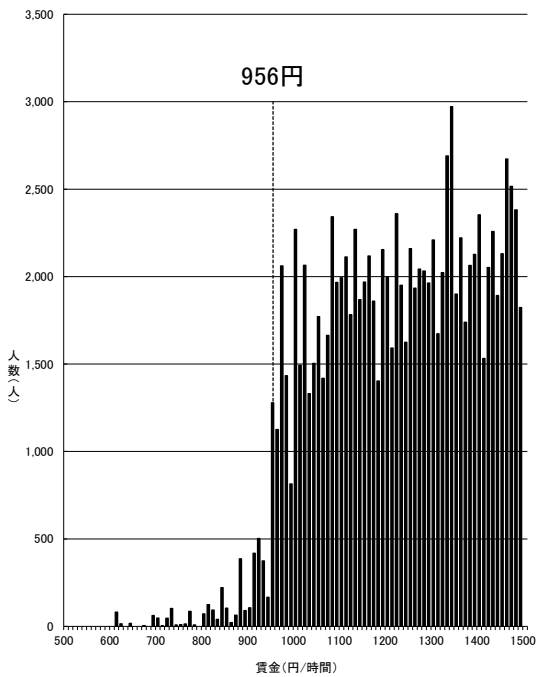


資料出所:厚生労働省「令和7年賃金構造基本統計調査特別集計」

- (注1) グラフ内記載の額は令和6年度最低賃金額である。
 (注2) 500円未満及び1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
 (注3) 賃金額は、所定内給与額(通勤手当、精皆勤手当、家族手当を含む。)を
 所定内実労働時間数で除したものである。
 (注4) 賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

一般労働者

愛媛(B)

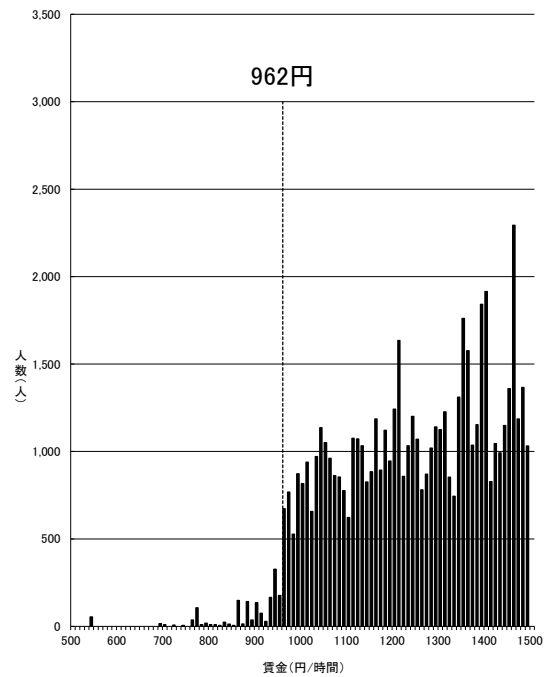


資料出所:厚生労働省「令和7年賃金構造基本統計調査特別集計」

- (注1) グラフ内記載の額は令和6年度最低賃金額である。
 (注2) 500円未満及び1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
 (注3) 賃金額は、所定内給与額(通勤手当、精皆勤手当、家族手当を含む。)を
 所定内実労働時間数で除したものである。
 (注4) 賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

一般労働者

島根(B)

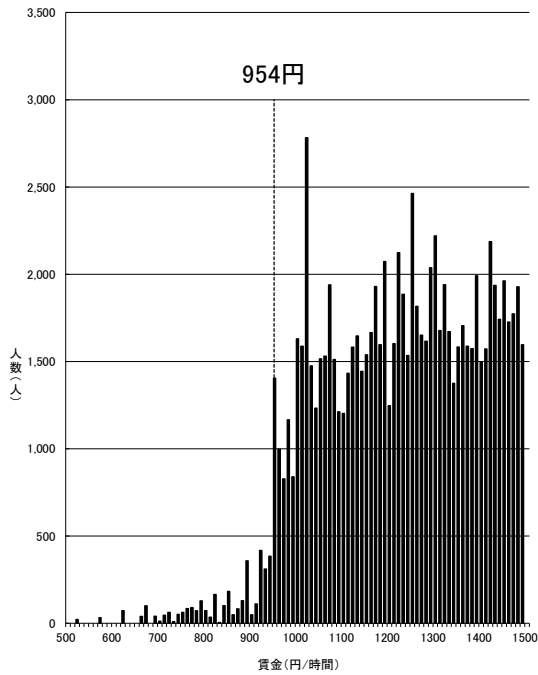


資料出所:厚生労働省「令和7年賃金構造基本統計調査特別集計」

- (注1) グラフ内記載の額は令和6年度最低賃金額である。
 (注2) 500円未満及び1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
 (注3) 賃金額は、所定内給与額(通勤手当、精皆勤手当、家族手当を含む。)を
 所定内実労働時間数で除したものである。
 (注4) 賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

一般労働者

大分(C)

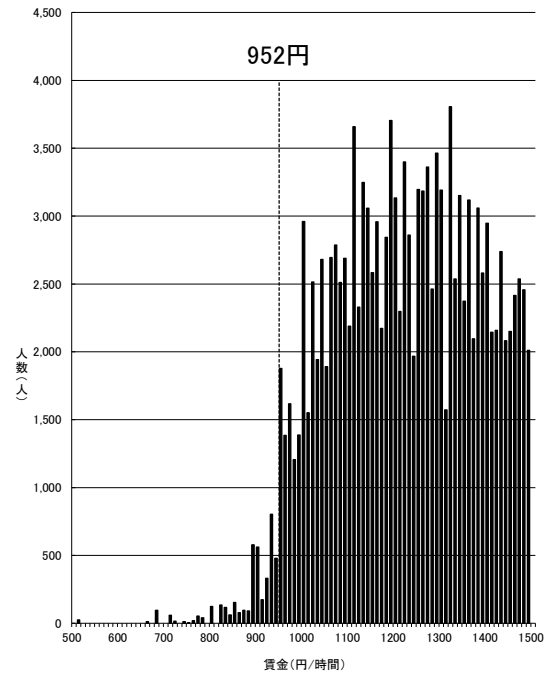


資料出所:厚生労働省「令和7年賃金構造基本統計調査特別集計」

- (注1) グラフ内記載の額は令和6年度最低賃金額である。
 (注2) 500円未満及び1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
 (注3) 賃金額は、所定内給与額(通勤手当、精皆勤手当、家族手当を含む。)を所定内実労働時間数で除したものである。
 (注4) 賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

一般労働者

熊本(C)

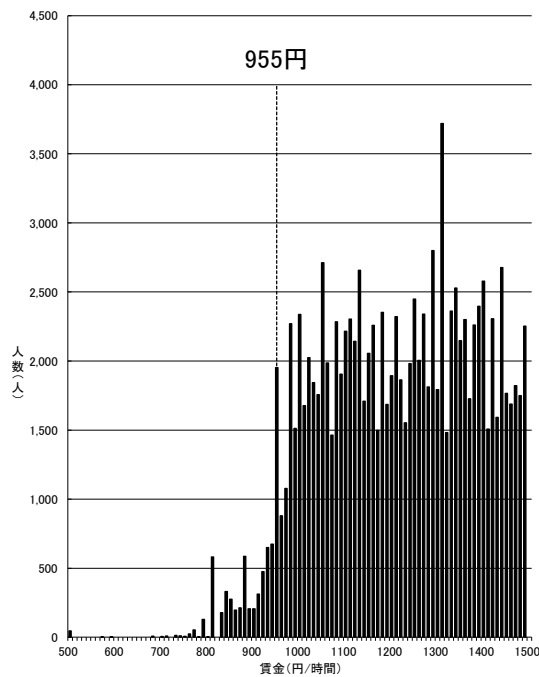


資料出所:厚生労働省「令和7年賃金構造基本統計調査特別集計」

- (注1) グラフ内記載の額は令和6年度最低賃金額である。
 (注2) 500円未満及び1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
 (注3) 賃金額は、所定内給与額(通勤手当、精皆勤手当、家族手当を含む。)を所定内実労働時間数で除したものである。
 (注4) 賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

一般労働者

山形(C)

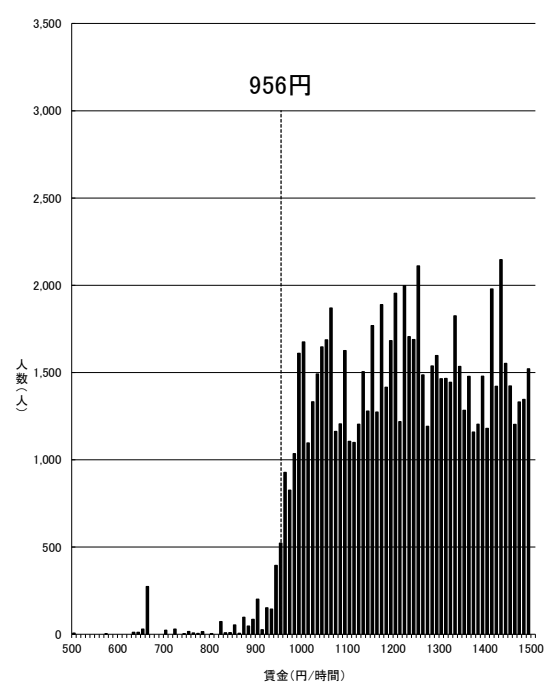


資料出所:厚生労働省「令和7年賃金構造基本統計調査特別集計」

- (注1) グラフ内記載の額は令和6年度最低賃金額である。
 (注2) 500円未満及び1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
 (注3) 賃金額は、所定内給与額(通勤手当、精皆勤手当、家族手当を含む。)を所定内実労働時間数で除したものである。
 (注4) 賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

一般労働者

佐賀(C)

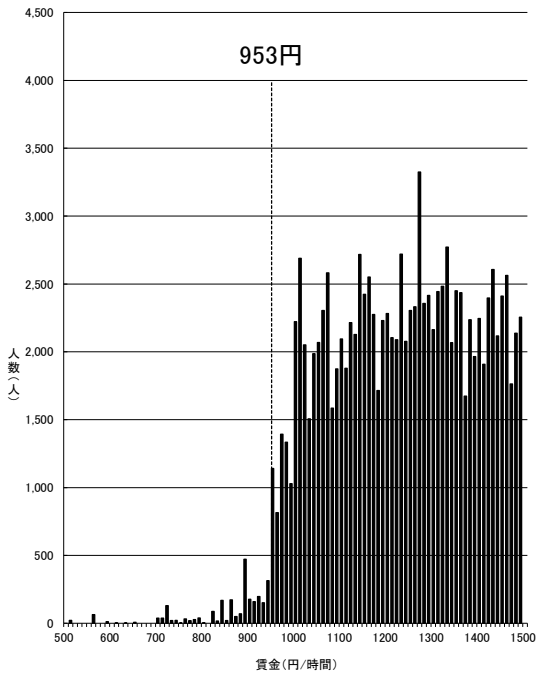


資料出所:厚生労働省「令和7年賃金構造基本統計調査特別集計」

- (注1) グラフ内記載の額は令和6年度最低賃金額である。
 (注2) 500円未満及び1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
 (注3) 賃金額は、所定内給与額(通勤手当、精皆勤手当、家族手当を含む。)を所定内実労働時間数で除したものである。
 (注4) 賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

一般労働者

長崎(C)

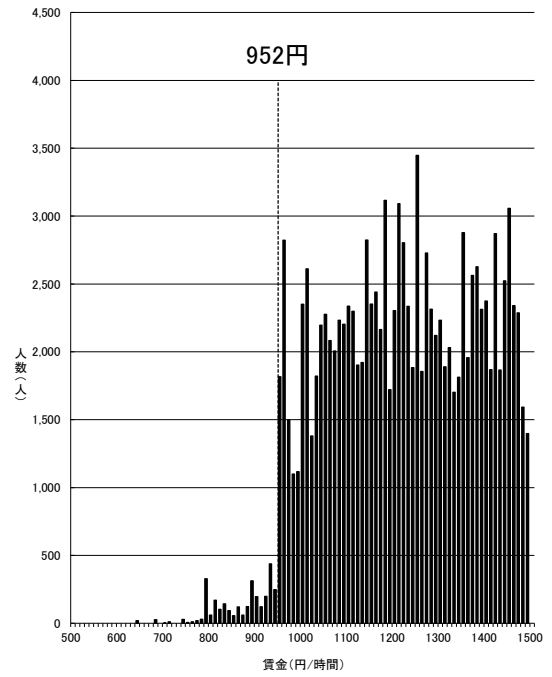


資料出所:厚生労働省「令和7年賃金構造基本統計調査特別集計」

- (注1) グラフ内記載の額は令和6年度最低賃金額である。
 (注2) 500円未満及び1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
 (注3) 賃金額は、所定内給与額(通勤手当、精皆勤手当、家族手当を含む。)を
 所定内実労働時間数で除したものである。
 (注4) 賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

一般労働者

岩手(C)

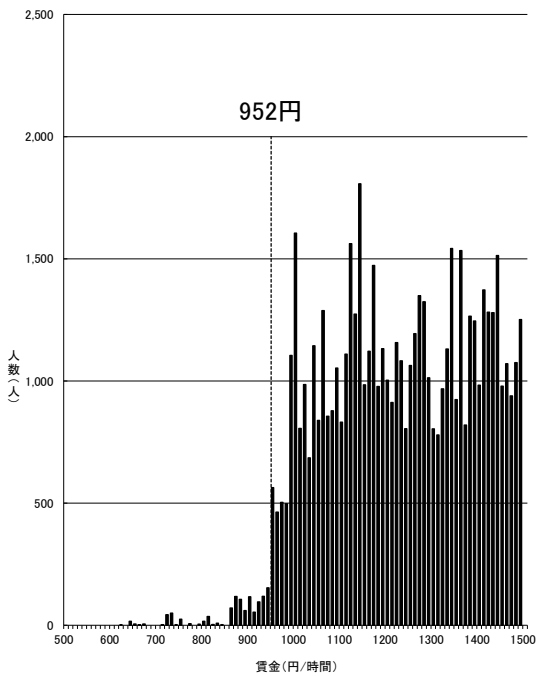


資料出所:厚生労働省「令和7年賃金構造基本統計調査特別集計」

- (注1) グラフ内記載の額は令和6年度最低賃金額である。
 (注2) 500円未満及び1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
 (注3) 賃金額は、所定内給与額(通勤手当、精皆勤手当、家族手当を含む。)を
 所定内実労働時間数で除したものである。
 (注4) 賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

一般労働者

高知(C)

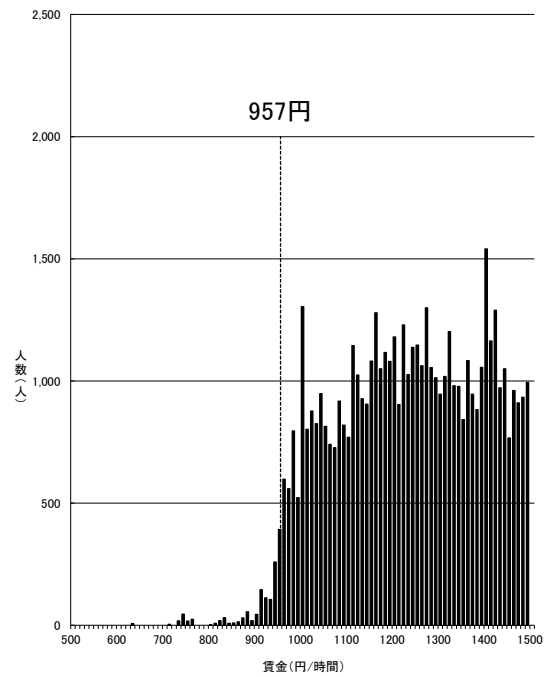


資料出所:厚生労働省「令和7年賃金構造基本統計調査特別集計」

- (注1) グラフ内記載の額は令和6年度最低賃金額である。
 (注2) 500円未満及び1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
 (注3) 賃金額は、所定内給与額(通勤手当、精皆勤手当、家族手当を含む。)を
 所定内実労働時間数で除したものである。
 (注4) 賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

一般労働者

鳥取(C)

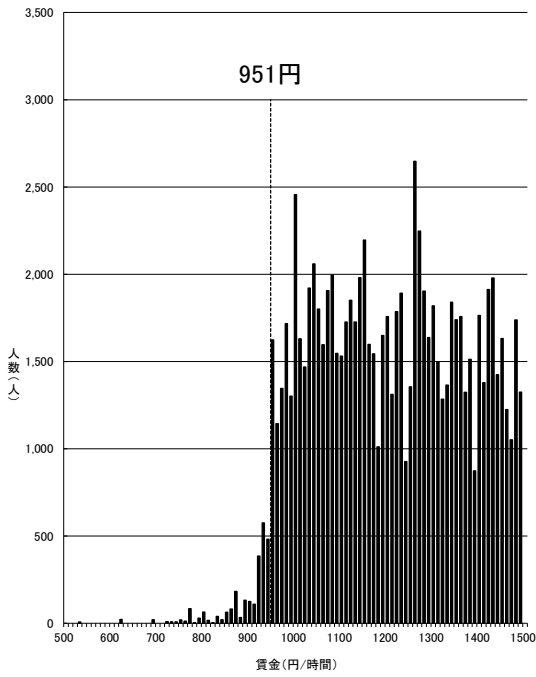


資料出所:厚生労働省「令和7年賃金構造基本統計調査特別集計」

- (注1) グラフ内記載の額は令和6年度最低賃金額である。
 (注2) 500円未満及び1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
 (注3) 賃金額は、所定内給与額(通勤手当、精皆勤手当、家族手当を含む。)を
 所定内実労働時間数で除したものである。
 (注4) 賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

一般労働者

秋田(C)

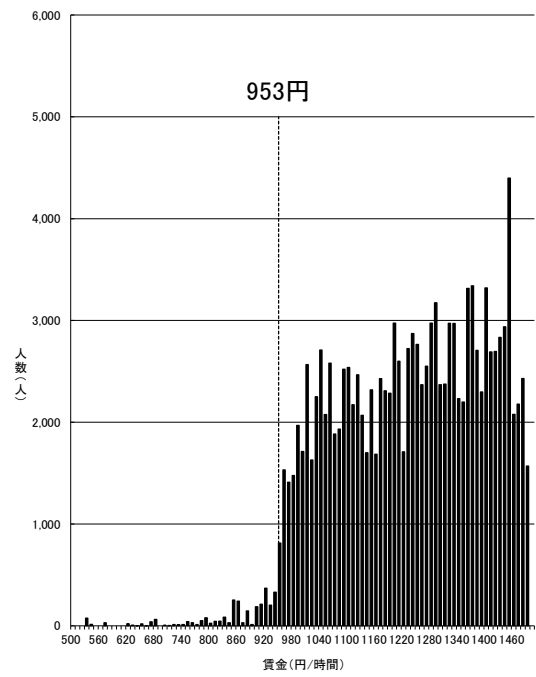


資料出所:厚生労働省「令和7年賃金構造基本統計調査特別集計」

- (注1) グラフ内記載の額は令和6年度最低賃金額である。
 (注2) 500円未満及び1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
 (注3) 賃金額は、所定内給与額(通勤手当、精皆勤手当、家族手当を含む。)を所定内実労働時間数で除したものである。
 (注4) 賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

一般労働者

鹿児島(C)

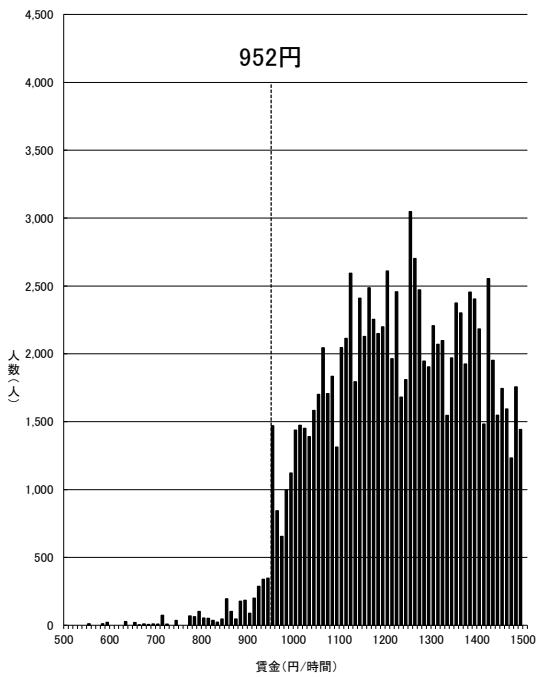


資料出所:厚生労働省「令和7年賃金構造基本統計調査特別集計」

- (注1) グラフ内記載の額は令和6年度最低賃金額である。
 (注2) 500円未満及び1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
 (注3) 賃金額は、所定内給与額(通勤手当、精皆勤手当、家族手当を含む。)を所定内実労働時間数で除したものである。
 (注4) 賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

一般労働者

宮崎(C)

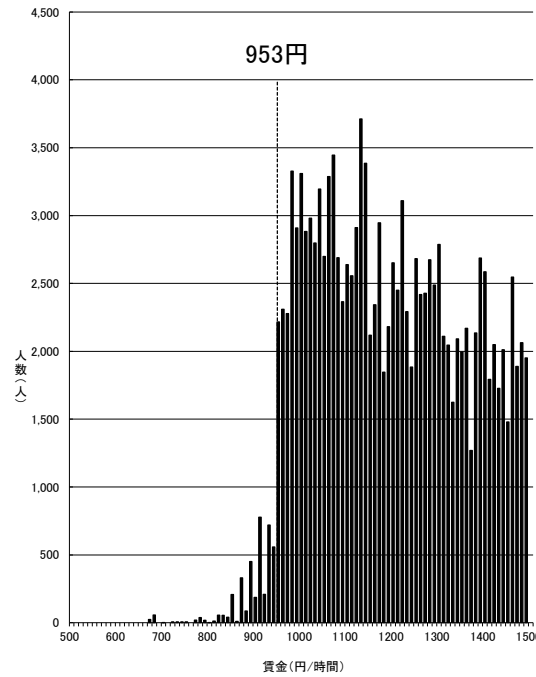


資料出所:厚生労働省「令和7年賃金構造基本統計調査特別集計」

- (注1) グラフ内記載の額は令和6年度最低賃金額である。
 (注2) 500円未満及び1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
 (注3) 賃金額は、所定内給与額(通勤手当、精皆勤手当、家族手当を含む。)を所定内実労働時間数で除したものである。
 (注4) 賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

一般労働者

青森(C)

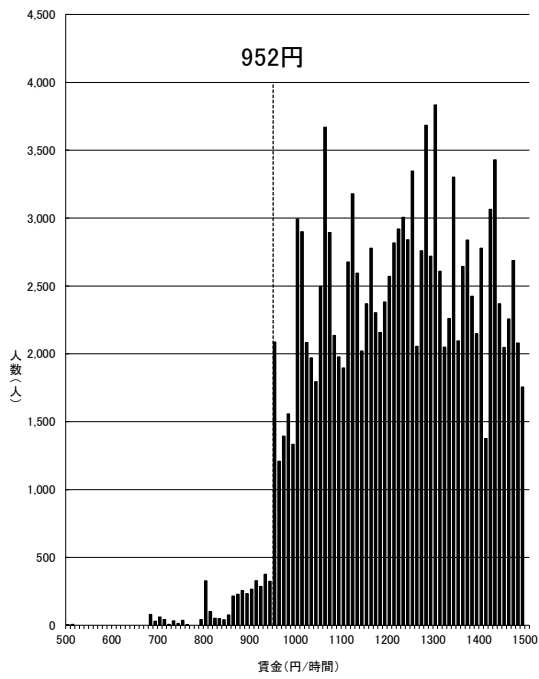


資料出所:厚生労働省「令和7年賃金構造基本統計調査特別集計」

- (注1) グラフ内記載の額は令和6年度最低賃金額である。
 (注2) 500円未満及び1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
 (注3) 賃金額は、所定内給与額(通勤手当、精皆勤手当、家族手当を含む。)を所定内実労働時間数で除したものである。
 (注4) 賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

一般労働者

沖縄(C)



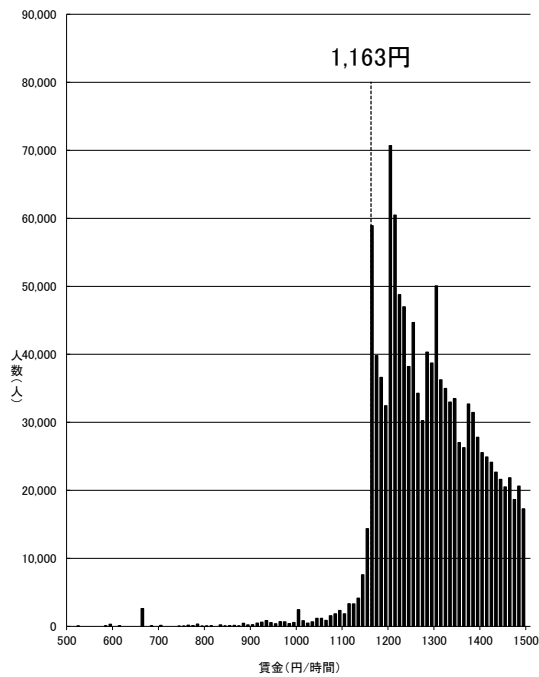
資料出所:厚生労働省「令和7年賃金構造基本統計調査特別集計」

- (注1) グラフ内記載の額は令和6年度最低賃金額である。
 (注2) 500円未満及び1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
 (注3) 賃金額は、所定内給与額(通勤手当、精皆助手当、家族手当を含む。)を
 所定内実労働時間数で除したものである。
 (注4) 賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

一般労働者

時間当たり賃金分布（短時間労働者）

東京(A)

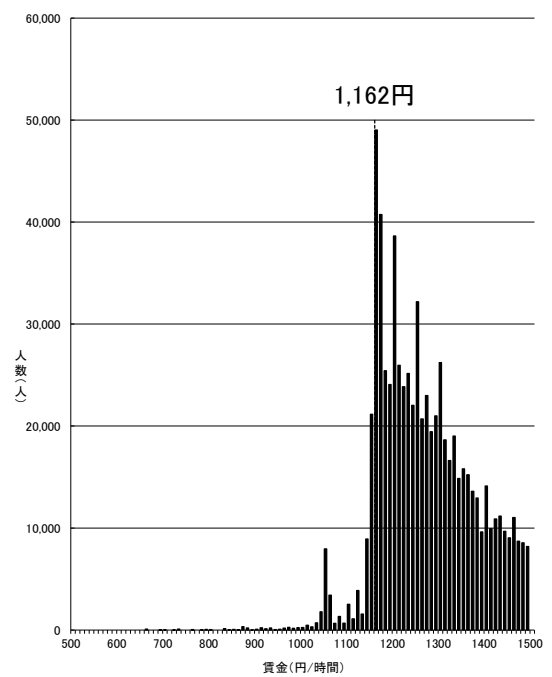


資料出所：厚生労働省「令和7年賃金構造基本統計調査特別集計」

- (注1) グラフ内記載の額は令和6年度最低賃金額である。
 (注2) 500円未満及び1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
 (注3) 賃金額は、所定内給与額(通勤手当、精皆助手当、家族手当を含む。)を
 所定内実労働時間数で除したものである。
 (注4) 賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

短時間労働者

神奈川(A)

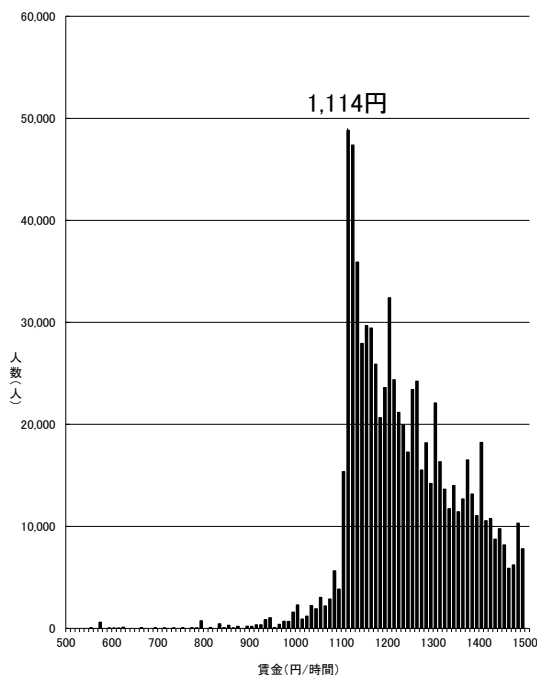


資料出所：厚生労働省「令和7年賃金構造基本統計調査特別集計」

- (注1) グラフ内記載の額は令和6年度最低賃金額である。
 (注2) 500円未満及び1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
 (注3) 賃金額は、所定内給与額(通勤手当、精皆助手当、家族手当を含む。)を
 所定内実労働時間数で除したものである。
 (注4) 賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

短時間労働者

大阪(A)

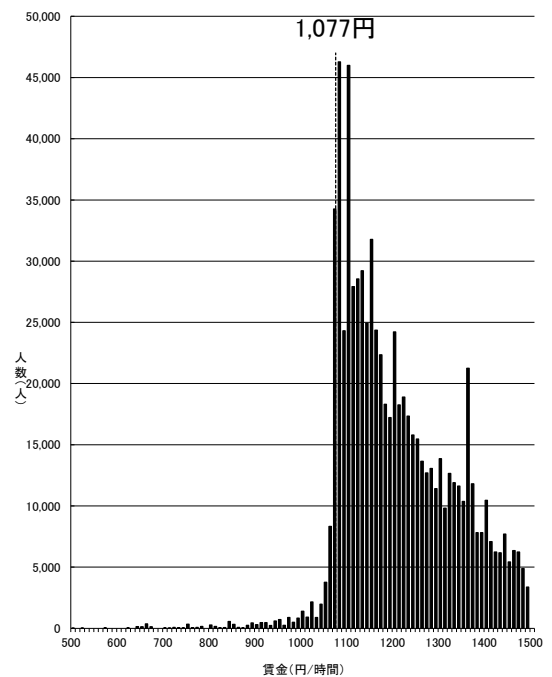


資料出所：厚生労働省「令和7年賃金構造基本統計調査特別集計」

- (注1) グラフ内記載の額は令和6年度最低賃金額である。
 (注2) 500円未満及び1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
 (注3) 賃金額は、所定内給与額(通勤手当、精皆助手当、家族手当を含む。)を
 所定内実労働時間数で除したものである。
 (注4) 賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

短時間労働者

愛知(A)

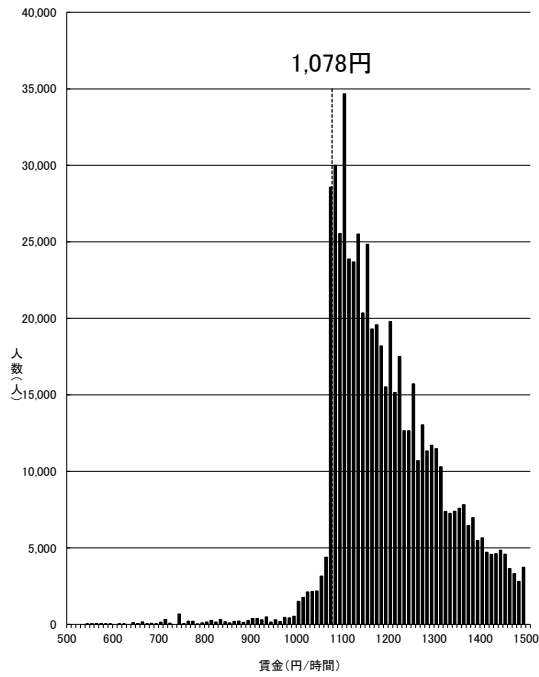


資料出所：厚生労働省「令和7年賃金構造基本統計調査特別集計」

- (注1) グラフ内記載の額は令和6年度最低賃金額である。
 (注2) 500円未満及び1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
 (注3) 賃金額は、所定内給与額(通勤手当、精皆助手当、家族手当を含む。)を
 所定内実労働時間数で除したものである。
 (注4) 賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

短時間労働者

埼玉(A)

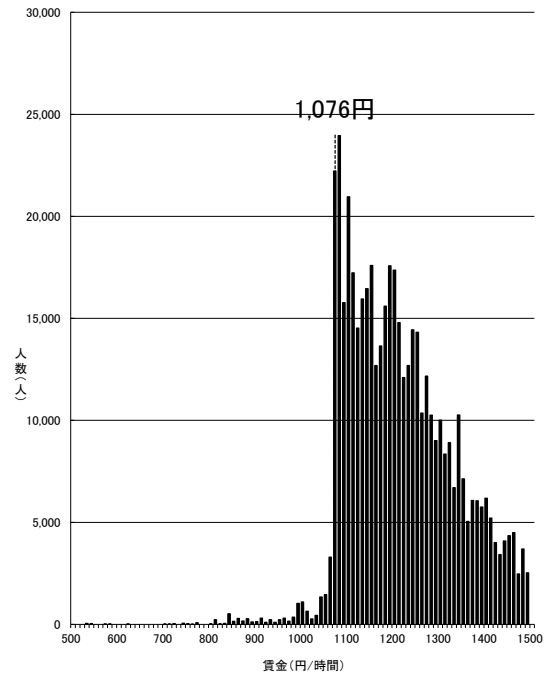


資料出所:厚生労働省「令和7年賃金構造基本統計調査特別集計」

- (注1) グラフ内記載の額は令和6年度最低賃金額である。
 (注2) 500円未満及び1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
 (注3) 賃金額は、所定内給与額(通勤手当、精皆勤手当、家族手当を含む。)を
 所定内実労働時間数で除したものである。
 (注4) 賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

短時間労働者

千葉(A)

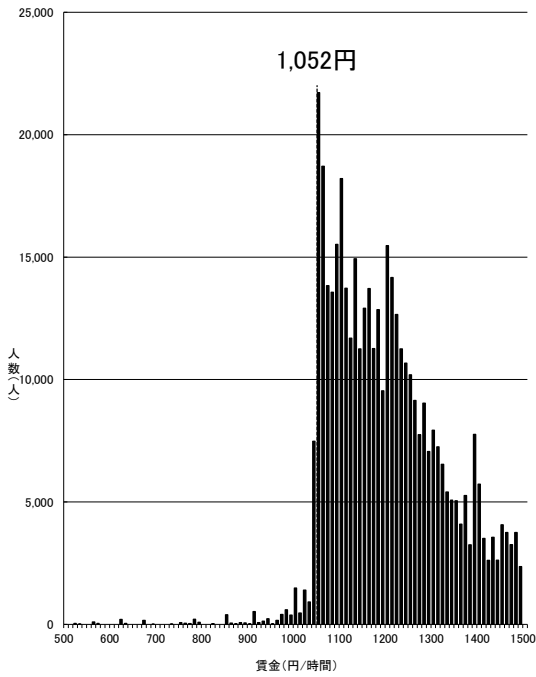


資料出所:厚生労働省「令和7年賃金構造基本統計調査特別集計」

- (注1) グラフ内記載の額は令和6年度最低賃金額である。
 (注2) 500円未満及び1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
 (注3) 賃金額は、所定内給与額(通勤手当、精皆勤手当、家族手当を含む。)を
 所定内実労働時間数で除したものである。
 (注4) 賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

短時間労働者

兵庫(B)

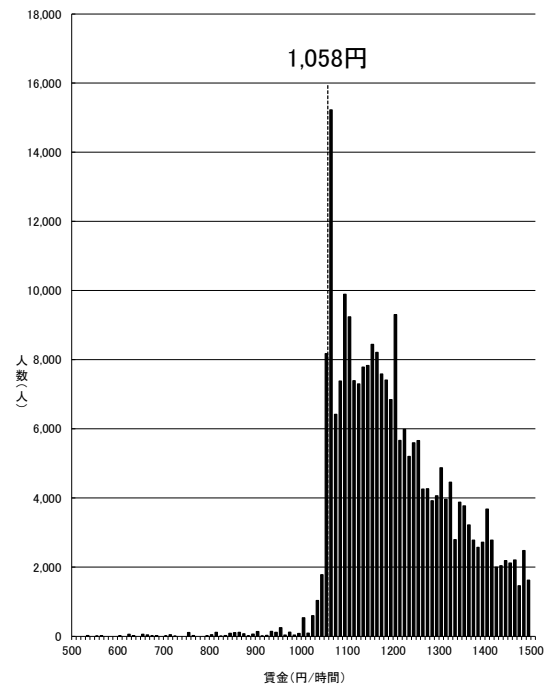


資料出所:厚生労働省「令和7年賃金構造基本統計調査特別集計」

- (注1) グラフ内記載の額は令和6年度最低賃金額である。
 (注2) 500円未満及び1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
 (注3) 賃金額は、所定内給与額(通勤手当、精皆勤手当、家族手当を含む。)を所定内実労働時間数で除したものである。
 (注4) 賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

短時間労働者

京都(B)

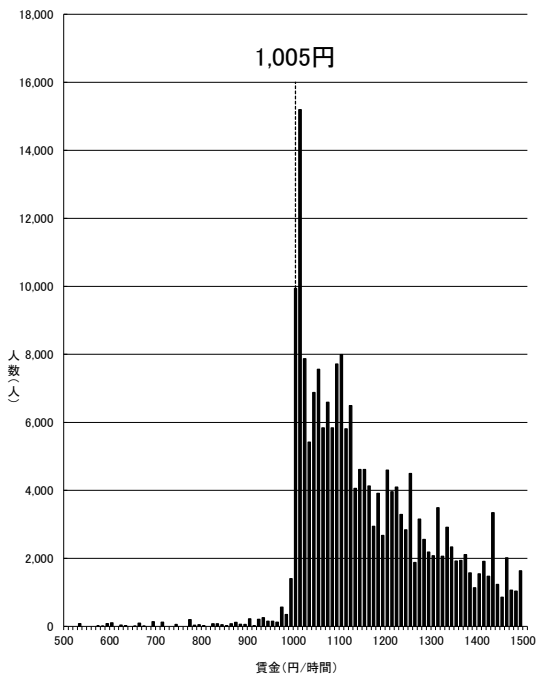


資料出所:厚生労働省「令和7年賃金構造基本統計調査特別集計」

- (注1) グラフ内記載の額は令和6年度最低賃金額である。
 (注2) 500円未満及び1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
 (注3) 賃金額は、所定内給与額(通勤手当、精皆勤手当、家族手当を含む。)を所定内実労働時間数で除したものである。
 (注4) 賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

短時間労働者

茨城(B)

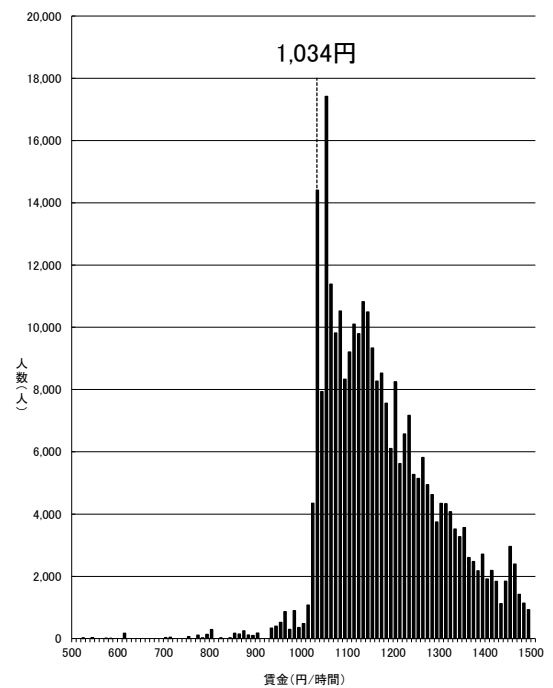


資料出所:厚生労働省「令和7年賃金構造基本統計調査特別集計」

- (注1) グラフ内記載の額は令和6年度最低賃金額である。
 (注2) 500円未満及び1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
 (注3) 賃金額は、所定内給与額(通勤手当、精皆勤手当、家族手当を含む。)を所定内実労働時間数で除したものである。
 (注4) 賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

短時間労働者

静岡(B)

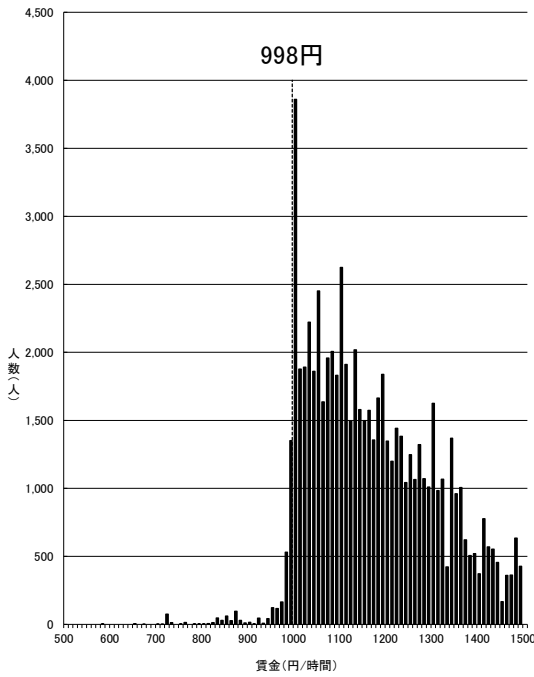


資料出所:厚生労働省「令和7年賃金構造基本統計調査特別集計」

- (注1) グラフ内記載の額は令和6年度最低賃金額である。
 (注2) 500円未満及び1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
 (注3) 賃金額は、所定内給与額(通勤手当、精皆勤手当、家族手当を含む。)を所定内実労働時間数で除したものである。
 (注4) 賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

短時間労働者

富山(B)

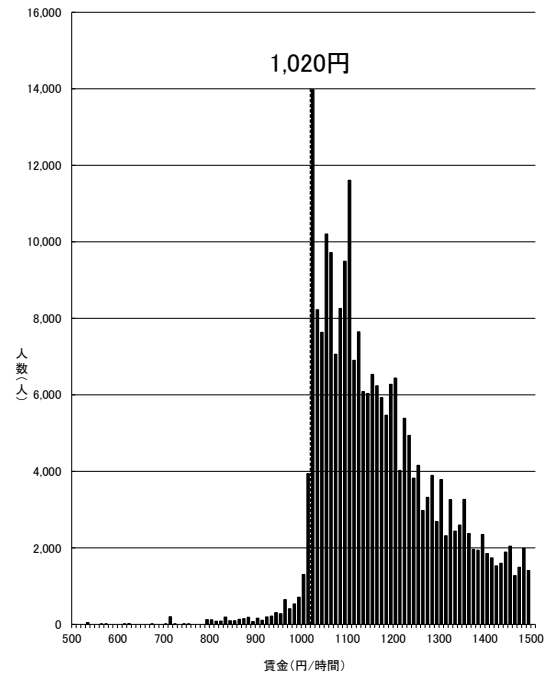


資料出所:厚生労働省「令和7年賃金構造基本統計調査特別集計」

- (注1) グラフ内記載の額は令和6年度最低賃金額である。
 (注2) 500円未満及び1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
 (注3) 賃金額は、所定内給与額(通勤手当、精皆勤手当、家族手当を含む。)を
 所定内実労働時間数で除したものである。
 (注4) 賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

短時間労働者

広島(B)

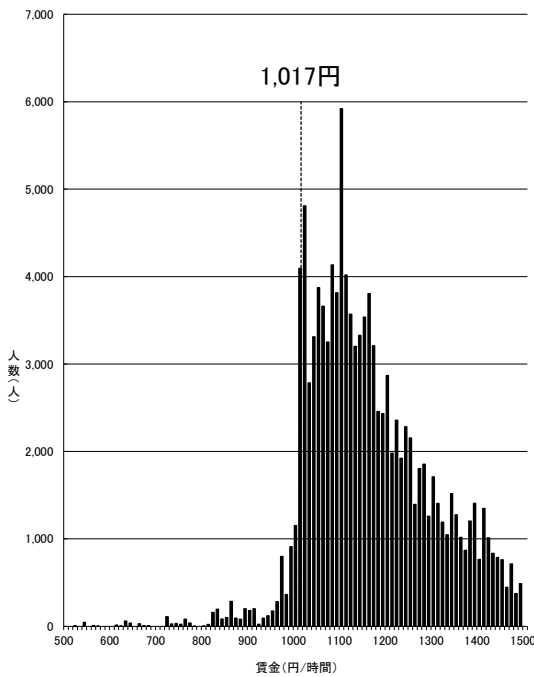


資料出所:厚生労働省「令和7年賃金構造基本統計調査特別集計」

- (注1) グラフ内記載の額は令和6年度最低賃金額である。
 (注2) 500円未満及び1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
 (注3) 賃金額は、所定内給与額(通勤手当、精皆勤手当、家族手当を含む。)を
 所定内実労働時間数で除したものである。
 (注4) 賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

短時間労働者

滋賀(B)

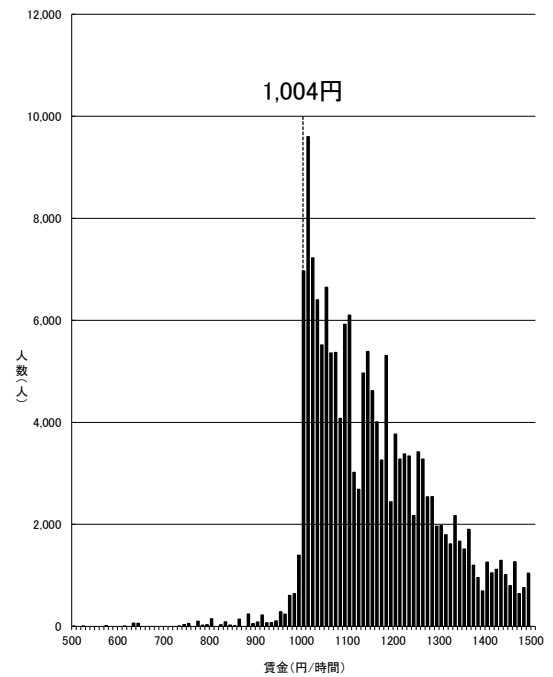


資料出所:厚生労働省「令和7年賃金構造基本統計調査特別集計」

- (注1) グラフ内記載の額は令和6年度最低賃金額である。
 (注2) 500円未満及び1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
 (注3) 賃金額は、所定内給与額(通勤手当、精皆勤手当、家族手当を含む。)を
 所定内実労働時間数で除したものである。
 (注4) 賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

短時間労働者

栃木(B)

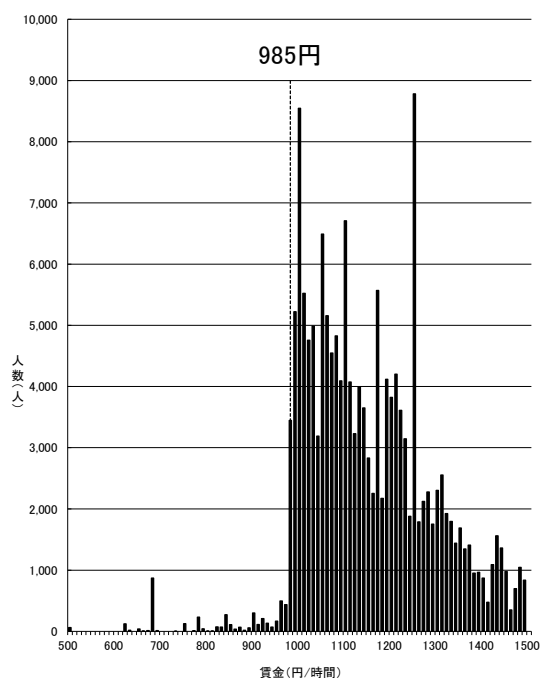


資料出所:厚生労働省「令和7年賃金構造基本統計調査特別集計」

- (注1) グラフ内記載の額は令和6年度最低賃金額である。
 (注2) 500円未満及び1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
 (注3) 賃金額は、所定内給与額(通勤手当、精皆勤手当、家族手当を含む。)を
 所定内実労働時間数で除したものである。
 (注4) 賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

短時間労働者

群馬(B)

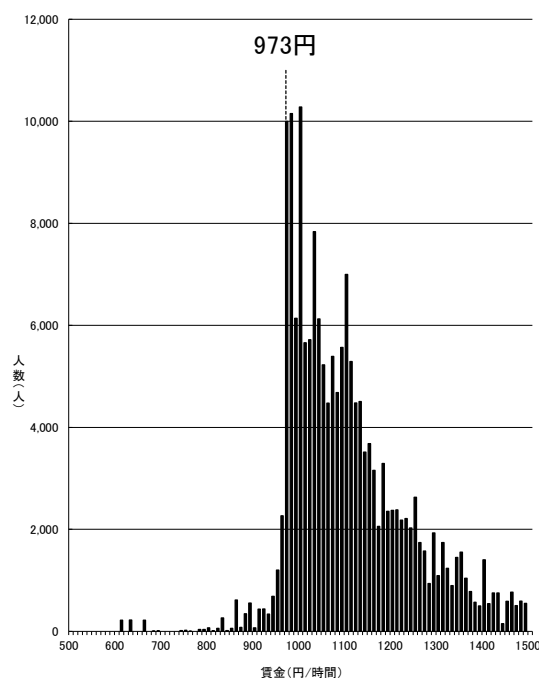


資料出所:厚生労働省「令和7年賃金構造基本統計調査特別集計」

- (注1) グラフ内記載の額は令和6年度最低賃金額である。
 (注2) 500円未満及び1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
 (注3) 賃金額は、所定内給与額(通勤手当、精皆勤手当、家族手当を含む。)を所定内実労働時間数で除したものである。
 (注4) 賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

短時間労働者

宮城(B)

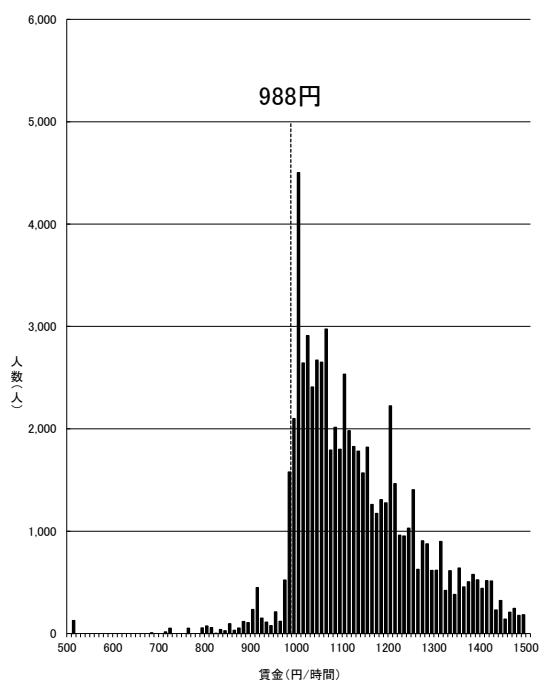


資料出所:厚生労働省「令和7年賃金構造基本統計調査特別集計」

- (注1) グラフ内記載の額は令和6年度最低賃金額である。
 (注2) 500円未満及び1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
 (注3) 賃金額は、所定内給与額(通勤手当、精皆勤手当、家族手当を含む。)を所定内実労働時間数で除したものである。
 (注4) 賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

短時間労働者

山梨(B)

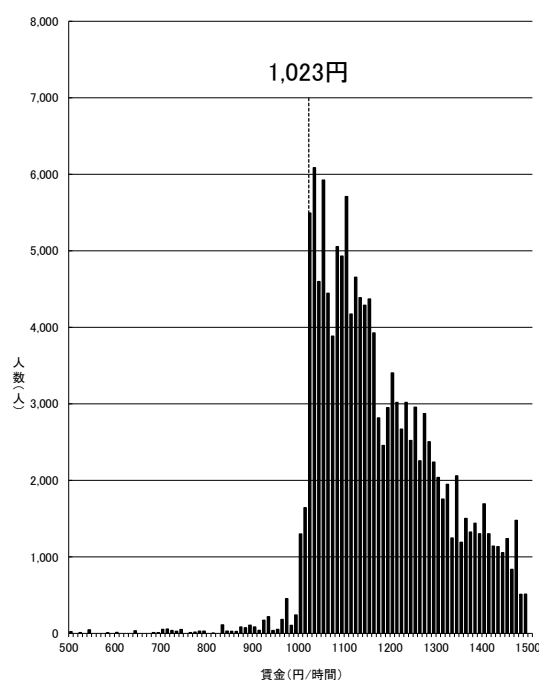


資料出所:厚生労働省「令和7年賃金構造基本統計調査特別集計」

- (注1) グラフ内記載の額は令和6年度最低賃金額である。
 (注2) 500円未満及び1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
 (注3) 賃金額は、所定内給与額(通勤手当、精皆勤手当、家族手当を含む。)を所定内実労働時間数で除したものである。
 (注4) 賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

短時間労働者

三重(B)

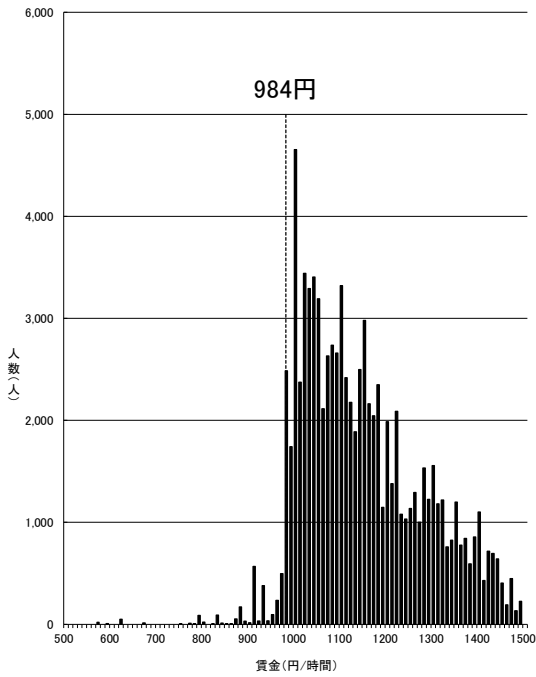


資料出所:厚生労働省「令和7年賃金構造基本統計調査特別集計」

- (注1) グラフ内記載の額は令和6年度最低賃金額である。
 (注2) 500円未満及び1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
 (注3) 賃金額は、所定内給与額(通勤手当、精皆勤手当、家族手当を含む。)を所定内実労働時間数で除したものである。
 (注4) 賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

短時間労働者

石川(B)

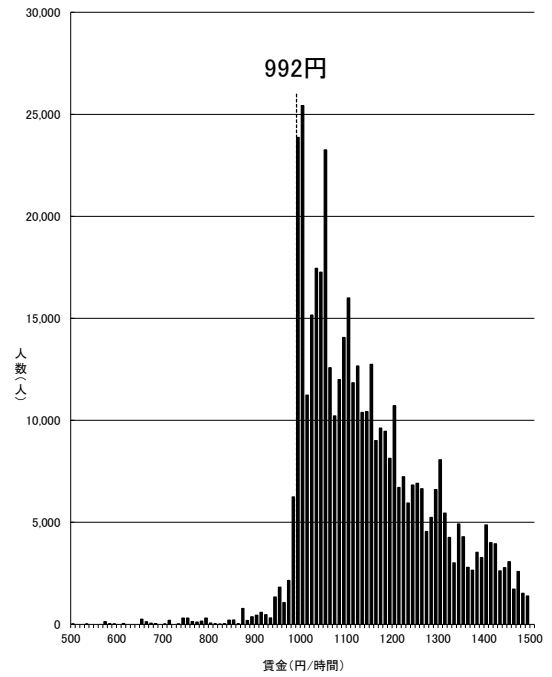


資料出所:厚生労働省「令和7年賃金構造基本統計調査特別集計」

- (注1) グラフ内記載の額は令和6年度最低賃金額である。
 (注2) 500円未満及び1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
 (注3) 賃金額は、所定内給与額(通勤手当、精皆勤手当、家族手当を含む。)を
 所定内実労働時間数で除したものである。
 (注4) 賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

短時間労働者

福岡(B)

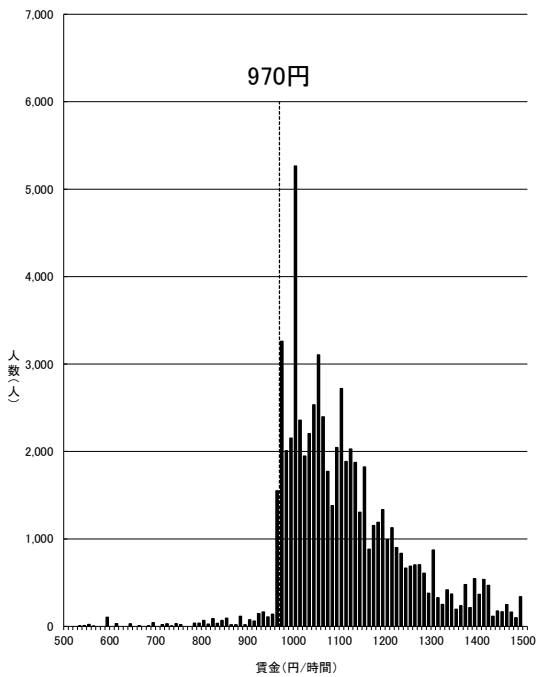


資料出所:厚生労働省「令和7年賃金構造基本統計調査特別集計」

- (注1) グラフ内記載の額は令和6年度最低賃金額である。
 (注2) 500円未満及び1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
 (注3) 賃金額は、所定内給与額(通勤手当、精皆勤手当、家族手当を含む。)を
 所定内実労働時間数で除したものである。
 (注4) 賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

短時間労働者

香川(B)

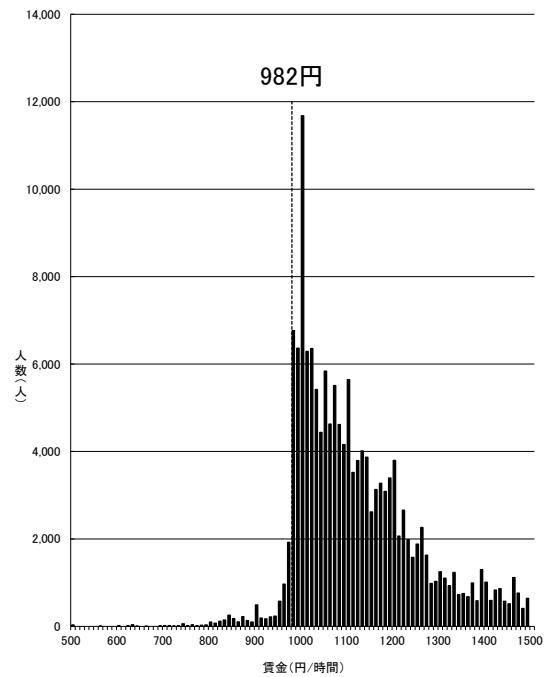


資料出所:厚生労働省「令和7年賃金構造基本統計調査特別集計」

- (注1) グラフ内記載の額は令和6年度最低賃金額である。
 (注2) 500円未満及び1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
 (注3) 賃金額は、所定内給与額(通勤手当、精皆勤手当、家族手当を含む。)を
 所定内実労働時間数で除したものである。
 (注4) 賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

短時間労働者

岡山(B)

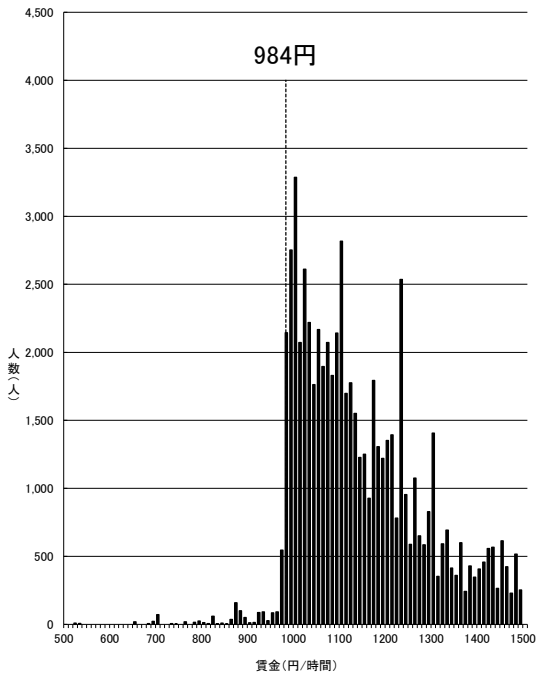


資料出所:厚生労働省「令和7年賃金構造基本統計調査特別集計」

- (注1) グラフ内記載の額は令和6年度最低賃金額である。
 (注2) 500円未満及び1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
 (注3) 賃金額は、所定内給与額(通勤手当、精皆勤手当、家族手当を含む。)を
 所定内実労働時間数で除したものである。
 (注4) 賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

短時間労働者

福井(B)

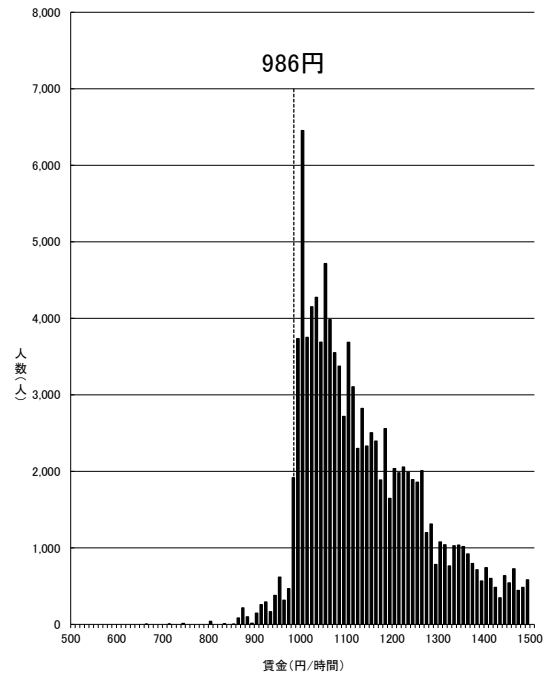


資料出所:厚生労働省「令和7年賃金構造基本統計調査特別集計」

- (注1) グラフ内記載の額は令和6年度最低賃金額である。
 (注2) 500円未満及び1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
 (注3) 賃金額は、所定内給与額(通勤手当、精皆勤手当、家族手当を含む。)を
 所定内実労働時間数で除したものである。
 (注4) 賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

短時間労働者

奈良(B)

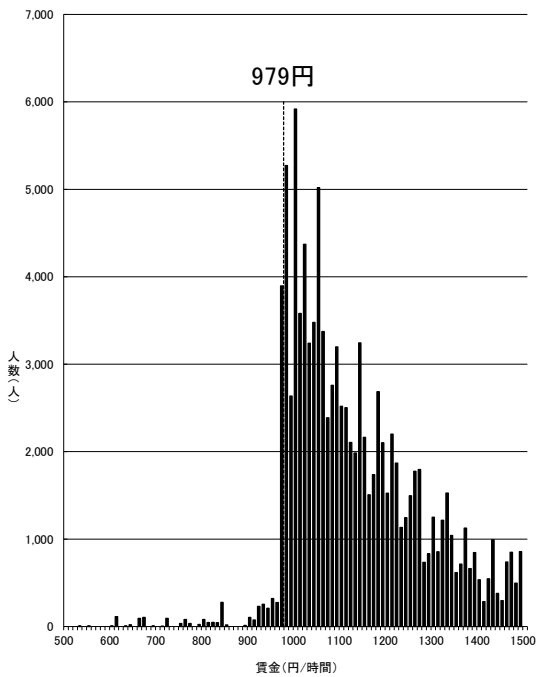


資料出所:厚生労働省「令和7年賃金構造基本統計調査特別集計」

- (注1) グラフ内記載の額は令和6年度最低賃金額である。
 (注2) 500円未満及び1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
 (注3) 賃金額は、所定内給与額(通勤手当、精皆勤手当、家族手当を含む。)を
 所定内実労働時間数で除したものである。
 (注4) 賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

短時間労働者

山口(B)

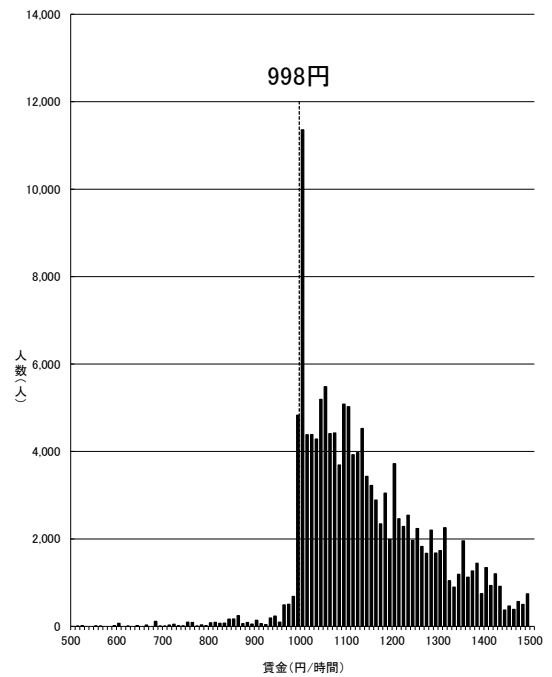


資料出所:厚生労働省「令和7年賃金構造基本統計調査特別集計」

- (注1) グラフ内記載の額は令和6年度最低賃金額である。
 (注2) 500円未満及び1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
 (注3) 賃金額は、所定内給与額(通勤手当、精皆勤手当、家族手当を含む。)を
 所定内実労働時間数で除したものである。
 (注4) 賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

短時間労働者

長野(B)

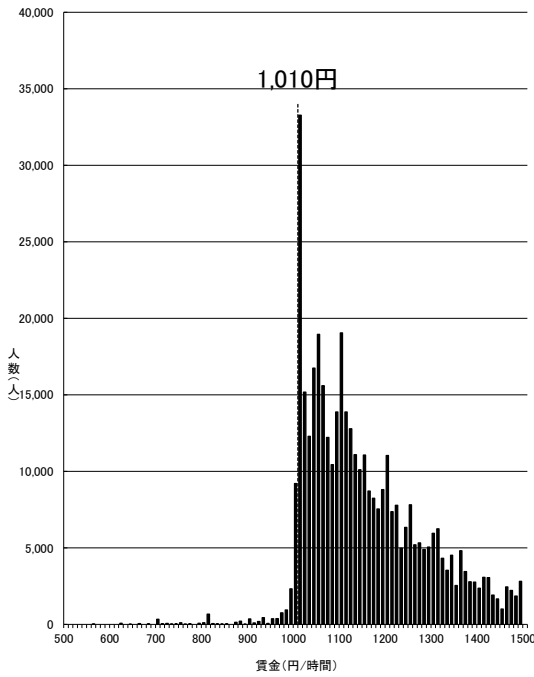


資料出所:厚生労働省「令和7年賃金構造基本統計調査特別集計」

- (注1) グラフ内記載の額は令和6年度最低賃金額である。
 (注2) 500円未満及び1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
 (注3) 賃金額は、所定内給与額(通勤手当、精皆勤手当、家族手当を含む。)を
 所定内実労働時間数で除したものである。
 (注4) 賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

短時間労働者

北海道(B)

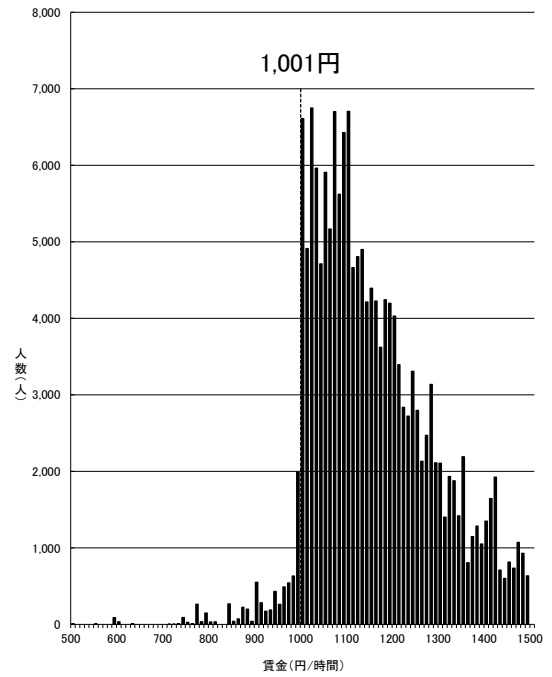


資料出所:厚生労働省「令和7年賃金構造基本統計調査特別集計」

- (注1) グラフ内記載の額は令和6年度最低賃金額である。
 (注2) 500円未満及び1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
 (注3) 賃金額は、所定内給与額(通勤手当、精皆勤手当、家族手当を含む。)を所定内実労働時間数で除したものである。
 (注4) 賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

短時間労働者

岐阜(B)

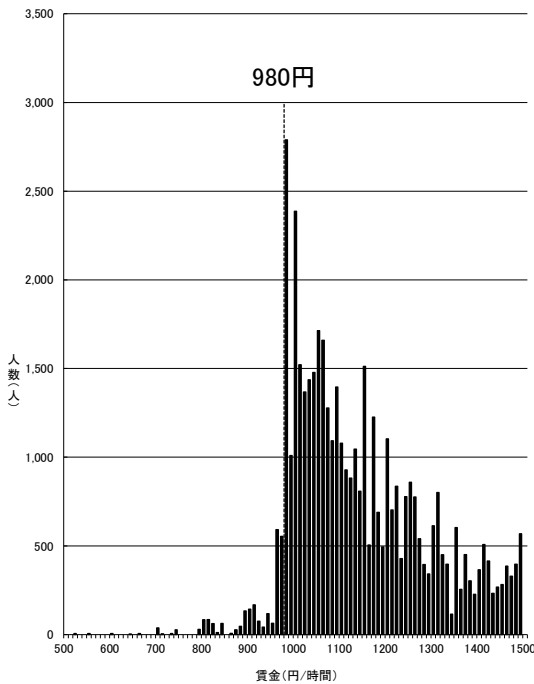


資料出所:厚生労働省「令和7年賃金構造基本統計調査特別集計」

- (注1) グラフ内記載の額は令和6年度最低賃金額である。
 (注2) 500円未満及び1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
 (注3) 賃金額は、所定内給与額(通勤手当、精皆勤手当、家族手当を含む。)を所定内実労働時間数で除したものである。
 (注4) 賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

短時間労働者

徳島(B)

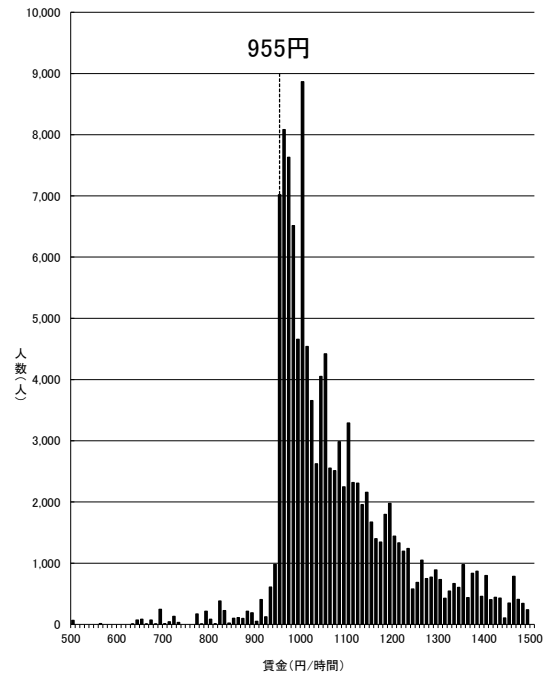


資料出所:厚生労働省「令和7年賃金構造基本統計調査特別集計」

- (注1) グラフ内記載の額は令和6年度最低賃金額である。
 (注2) 500円未満及び1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
 (注3) 賃金額は、所定内給与額(通勤手当、精皆勤手当、家族手当を含む。)を所定内実労働時間数で除したものである。
 (注4) 賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

短時間労働者

福島(B)

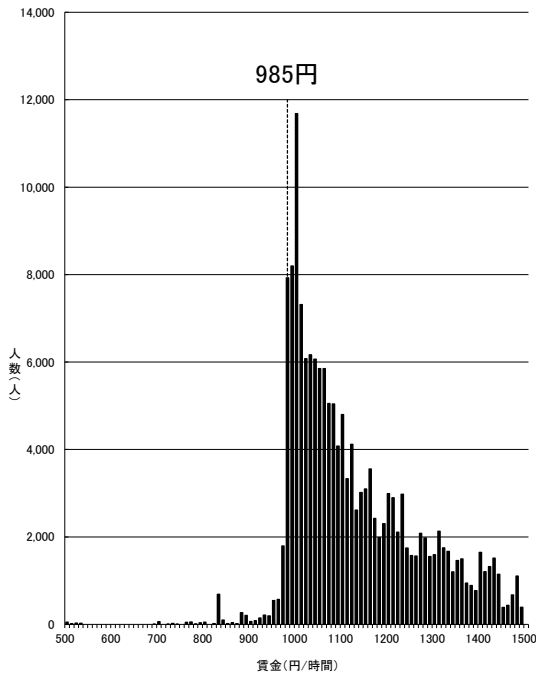


資料出所:厚生労働省「令和7年賃金構造基本統計調査特別集計」

- (注1) グラフ内記載の額は令和6年度最低賃金額である。
 (注2) 500円未満及び1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
 (注3) 賃金額は、所定内給与額(通勤手当、精皆勤手当、家族手当を含む。)を所定内実労働時間数で除したものである。
 (注4) 賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

短時間労働者

新潟(B)

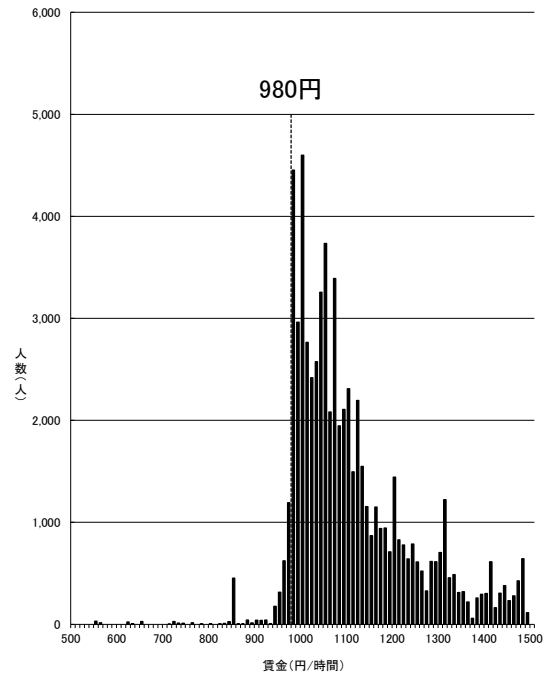


資料出所:厚生労働省「令和7年賃金構造基本統計調査特別集計」

- (注1) グラフ内記載の額は令和6年度最低賃金額である。
 (注2) 500円未満及び1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
 (注3) 賃金額は、所定内給与額(通勤手当、精皆勤手当、家族手当を含む。)を
 所定内実労働時間数で除したものである。
 (注4) 賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

短時間労働者

和歌山(B)

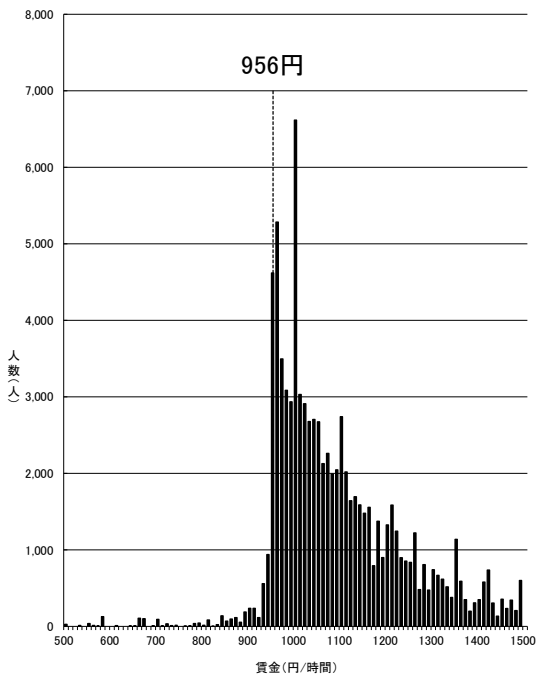


資料出所:厚生労働省「令和7年賃金構造基本統計調査特別集計」

- (注1) グラフ内記載の額は令和6年度最低賃金額である。
 (注2) 500円未満及び1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
 (注3) 賃金額は、所定内給与額(通勤手当、精皆勤手当、家族手当を含む。)を
 所定内実労働時間数で除したものである。
 (注4) 賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

短時間労働者

愛媛(B)

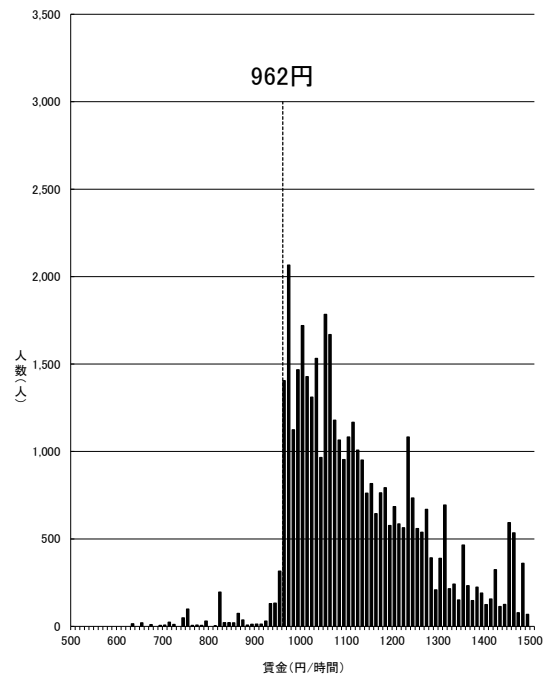


資料出所:厚生労働省「令和7年賃金構造基本統計調査特別集計」

- (注1) グラフ内記載の額は令和6年度最低賃金額である。
 (注2) 500円未満及び1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
 (注3) 賃金額は、所定内給与額(通勤手当、精皆勤手当、家族手当を含む。)を
 所定内実労働時間数で除したものである。
 (注4) 賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

短時間労働者

島根(B)

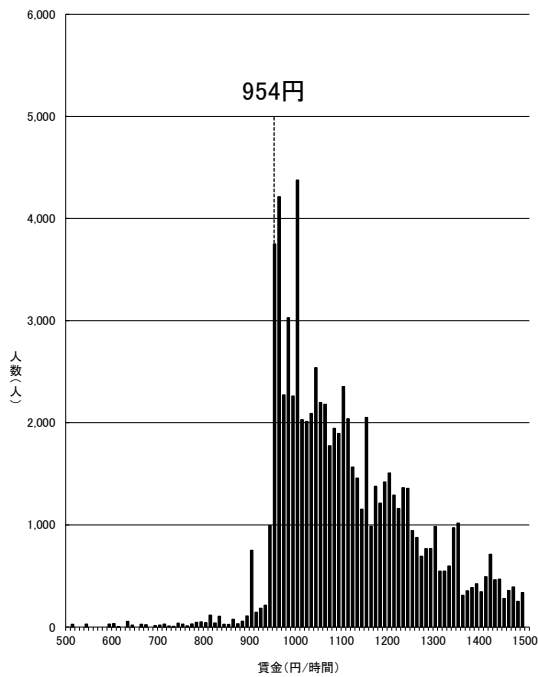


資料出所:厚生労働省「令和7年賃金構造基本統計調査特別集計」

- (注1) グラフ内記載の額は令和6年度最低賃金額である。
 (注2) 500円未満及び1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
 (注3) 賃金額は、所定内給与額(通勤手当、精皆勤手当、家族手当を含む。)を
 所定内実労働時間数で除したものである。
 (注4) 賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

短時間労働者

大分(C)

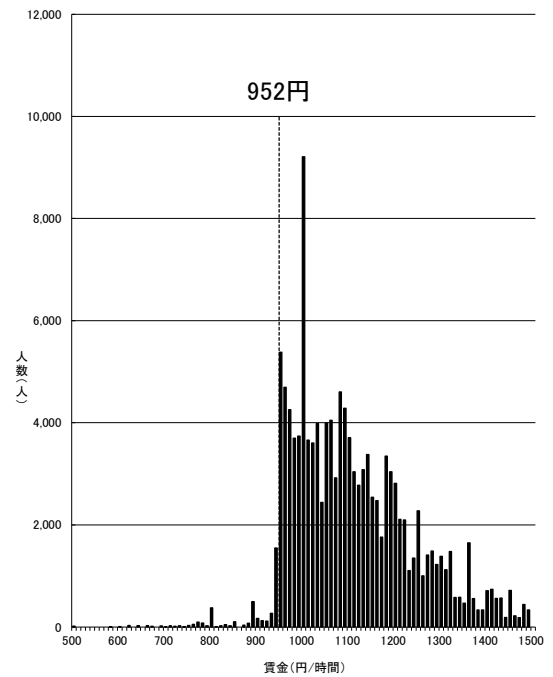


資料出所:厚生労働省「令和7年賃金構造基本統計調査特別集計」

- (注1) グラフ内記載の額は令和6年度最低賃金額である。
 (注2) 500円未満及び1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
 (注3) 賃金額は、所定内給与額(通勤手当、精皆勤手当、家族手当を含む。)を所定内実労働時間数で除したものである。
 (注4) 賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

短時間労働者

熊本(C)

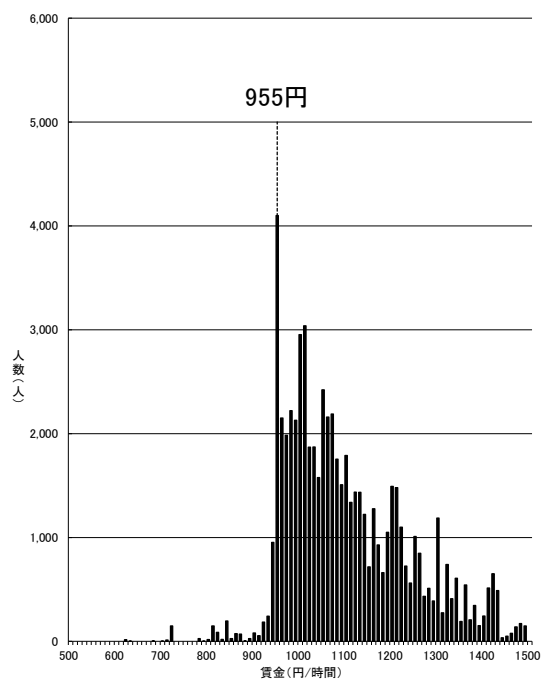


資料出所:厚生労働省「令和7年賃金構造基本統計調査特別集計」

- (注1) グラフ内記載の額は令和6年度最低賃金額である。
 (注2) 500円未満及び1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
 (注3) 賃金額は、所定内給与額(通勤手当、精皆勤手当、家族手当を含む。)を所定内実労働時間数で除したものである。
 (注4) 賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

短時間労働者

山形(C)

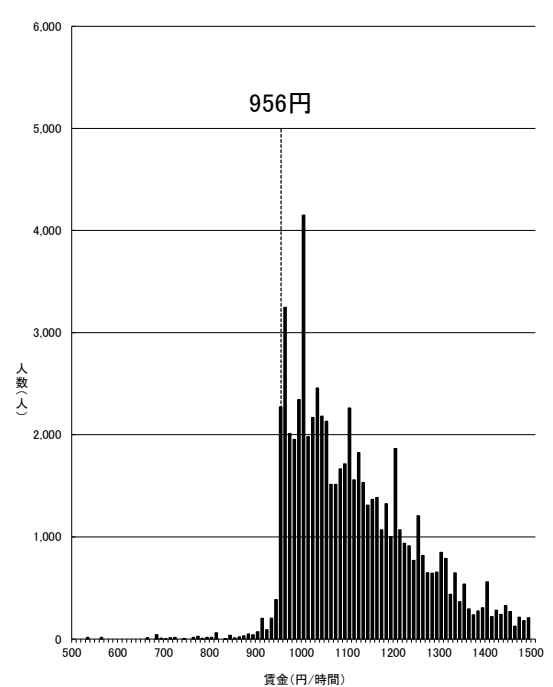


資料出所:厚生労働省「令和7年賃金構造基本統計調査特別集計」

- (注1) グラフ内記載の額は令和6年度最低賃金額である。
 (注2) 500円未満及び1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
 (注3) 賃金額は、所定内給与額(通勤手当、精皆勤手当、家族手当を含む。)を所定内実労働時間数で除したものである。
 (注4) 賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

短時間労働者

佐賀(C)

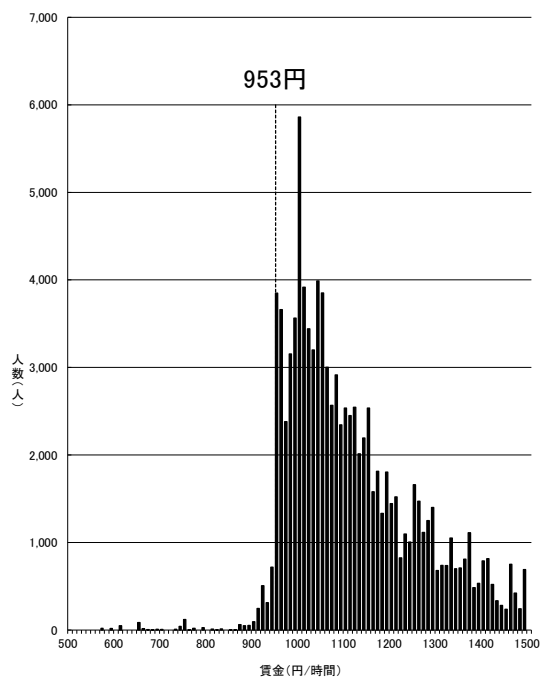


資料出所:厚生労働省「令和7年賃金構造基本統計調査特別集計」

- (注1) グラフ内記載の額は令和6年度最低賃金額である。
 (注2) 500円未満及び1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
 (注3) 賃金額は、所定内給与額(通勤手当、精皆勤手当、家族手当を含む。)を所定内実労働時間数で除したものである。
 (注4) 賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

短時間労働者

長崎(C)

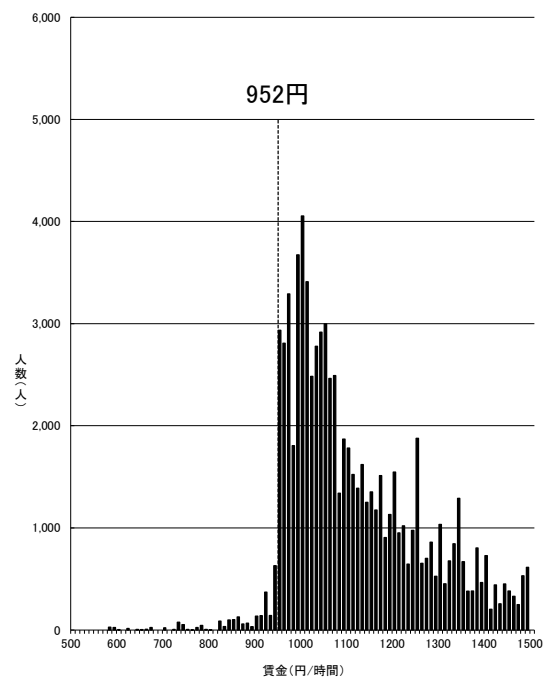


資料出所:厚生労働省「令和7年賃金構造基本統計調査特別集計」

- (注1) グラフ内記載の額は令和6年度最低賃金額である。
 (注2) 500円未満及び1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
 (注3) 賃金額は、所定内給与額(通勤手当、精皆勤手当、家族手当を含む。)を所定内実労働時間数で除したものである。
 (注4) 賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

短時間労働者

岩手(C)

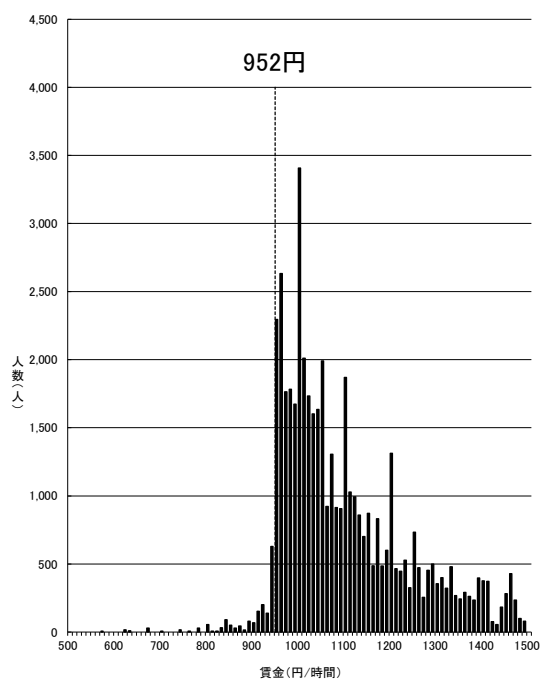


資料出所:厚生労働省「令和7年賃金構造基本統計調査特別集計」

- (注1) グラフ内記載の額は令和6年度最低賃金額である。
 (注2) 500円未満及び1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
 (注3) 賃金額は、所定内給与額(通勤手当、精皆勤手当、家族手当を含む。)を所定内実労働時間数で除したものである。
 (注4) 賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

短時間労働者

高知(C)

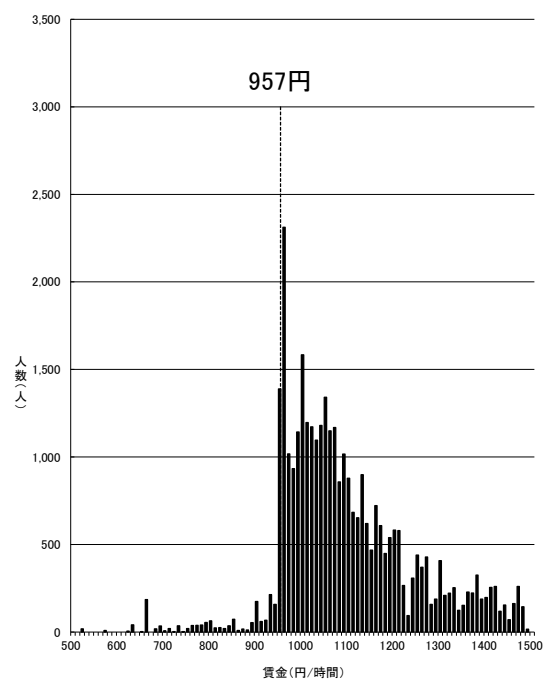


資料出所:厚生労働省「令和7年賃金構造基本統計調査特別集計」

- (注1) グラフ内記載の額は令和6年度最低賃金額である。
 (注2) 500円未満及び1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
 (注3) 賃金額は、所定内給与額(通勤手当、精皆勤手当、家族手当を含む。)を所定内実労働時間数で除したものである。
 (注4) 賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

短時間労働者

鳥取(C)

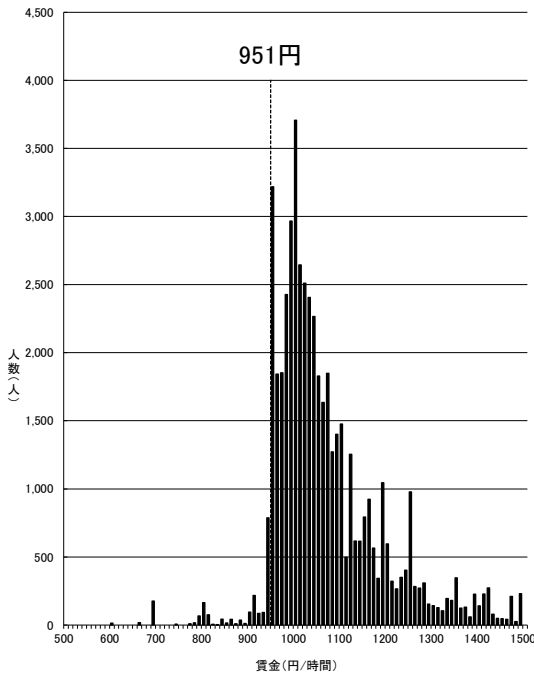


資料出所:厚生労働省「令和7年賃金構造基本統計調査特別集計」

- (注1) グラフ内記載の額は令和6年度最低賃金額である。
 (注2) 500円未満及び1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
 (注3) 賃金額は、所定内給与額(通勤手当、精皆勤手当、家族手当を含む。)を所定内実労働時間数で除したものである。
 (注4) 賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

短時間労働者

秋田(C)

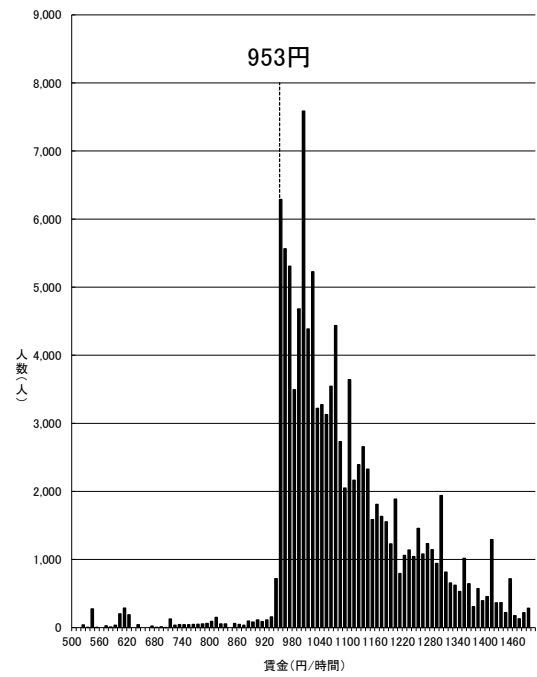


資料出所:厚生労働省「令和7年賃金構造基本統計調査特別集計」

- (注1) グラフ内記載の額は令和6年度最低賃金額である。
 (注2) 500円未満及び1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
 (注3) 賃金額は、所定内給与額(通勤手当、精皆勤手当、家族手当を含む。)を所定内実労働時間数で除したものである。
 (注4) 賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

短時間労働者

鹿児島(C)

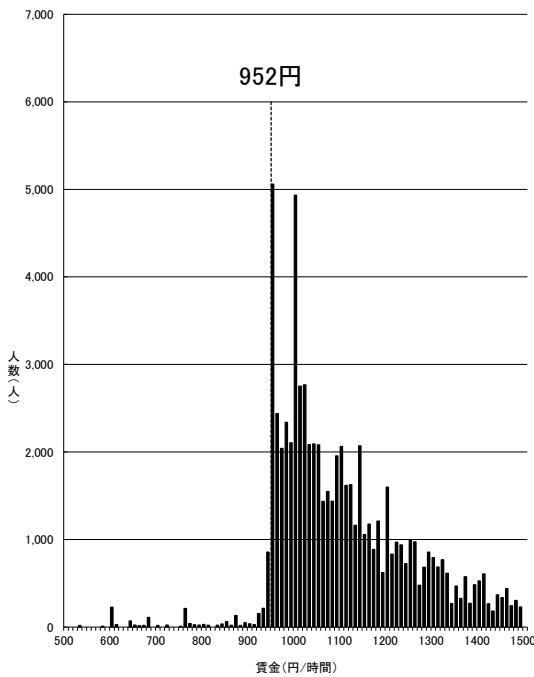


資料出所:厚生労働省「令和7年賃金構造基本統計調査特別集計」

- (注1) グラフ内記載の額は令和6年度最低賃金額である。
 (注2) 500円未満及び1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
 (注3) 賃金額は、所定内給与額(通勤手当、精皆勤手当、家族手当を含む。)を所定内実労働時間数で除したものである。
 (注4) 賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

短時間労働者

宮崎(C)

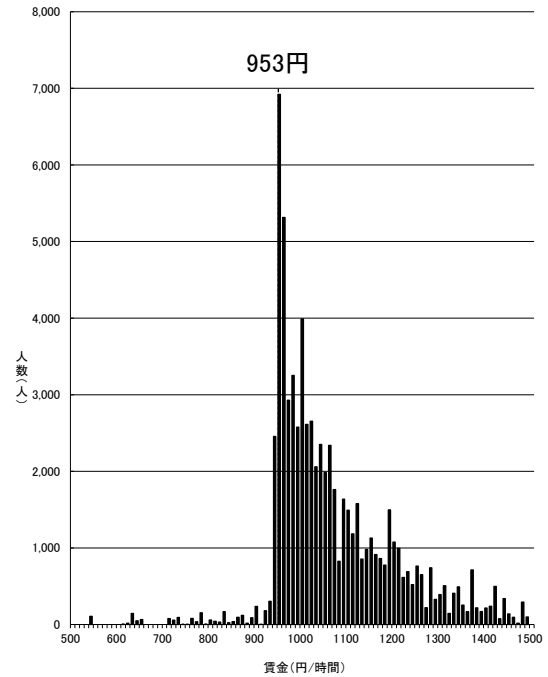


資料出所:厚生労働省「令和7年賃金構造基本統計調査特別集計」

- (注1) グラフ内記載の額は令和6年度最低賃金額である。
 (注2) 500円未満及び1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
 (注3) 賃金額は、所定内給与額(通勤手当、精皆勤手当、家族手当を含む。)を所定内実労働時間数で除したものである。
 (注4) 賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

短時間労働者

青森(C)

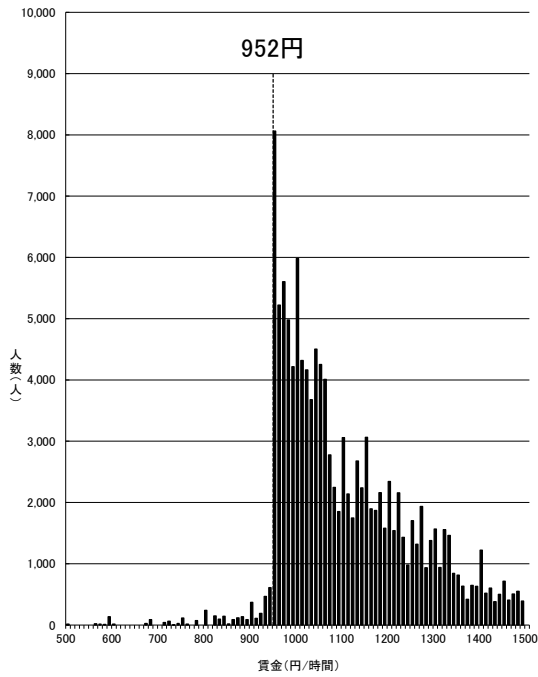


資料出所:厚生労働省「令和7年賃金構造基本統計調査特別集計」

- (注1) グラフ内記載の額は令和6年度最低賃金額である。
 (注2) 500円未満及び1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
 (注3) 賃金額は、所定内給与額(通勤手当、精皆勤手当、家族手当を含む。)を所定内実労働時間数で除したものである。
 (注4) 賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

短時間労働者

沖縄(C)



資料出所:厚生労働省「令和7年賃金構造基本統計調査特別集計」

- (注1) グラフ内記載の額は令和6年度最低賃金額である。
(注2) 500円未満及び1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
(注3) 賃金額は、所定内給与額(通勤手当、精皆勤手当、家族手当を含む。)を
所定内実労働時間数で除したものである。
(注4) 賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

短時間労働者